



国際ロータリー第2650地区

2025-26年度

財団補助金申請ハンドブック

地区ロータリー財団委員会

(2025年1月発行)

目次

第1章	ロータリー財団	1
1.	ロータリー財団とは	1
2.	ロータリー財団の使命	1
3.	ロータリー財団のビジョン声明	1
4.	財団資金の管理	1
5.	ロータリー財団モデル	2
第2章	シェアシステムによる財団資金の活用	3
1.	シェアシステム	3
	●RID2650・DDFの活用情報	4
第3章	ロータリー財団の補助金	5
1.	財団補助金の種類	5
2.	財団補助金の概要	5
3.	財団補助金の選び方	6
4.	クラブの資格認定	7
	●クラブの参加資格認定：覚書（MOU）	8
第4章	地区補助金	11
1.	地区補助金申請要項	11
2.	地区補助金の審査	11
3.	地区補助金申請スケジュール	11
4.	地区補助金の留意点	11
5.	地区補助金申請の要件（ロータリー財団）	12
6.	地区補助金申請の要件（第2650地区）	13
7.	人道的奉仕の詳細条件について	15
8.	地区補助金申請書および添付書類について	15
9.	ロータリー財団の承認・第2650地区の承認	16
10.	地区補助金口座	16
11.	クラブ限度額の算出方法について	17
	●RID2650・クラブ年次寄付実績（一人当たり）と地区補助金の人道的事業補助金の限度額	18
	●ロータリー財団地区補助金申請書【人道的奉仕事業】（記入注意点含む）	19
	●ロータリー財団地区補助金申請書【奨学金申請用】	23
	●ロータリー財団地区補助金申請 予算見積り依頼先選考理由報告書	25
12.	地区補助金活動や予算の変更	26
13.	地区補助金委員会の対応について	26
	●2023-24年度・地区補助金委員会 担当クラブ一覧	27
14.	地区補助金の最終報告書（地区財団資金管理委員会）	28
	●ロータリー財団地区補助金報告書／財務報告書兼収支明細書（チェックリスト含む）	30
	●ロータリー財団地区補助金報告書【奨学金事業用】	31
	●2024-25年度地区補助金の流れ	32
	●2023-24年度地区補助金運用状況	33

第5章	グローバル補助金	40
1.	活動の種類	40
2.	申請書の提出にあたってのヒント	40
3.	モニタリングと評価	41
4.	重点分野の基本方針	43
5.	事業予算規模と第2650地区のDDF申請基準	47
6.	グローバル補助金の申請時期と必要書類	47
7.	グローバル補助金の申請手順	48
8.	グローバル補助金の支払	48
	●寄付送金明細書	
9.	グローバル補助金の報告要件	51
	●RID2650 地区財団活動資金申請書【人道的奉仕・職業研修（VTT）事業】	52
	●RID2650 2022-23年度グローバル補助金事業状況	53
	●RID2650 2023-24年度グローバル補助金事業状況	54
第6章	ロータリー財団奨学金	55
1.	グローバル補助金による奨学金	55
	●RID2650 2024-25年度ロータリー財団グローバル補助金奨学生募集要項	55
	●RID2650 グローバル補助金奨学金応募申込書	59
	●RID2650 地区財団活動資金申請書【奨学金】	61
第7章	ロータリー平和フェロースhip	63
1.	2つのプログラムの違い	63
2.	申請資格と選考基準	63
第8章	資料	66
1.	地区への提出（覚書・申込・申請・報告書）書類	66
2.	RIの資料	66
	1) ロータリー財団 地区補助金授与と受諾の条件（2023年3月版）	67
	2) ロータリー財団 グローバル補助金授与と受諾の条件（2023年3月版）	76
	3) ローターアクトによるロータリー補助金の利用	90
	4) ロータリー災害救援補助金授与と受諾の条件	95
3.	財団の用語集（英略語）	103

第1章 ロータリー財団

1. ロータリー財団とは

ロータリー財団は、「国際ロータリーのロータリー財団」The Rotary Foundation of Rotary Internationalというのが正式名称です。国際ロータリーのロータリー財団は、1917年に基金として発足し、1928年国際大会でロータリー財団と名づけられました。1931年に信託組織となり、1983年に米国イリノイ州の法令の下に非営利財団法人となりました。ロータリー財団は、財団の法人設立定款と細則に従って、ロータリー財団管理委員会が慈善的、教育的目的のためにのみ運営するものとする規定されています。(国際ロータリーのロータリー財団細則)

ロータリー財団は米国イリノイ州の非営利法人国際ロータリーのみを唯一の構成員とした法人です。もちろん国際ロータリーとロータリー財団は独立した法人ですが、理念上も、実際上も、ひとつのロータリーとして機能しています。ひとつのロータリーとして一致団結することで、ロータリーは使命を果たすための強い土台を築いています。

ロータリー会員は会費を通じて国際ロータリーを支援し、寄付を通じてロータリー財団を支援しています。つまり、ロータリー財団はロータリーの使命を達成するための手段なのです。

2. ロータリー財団の使命

ロータリー財団は、ロータリアンが、人々の健康状態を改善し、質の高い教育を提供し、環境保全に取り組み、貧困をなくすことを通じて、世界理解、親善、平和を構築できるように支援することである。(ロータリー財団章典10.020. 2020年6月管理委員会会合 決定131号)

3. ロータリー財団のビジョン声明

私たちは、世界で、地域社会で、そして自分自身の中で、持続可能な良い変化を生むために、人びとが手を取り合って行動する世界を目指しています。

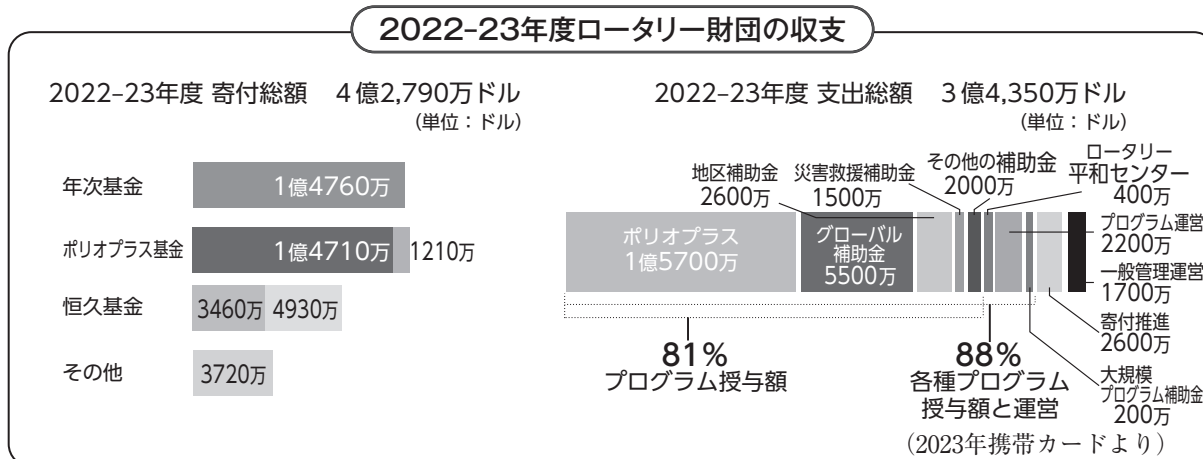
(ロータリー財団章典10.030. 2017年9月管理委員会会合、決定12号)

4. 財団資金の管理

ロータリー財団管理委員会は、世界中のロータリアンやほかの支援者から受け取った資金が、ロータリアンの懸命な努力と献身的な支援による自発的寄付であると認識しています。ロータリアンは、寄付金が本来の目的のために有効に利用されることを確信し、理解したうえで、ロータリー財団に委ねたのです。従って、管理委員会は、これらの資金の管理責任者として、ロータリー財団の補助金とプログラムに関連のある活動において適正な財務運営が行われることの重要性を強調しています。資金が目的に沿って効果的に使われるようにするために、管理委員会は、プロジェクトの実施に携わる地区、クラブ、ロータリアンの誠実さに頼っております。不正を認識した場合は、速やかに調査し、適切な処置を講じます。

資金の適切な管理のため、地区は、ロータリーの補助金を受領する前に、参加資格認定の手続を完了しなければなりません。参加資格認定に関する詳細は、地区の覚書(MOU)およびクラブの覚書(MOU)を参照してください。

- 1) ロータリー財団への寄付：年次基金・ポリオプラス基金・恒久基金およびその他の基金
- 2) ロータリー財団の支出：財団プログラム



ロータリー財団モデル

ロータリー財団は、皆様の「寄付」を資金とし、皆様の「プログラム参加」によって地元及び国際社会に貢献しています。

その他	遺贈友の会(1万ドル以上の遺贈) ロータリー平和センター冠名基金(50,000ドル以上) 冠名基金(25,000ドル以上) レガシー・ソサエティ(100万ドル以上:4つのレベル)	重点分野を指定することも可 (ただし、その寄付はシェアの対象にはなりません)	冠名指定寄付 (15,000ドル以上、グローバル補助金のWF使用指定が出来る) (30,000ドル以上、重点分野と地区を指定出来る)
認 証	アーチ・クランフ・ソサエティ 【累計25万ドル以上・3つのレベル】		
	大口寄付者(メジャードナー) 【累計10,000ドル以上・レベル1~4】		
	ベネファクター【1,000ドル以上】	ポール・ハリス・ソサエティ【毎年1,000ドル】	ポリオプラス・ソサエティ【毎年100ドル】
種類	恒久基金	年次基金	その他の基金寄付

寄 付

ロータリアンが、人びとの健康状態を改善し、質の高い教育を提供し、環境保全に取り組み、貧困をなくすことを通じて、世界理解、親善、平和を構築できるよう支援する	使命	ロータリー財団	標語	世界でよいことをしよう
---	----	---------	----	-------------

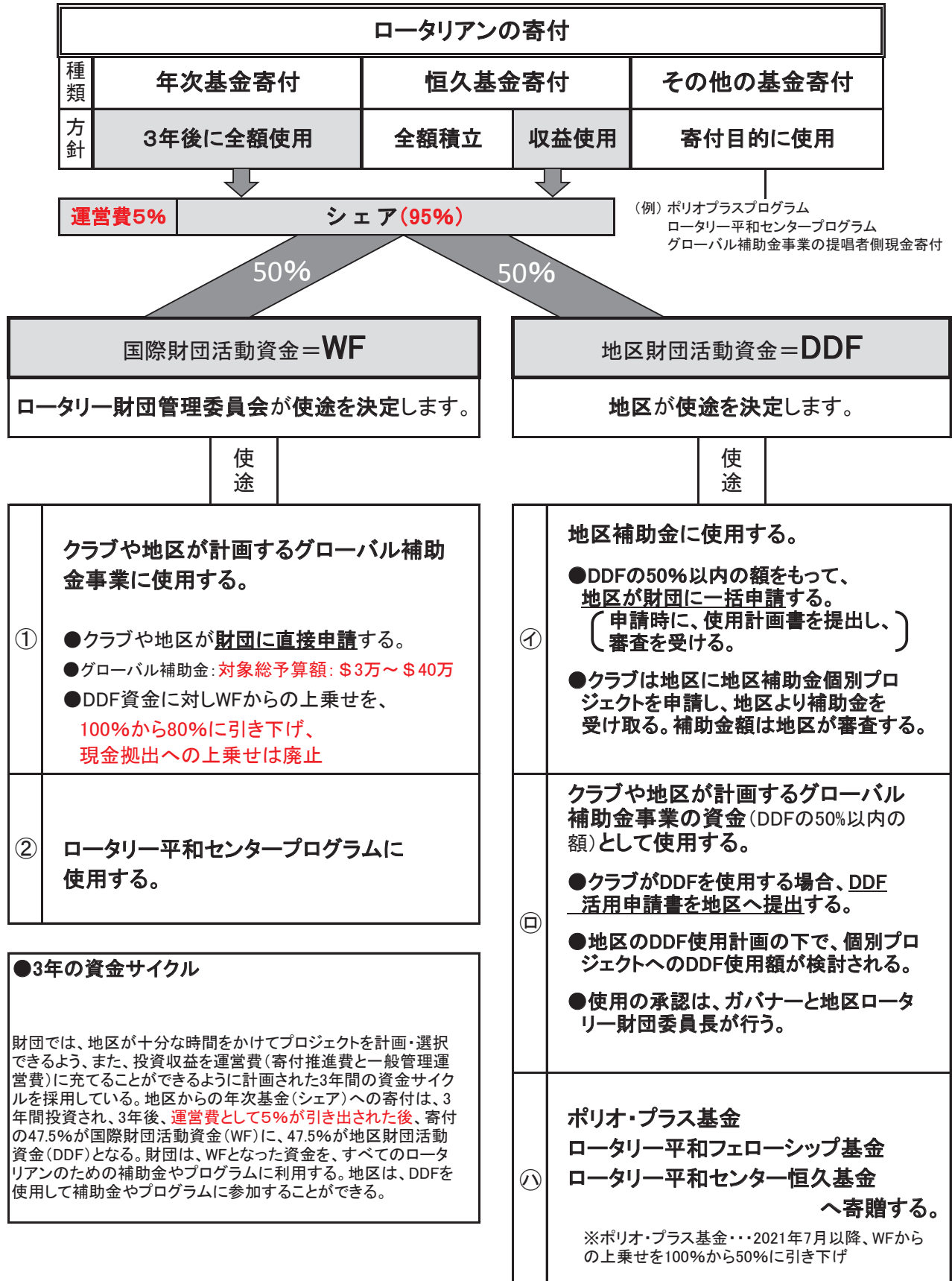
プログラム

グローバル補助金		地区補助金		ロータリー平和センター	ポリオ・プラス
2カ国以上のクラブ・地区が7つの重点分野に関するプロジェクトを協同提唱し、立案実施する国際プロジェクトに授与される。		地区やクラブの裁量で、地元社会や海外で実施する人道的、教育的、社会的な多種多様な奉仕事業に使用することができる。		<ul style="list-style-type: none"> 紛争解決と平和に関する国際問題について研究するためのフェロシップである。(奨学金) ロータリー平和フェローとは、将来、政府・民間企業・教育・報道機関・その他の職業分野において指導者となる可能性をもつ人々のことである。 ロータリー平和フェローは、ロータリー平和センターで修士課程において2年間学ぶ。(期間は15ヶ月、16ヶ月、21ヶ月、22ヶ月、24ヶ月の各コースがある。) デューク大学・ノースカロライナ大学(米国)、国際基督教大学(日本)、ブラッドフォード大学(英国)、クイーンズランド大学(オーストラリア)、ウプサラ大学(スウェーデン) ロータリー平和フェロシップには、専門能力開発の修了証を取得する3ヶ月コースもある。 平和、親善、紛争の原因と世界理解の問題に関する研究、指導、出版および知識の増進を図る目的を持つ。 	ポリオ・プラスの定義 ポリオと共にハシカ、ジフテリア、結核、百日咳、破傷風の5つをプラスして同時追放を目的とする 現在は、ポリオ撲滅の取り組みにより築かれたインフラやファンドレイジングとアドボカシーのノウハウを、他の疾病対策に生かしていくことも意味している ----- ウイルスの伝播を阻止するためのワクチンを世界中の児童に予防接種しようというプログラム ----- ポリオの世界的根絶の証明を国際ロータリーの最優先事項としています
ロータリーのある国でのみ事業実施可	ロータリーのある国でもない国でも可	DDFの50%以内で、地区が一括して財団に申請する。 〔申請時に、個別プロジェクトのスペンディングプランを提出すること〕			ポリオ・プラス・パートナー ポリオ発生地域で活動するロータリアンを援助し、 ①全国予防接種日のための地域社会動員、 ②ポリオ・ウイルス免疫所への援助、 ③ポリオ担当役員・疫病専門医への援助活動の三つのニーズに目標をおき、ポリオ根絶に必要な用具や補給品の費用やその他活動費用等を支援することを目的としている。
補助金対象となるのは、最低予算総額3万ドル以上、WF最高授与額は20万ドル、現金寄付に対しては5%の管理運営費が必要 DDFに対しては1:0.8の補助金(WF)が交付される。	一個別プロジェクト当りの補助額は地区の裁量		奨学金 〔海外留学でも国内でも可〕 職業研修チーム 人道的プロジェクト 海外での奉仕事業 災害復興支援 その他、社会的ニーズの強い奉仕事業	奨学金 職業研修チーム 人道的プロジェクト 海外での奉仕事業 災害復興支援 その他、社会的ニーズの強い奉仕事業	
事業規模30,000ドル以上が対象	事業例				
事業例	奨学金	奨学金	奨学金	奨学金	
	職業研修チーム	〔海外留学でも国内でも可〕	職業研修チーム	職業研修チーム	
	人道的プロジェクト		人道的プロジェクト	人道的プロジェクト	
重点分野	平和構築と紛争予防		海外での奉仕事業	海外での奉仕事業	
	疾病予防と治療		災害復興支援	災害復興支援	
	水と衛生		その他、社会的ニーズの強い奉仕事業	その他、社会的ニーズの強い奉仕事業	
	母子の健康		財団は地区に対して監査を行う事が出来る	財団は地区に対して監査を行う事が出来る	
	基本的教育と識字率向上		地区はクラブに対して監査を行う事が出来る	地区はクラブに対して監査を行う事が出来る	
	地域社会の経済発展				
	環境				
地区・クラブは補助金参加資格を要す		地区・クラブは補助金参加資格を要す			

第2章 シェアシステムによる財団資金の活用

1. シェアシステム

- ・年次基金寄付は、3年後に国際財団活動資金(WF)と地区財団活動資金(DDF)に、**運営費として5%が引き出されたあとで、WFとDDFに均等に二分されます。**
- ・恒久基金寄付は、**収益のみ**がシェアに基づき配分されます。



RID2650・DDFの活用情報

(2024年9月30日現在)

※ 赤字・青字は未確定

◎ DDF収支一覧表

(単位:ドル)

収支内訳		2022-23年度	2023-24年度	2024-25年度
収入	DDFシェア額	587,475.99	564,504.47	553,160.20 (暫定)
	繰越額	349,275.08	453,929.09	466,361.66
	DDF返還額	21,865.02	1,267.10	0.00
	合計	958,616.09	1,019,700.66	1,019,521.86
支出	地区補助金	288,082.00	286,916.00	275,243.00
	グローバル補助金	103,604.00	134,423.00	300,000.00 (予定)
	寄贈	113,000.00	132,000.00	(予定)
	合計	504,686.00	553,339.00	575,243.00 (見込み)
残額		453,930.09	466,361.66	444,278.86 (見込み)

◎ 補助金内訳

地区補助金	年度	DG番号	DDF使用額 ドル	個別プロジェクト数 (件)			交付金額 (ドル)			個別プロジェクト外 報告書提出状況
				地区	クラブ	計	地区	クラブ	計	
	2022-23年度	2335687	288,082	0	67	67	0	288,082	288,082	100% 4RCより返金あり
	2023-24年度	2447049	286,916	0	79	79	0	286,916	286,916	95% 1RCより返金あり
	2024-25年度	2559742	275,243	0	80	80	0	275,243	275,243	
	合計		850,241	0	226	226	0	850,241	850,241	

グローバル補助金	GG番号	PY	DDF使用額 ドル	援助国側	実施国	重点分野	種別	status
	2125374	21-22	25,000	奈良	ドミニカ共和国	疾病予防と治療	人道的	21-22承認 paid
	2236379	21-22	32,137	桜井	デンマーク	環境	奨学金	21-22承認 paid
	2237400	21-22	23,000	京都西	英国	基本的教育と 識字率向上	奨学金	closed
	2238853	22-23	42,816	京都南	米国	疾病予防と治療	奨学金	22-23承認 paid
	2346264	22-23	36,749	京都洛北	米国	疾病予防と治療	奨学金	22-23承認 paid
	2348228	22-23	19,039	桜井	英国	基本的教育と 識字率向上	奨学金	22-23承認 paid
	2238024	22-23	5,000	京都洛東	台湾	環境	人道的	closed
	2351372	23-24	25,423	京都南	英国	母子の健康	奨学金	23-24承認 paid
	2344007	23-24	16,000	2650地区 3350+5000	ベトナム	水と衛生	人道的	23-24承認 paid
	2460968	23-24	41,000	京都洛北	カナダ	疾病予防と治療	奨学金	23-24承認 paid
2024 (中間)	2461590	23-24	40,000	京都南	オーストラリア	水と衛生	奨学金	23-24承認 paid
	2348940	23-24	12,000	2650地区 2485+1150	コソボ	環境	人道的	23-24承認 paid
	2459167	24-25	25,500	福井北	トンガ	疾病予防と治療	人道的	24-25承認 未払い
	合計	21-22	139,887	(paid)	11カ国	6分野		
		22-23	103,604	(paid)				
		23-24	134,423	(承認・paid)				
		24-25	25,500	()				

◎ 寄贈内訳

(単位:ドル)

寄贈	年度	ポリオプラス	ロータリー平和プログラム	その他	合計
	2022-23年度	88,000.00	25,000.00	0.00	113,000.00
	2023-24年度	107,000.00	25,000.00	0.00	132,000.00
	2024-25年度 (予定)		25,000.00	0.00	25,000.00
	計	195,000.00	75,000.00	0.00	270,000.00

第3章 ロータリー財団の補助金

1. 財団補助金の種類

ロータリー財団の補助金は、以下の2つです。

1. 地区補助金 (DG = District Grants)
2. グローバル補助金 (GG = Global Grants)

2. 財団補助金の概要

地区補助金

地元や海外で行う小規模で短期（1年以内に終了）の活動に活用する補助金です。
この補助金は地区が管理・配分しますので、クラブは地区の申請要件に従わなければなりません。

グローバル補助金 . . .

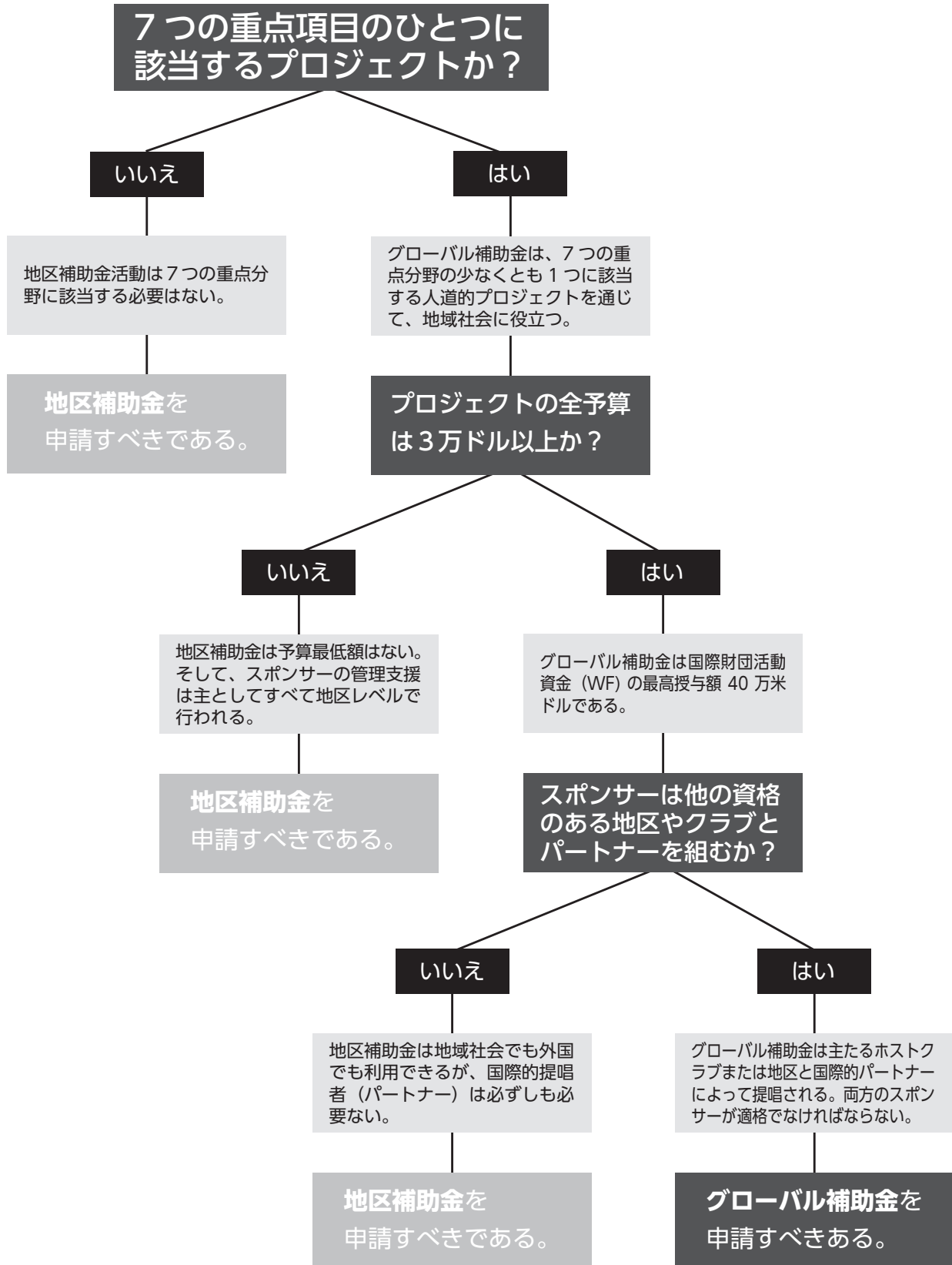
以下に該当する大規模な活動（3万ドル以上）に活用する補助金です。

- 7つの重点分野のいずれかに該当すること
- 活動が実施される国のクラブまたは地区と、それ以外の国のクラブまたは地区がパートナーとなって提唱する
- 実施地の人々が特定したニーズを満たす
- 地域社会調査が立案段階に人道的プロジェクトまたは職業研修チームのために2018年7月1日より加わり、申請時にその結果を添付しなければならない。
- 実施地の人々が積極的に参加する
- ロータリーの活動が終了しても、実施地の人々が自力で取り組んでいくことができる（成果が持続する）
- 測定可能な成果をもたらす

3. 財団補助金の選び方

プロジェクトの補助金のタイプを決定する

地区 / クラブは**人道的プロジェクト**に関心があります。次の質問は、ロータリアンのスポンサー（援助提供者）が、グローバル補助金に申請するのか、地区補助金にするかを決定する時に役立ちます。



参考：TRF 研修ワークブック 2013年1月17-19 サンディエゴ CA USA

4. クラブの資格認定

補助金の管理を徹底させ、適切な補助金管理についてロータリアンに情報や研修を提供します。財団補助金を利用する代表提唱クラブは、地区によって資格が認められなければなりません。この資格は、以下を実行することによって取得することができます。尚、当地区では、財団補助金の申請有無を問わず全クラブに資格認定を受けるよう、強く推奨しています。クラブの資格認定は、取得から1年間有効です。

1) 資格認定プロセス

- ① 毎年、最低1名のクラブ会員が地区主催の補助金管理セミナーおよび財団セミナーに出席する
- ② ロータリー財団から提供される覚書（MOU:Memorandum Of Understanding）に記載された財務と資金管理要件を遂行する（会長と会長エレクトが覚書に署名をし、提出する）
- ③ 地区が独自に定めた要件を順守

2) 補助金管理セミナー

（目的）

補助金を効果的に管理し、資金を適切に監督する上で必要な知識や情報を提供する為の研修です。

（出席者）

当地区では、クラブ会長エレクト、会長ノミニー、次年度幹事、次期ロータリー財団委員長を義務出席者としています。また、財団補助金に関心のある全てのクラブ会員に対し、参加のうえ補助金管理について学ぶよう奨励しています。

（欠席クラブ）

原則として、本セミナーに遅刻・早退・欠席したクラブは資格認定を受けることはできません。しかし、やむを得ない事由がある場合は、地区ロータリー財団委員会にご相談下さい。補講を検討致します。

●年間地区財団関係セミナー

地区ロータリー財団委員会はロータリー財団の情報提供と研修の機会として、地区・研修協議会（4月）、地区財団セミナー（8月）、地区財団補助金管理セミナー（1、2月頃）および11月のロータリー財団月間を中心にクラブ卓話用資料を提供し、クラブをサポートします。

3) クラブの参加資格認定：覚書（MOU）

参照：次頁

特記事項：

2024-25年度のクラブ参加資格には、地区財団セミナーおよび補助金管理セミナーを受講されることを条件とします。

クラブの参加資格認定:覚書(MOU)

ロータリー財団 (第 2650 地区の補足あり)

1. クラブの参加資格
2. クラブ役員の責務
3. 財務管理計画
4. 銀行口座に関する要件
5. 補助金資金の使用に関する報告
6. 書類の保管
7. 補助金資金の不正使用に関する報告

1. クラブの参加資格

クラブは、ロータリー財団の地区補助金とグローバル補助金の活用にあたって、ロータリー財団(以下「財団」)から提供されるこの覚書(MOU)に記載された財務と資金管理の要件を遂行すること、および、毎年最低1名のクラブ会員を地区主催の補助金管理セミナーに出席させることに同意しなければならない。

地区は、クラブの参加資格として追加の要件を定めたり、地区補助金の活用についてもクラブの参加資格認定を義務づけることができる。これらの条件をすべて満たすことにより、クラブの参加資格が認定され、ロータリー財団補助金プログラムにクラブが参加することが認められる。

- A. 参加資格条件がすべて満たされた場合には、1 ロータリー年度にわたり、クラブの補助金への参加資格が認められる。
- B. クラブが認定状況を維持するには、この覚書(MOU)、地区が定めた追加要件、その他該当するすべてのロータリー財団方針を順守しなければならない。
- C. 資金の管理を誰が行ったとしても、クラブが提唱した補助金資金の使用に対しては、クラブが責任を負う。
- D. 以下のような補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理(ただしこれらに限られない)が確認された場合、クラブの参加資格が保留、あるいは取り消しとなる場合がある。
不正、偽造、会員情報の改ざん、重大な過失、また受益者の健康、福利、安全を脅かす行為、不適切な寄付、私益のための資金使用、利害対立の未開示、個人による補助金資金の独占、報告書の偽造、水増し行為、受益者からの金銭の受領、不法行為、認められていない目的での補助金資金使用。
- E. クラブは、いかなる財務監査、補助金監査、業務監査にも協力しなければならない。

2. クラブ役員の責務

クラブ役員は、クラブの参加資格認定およびロータリー財団補助金の適切な使用について主要な責任を有する。

クラブ役員の責務には以下が含まれる。

- A. クラブの資格認定手続きの遂行と管理、認定状況の維持を担当するクラブ会員を最低 1名任命する。
- B. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の方策と適切な補助金管理の慣行に従って管理されるよう確認する。

- C. 補助金に関与するすべての人が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

3. 財務管理計画

クラブは、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。

財務管理計画には、以下の手続きが含まれていなければならない。

- A. すべての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に則って会計を維持する。
- B. 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
- C. 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
- D. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
- E. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

4. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする口座をクラブが設けなければならない。

- A. クラブの銀行口座は以下を満たしていなければならない。
 - 1. 資金の支払いには、クラブの少なくとも 2名のロータリアンが署名人となること。
 - 2. 低金利、または無金利の口座であること
- B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。
- C. クラブが提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。
- D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる(ただし、これらに限られるものではない)。
- E. ロータリー財団補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示できるようにしておかなければならない。
- F. クラブは、署名人の交代に備えて、銀行口座の管理責任の引継ぎ計画書を作成し、保管しなければならない。

5. 補助金資金の使用に関する報告

クラブは、ロータリー財団のすべての報告要件に従わなければならない。補助金に関する報告を通じて、ロータリー財団は補助金の使用状況を知ることができる。このため、この報告は補助金の適切な資金管理の重要な部分である。

(地区の補足)

報告書提出時に、事業実施後の支出金額が申請時の支出予定額より減額となり、残金が生じた場合等、補助金に係る部分の金額を地区に返金しなければならない。

6. 書類の保管

クラブは、参加資格認定とロータリー財団補助金に関連する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、これを維持するものとする。これらの書類を保管することにより、補助金管理の透明性が保たれるとともに、監査や財務評価の準備に役立つ。

A. 保管する必要がある書類には、以下が含まれる(ただし、以下に限られない)。

1. 銀行口座に関する情報(過去の銀行明細書を含む)。
2. 署名入りのクラブの覚書(MOU)を含む、クラブの参加資格認定に関する書類。
3. 計画や手続きを記載した書類。これには以下が含まれる。
 - a. 財務管理計画書
 - b. 書類の保存と管理の手続き
 - c. 銀行口座署名人の引継ぎ計画書、および銀行口座の情報と書類の保管
4. 購入したすべてのものの領収書と請求書を含む、補助金に関する情報

B. クラブの記録は、クラブのロータリアンが、または地区が要請した場合は地区が、閲覧、入手できるようにしなければならない。

C. 書類は、少なくとも5年間、もしくは国や地域の法律によってはそれ以上の期間、保管しなければならない(日本の場合、グローバル補助金奨学金に関する書類は10年間保管しなければならない)。

7. 補助金資金の不正使用に関する報告

補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブはこれを地区に報告しなければならない。このような報告により、補助金資金の不正使用が絶対に許されないという環境をクラブ内に作り出すことができる。

承認と同意

この覚書(MOU)は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、補助金活動の適切な管理と財団補助金資金の適切な管理を行うための措置をクラブが取ることを認めるものである。この文書を承認することにより、クラブは、この覚書(MOU)に記載されたすべての条件と要件に従うことに同意する。

_____ ロータリー・クラブを代表し、下記署名人は、**2025-26** ロータリー年度この覚書(MOU)に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続に変更や修正があった場合には、国際ロータリー第 **2650** 地区に通知することに同意する。

クラブ会長	
会長就任年度	2024-25 年度
氏名	
署名	
日付	

クラブ会長エレクト	
会長就任年度	2025-26 年度
氏名	
署名	
日付	

第4章 地区補助金

1. 地区補助金申請要項

クラブは、ロータリーのある国と地域およびロータリーの無い国と地域において、財団の使命に関連する以下の活動やプロジェクトを目的として、第 2650 地区ロータリー財団委員会に地区補助金を申請することができます。

2. 地区補助金の審査

補助金の審査は、地区ロータリー財団委員会全委員で行います。

3. 地区補助金申請スケジュール

2025年	1月18日	補助金管理セミナーに参加し、覚書(MOU)に署名してガバナー事務局に送付することでクラブは参加資格を得ることができます。
	3月1日 ↓ 4月18日 (締切厳守)	クラブは申請書を地区補助金委員会に提出する。 注)地区委員会から不備・指摘事項の連絡があれば訂正が必要です。その為、できるだけ早く申請書を提出してください。
	5月末頃 ↓ 6月初旬	クラブに地区の審査結果が届く。 注)上記はロータリー財団の審査結果ではありません。 地区よりロータリー財団へ一括申請し、ロータリー財団より承認が下りるまで事業は実施できません。
	7月以降	ロータリー財団より地区へ承認通知が届く。 ロータリー財団の承認が下りて、初めてクラブは事業開始可能となる。 注)いつ頃承認が下りるか不明の為、事業実施は8月以降を推奨します。 ロータリー財団より地区へ入金があり次第、クラブへ補助金配分します。

* 上記スケジュールの流れを P. 32 の「地区補助金の流れ」としてご紹介しております。

4. 地区補助金の留意点

2月1日～4月18日までの間において、地区補助金の申請において疑問点があれば、地区補助金委員会にお問い合わせ願います。

ご質問は補助金管理セミナーの受講者、または MOU の署名人からご質問ください。

(理由)

毎年、ハンドブックの内容を変更しています。地区委員からの回答もハンドブックに沿った内容となりますので、受講されていない方からお問い合わせいただきますと、最初からの説明が必要となる場合があります。そのため、補助金管理セミナーの受講者からご質問くださいますようお願いいたします。

5. 地区補助金申請の要件（ロータリー財団）

クラブは、ロータリー財団の「ロータリー財団 地区補助金 授与と受諾の条件」を順守しなければなりません。

※一部抜粋 P70～P78

1. 受領資格のある活動

地区補助金の受領資格がある活動

- A. ロータリー財団の使命に沿っていること。
- B. 以下を含むこと
 - 1. 地元または海外での奉プロジェクト
 - 2. 奨学金(教育のレベルは問わない)
 - 3. 職業研修チーム(特定分野について教える、または学ぶ専門職従事者のグループ)、および関連する旅行
- C. ロータリー会員が積極的に参加すること。
- E. 参加する未成年の安全と健康を守り、国際ロータリーの青少年保護方針を遵守すること
- G. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
- H. ロータリー財団章典の第30.040節「プログラム参加者の利害の対立に関する方針」、およびセクション10「補助金における利害の対立に関する方針」に概説されている方針を遵守すること。

2. 受領資格のない活動および支出

- A. 特定のグループ(種類を問わない)を差別するもの。
- B. 完全に宗教を目的とした催し物を行うこと
- C. 特定の人、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援を行うこと。
- G. ファンドレイジング(募金)活動

3. 地区補助金の資金は、以下の為に使用できない

- K. 補助金が承認される前に発生した費用、または進行中もしくは既に完了した活動
- L. ロータリー財団、ポリオプラス、またはほかの財団補助金への寄付
- M. 土地や建物の購入
- P. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽イベント、プロジェクトでの式典などのロータリー行事に関連する経費
- Q. 広報的な取り組み(プロジェクトの完了に不可欠な場合を除く)
- R. 1,000米ドルを超える、プロジェクトの標識
- S. 他団体の運営費、管理費、間接的なプログラム経費
- T. 特定の人物や協力団体への使途無指定の現金寄付。
- U. 新型コロナウイルスのワクチン
- V. ポリオワクチンのみを投与する予防接種

6. 地区補助金申請の要件(第 2650 地区)

クラブの活動やプロジェクトは、財団だけではなく第 2650 地区の要件にも該当しなければなりません。代表提唱クラブに対して配分される地区補助金は、前年度のクラブの一人当たりの年次基金寄付実績に基づいての算定を原則とします。複数のクラブが共同してプロジェクトを実施する場合、代表提唱クラブのみが地区補助金の申請ができます。

第 2650 地区で定めている制約事項

1. 地区補助金申請は1クラブ 1 申請(1つの事業に限る)
2. 他の補助金や他団体の補助金との併用は不可。
3. クラブは、地区から参加資格の認定を受けること。(財団セミナー及び補助金管理セミナーへの参加、MOU 提出)
4. プロジェクトは年度内に終了すること(奨学金はこの限りではない)。
5. <u>利害の対立を回避、あるいは利害の対立の可能性を開示すること。</u> (選考理由 報告書提出 P. 25)
6. 青少年交換、RYLA、ロータリーの友情交換、ローターアクト、インターアクトへの支援に補助金は使えない。

人 道 的 奉 仕	
補助金交付限度額	120 万円
クラブの自己拠出額	補助金申請書提出時は、補助金申請額の 20%以上 ※補助金報告書提出時は、補助金交付額の20%以上
交付基準 ※交付限度額は厳守	P18に記載の2025-26補助金限度額(\$)を参照ください。P17に計算方法記載
条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 既に進行中または完了したプロジェクトへの助成は認められません。 ● ロータリーが主導しない事業(他団体が主催する事業など)への助成は、認められません。※ ● 主たる事業内容が、単なる物品の寄贈に類する事業は認められません。※ ● 寄贈式典の費用は、認められません。※ ● 行政および、それに準じる団体に対する事業は認められません。 ● 同一事業への助成は、延べ3回までしか認められません。※ ● 予備費・管理費等、明細や見積書のない費用は認められません。 ● 図書券・クオカードなどの金券類を購入することはできません。 ● 海外に青少年を伴う奉仕事業は、承認が遅れる可能性があるため認められません。P22「ロータリー財団の承認について」をご参照ください※ ● ロータリアンやその家族・親族・知人の弁当代等の飲食費、旅費等の交通費は認められません。

※については、P15に詳細説明を記載しています。

※職業研修(VTT)についても、上記と同様の交付限度額がありますので、委員会にご相談ください。

奨 学 金	
補助金交付限度額	高校生以下は、総額 40 万円／1 クラブ
	大学生以上は、総額 100 万円／1 クラブ
クラブの自己拠出金	補助金申請書提出時は、補助金申請額の 20%以上 補助金報告書提出時は、補助金交付額の 20%以上
交付基準 ※交付限度額は厳守	P18に記載の2025-26補助金限度額(\$)を参照ください。P17に計算方法記載
条 件	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人1回限りとする ● 大学生は国内外を問わず100万円以下とする。 ● 奨学金の支給は、申請クラブにて優秀な学生でかつ経済的に困難な状況にあるかを適正に審査する。 ● 音楽・美術・スポーツなどの海外留学への奨学金は、候補者としての資質を判断する為、コンクールの実績や先生の推薦を必要とする。奨学金授与期間は、1年を超えないものとする。 ● 学生が他団体から別の奨学金を受けていないものとする。 ● 2650 地区内に在住、もしくは在学しているものとする。未成年者と見なされる方の海外留学の申請は不可とする。

注)グローバル奨学金については、第5章 グローバル補助金および第6章 ロータリー財団奨学金をご参照ください。

7. 人道的奉仕の詳細条件について

A) ロータリーが主導しない事業への助成は、認められません。

他団体の継続的事业運営費(ランニングコスト)を援助する事業

他団体が行う事業への事業補助費が主な目的の事業

他団体が行うイベントへの協賛については、事業等の立ち上げや新たな活動への支援に重点を置き、受益者や地域社会の自立を促すことが望まれます。新たなニーズへチャレンジをすることで、地域社会に変化をもたらすことができます。

B) 主たる事業内容が、単なる物品の寄贈のみの事業は認められません。

寄贈のみの事業であり、その贈呈式典を事業とすることは認めません。

全体予算の80%以上が寄贈品の購入に使われる場合、その事業は寄贈事業とみなします。

ただしロータリーが積極的に関与する事業であることが、自明の場合は、上記に囚われません。

C) 同一事業への助成は、延べ3回までしか認められません。

2024-25年度申請分を始期として、同一事業及び事業の内容が異なる場合であっても奉仕の対象が同一の組織や法人に対する地区補助金事業は延べ3回までとします。

ただし、これはロータリー地区補助金に関する基準であり、各クラブが独自予算で継続事業を行うことは否定されません。

特定の受益者に対する支援を、完了時期を定めることなく何年も継続する事や過度の支援は、受益者の自立を妨げてしまうことがあります。

D) 青少年が参加する奉仕事業についての注意点

ロータリー青少年保護の手引きを遵守する必要があります。

特に青少年の旅行【長距離の移動(県外移動)や宿泊を伴う活動】を実施する際は、地区危機管理ハンドブックに記載されている事項の遵守及び各種許可が必要になります。

※詳しくは地区危機管理ハンドブックを確認ください。(2650地区ホームページその他の資料に掲載)

8. 地区補助金申請書および添付書類について

活動の内容(人道的活動・職業研修/奨学金)に応じて、第2650地区補助金申請書(ガバナー事務局から送付)に漏れなく記載して地区に申請します。

その際、申請書には、「見積書」及び「予算見積依頼先選考理由書」を添付して送付してください。

※但し、見積書の相手先がロータリアンでない場合は「予算見積依頼先選考理由書」は必要ありません。

【見積書】について

見積書については以下の点を注意してください。

1. 見積書には日付が明記されていることが必要です。
2. 宛先は提唱ロータリークラブでなければなりません。協力団体や受益者は不可です。

3. 見積書を取得できない講師謝礼金などは、理由書を添付してください。報告書提出時に必ず領収書を添付してください。
4. 見積書をはじめ添付書類が外国語の場合は、和訳が必要です。
5. 見積書には通し番号を振って戴き、申請書の予算内訳と合うようなご配慮をお願いします。1枚の見積書で複数の予算内訳書の項目にわたる場合は、予算内訳書の各項目の番号は見積書の番号に合わせてください。

【予算見積依頼先選考理由書】について

利害の対立の回避と可能性の開示の義務

ロータリアンは、補助金活動から直接的／間接的利益を受ける事はできません。ロータリアンの経営する団体や企業から、やむを得ない理由(その商品やサービスを扱っている業者がロータリアンの企業だけの場合など)で補助金により商品やサービスを購入する場合は、「予算見積依頼先 選考理由報告書」(P. 25 参考)に記載してご提出下さい。

※支援先がロータリアンの運営する団体や施設であっても、そのロータリアンに利益がない場合には補助金活動が認められる場合がございます。この場合は必ず申請書に開示して下さい。また、このロータリアンはプロジェクトに直接関与することはできません。

9. ロータリー財団の承認・第 2650 地区の承認

ロータリー財団の承認は、地区から「地区補助金の交付について(お知らせ)」と「地区補助金の振込先口座情報通知依頼書」の発送をもって通知と致します。この書式を受領したクラブは補助金口座を開設し、地区ロータリー財団委員会に口座情報を提供の上、地区補助金の着金を待ちます。

注意:ロータリー財団の承認通知が地区事務所から届くまでは、決してプロジェクトや活動の開始はしないでください。

10. 地区補助金口座

地区が財団の正式な承認を受けた後、地区事務所から申請クラブに「地区補助金の振込先口座情報通知依頼書」を送信します。クラブは地区補助金専用口座を開設し、複数の補助金が同一の口座に混在しないよう注意します。口座名は地区補助金専用とわかるものが望ましく、クラブの拠出金も一旦口座に入金して下さい(活動実施地が海外で、現地から資金提供がある場合は入金する必要はありません。)

受領した地区補助金とクラブの拠出金を他の口座に振り替えることなく、活動に要する経費の全ての入出金を地区補助金口座により行い、通帳に記録します。

少なくとも2名以上の会員が補助金口座の入出金を管理しなければなりません。

11. クラブ限度額の計算方法

クラブは地区補助金を人道的奉仕交付基準に合わせ申請できます。

P.18 地区補助金限度額の表に記載された金額が、2025-26 地区補助金限度額(\$)です。

念のため、下記にて算出方法の例を記載しております。

一人当たり年次寄付実績の20倍の額を申請可能(ただし交付限度額は120万円まで)

1. P.18 の表から自クラブの 2025-26 地区補助金限度額(\$)を確認してください。
2. クラブの1人当たり2023-24年次寄付実績(\$180)に20を掛けてください。
3. この計算結果より3,600ドルが年次寄付実績に基づく補助金限度額(\$)となります。
4. 2025年3月のロータリーレートで3,600ドルを日本円に換算した額が、補助金限度額(¥)です。

※ 一人当たり年次寄付実績×20の金額が120万円を超える場合、交付限度額は120万円となります。

恒久基金寄付による限度額追加交付の条件

全てのクラブが恒久基金への寄付を推進するために、各奉仕事業における補助金限度額の増額条件は以下の通りです。

(追加交付条件)

クラブの2023-24年度の恒久基金寄付実績に基づき年間寄付額1,000ドルごとに100ドルの限度額増額が可能です。(1,000ドル未満の単位については、全て切り捨てて計算します)

ただし増額の上限は1クラブにつき1,000ドルです。

例) ●●クラブは、2023-24年度の一人当たり年次寄付実績が180ドル、恒久基金寄付が2,000ドルの場合の計算は次の通りです。

1. クラブ補助金申請額

- 一人当たり年次寄付実績: 180ドル × 20 = 3,600ドル
- 恒久基金寄付による追加増額 2,000ドル ÷ 100ドル = 200ドル
- 合計 3,600ドル + 200ドル = 3,800ドル

2. クラブ補助金申請限度額の円換算

- 3,800ドル × 140円(仮に2025年3月ロータリーレートを140円とした場合) = **532,000円**

3. クラブ自己拠出額

- 上記の補助金申請額532,000円 × 20% = **106,400円**(クラブの自己資金)

4. 奉仕事業規模

- 補助金申請額532,000円 + 自己拠出額106,400円 = **総額638,400円** 以上の事業を実施してください。

※申請に当たっては、2025年3月のロータリーレートで計算をしてください。

**RID2650・クラブ年次寄付実績(一人当たり)と
地区補助金 の人道的事業補助金の 限度額**

クラブ名	2023-24 一人あたり 年次寄付実績(\$)	2023-24 恒久基金 寄付実績による追 加額(\$)	2025-26 補助金限度額 (\$)	クラブ名	2023-24 一人あたり 年次寄付実績(\$)	2023-24 恒久基金 寄付実績による追 加額(\$)	2025-26 補助金限度額 (\$)	クラブ名	2023-24 一人あたり 年次寄付実績(\$)	2023-24 恒久基金 寄付実績による追 加額(\$)	2025-26 補助金限度額 (\$)
綾部	123	100	2,560	京都朱雀	216	0	4,320	福井あじさい	183	100	3,760
福知山	167	0	3,340	京都田辺	139	0	2,780	福井フェニックス	194	0	3,880
福知山西南	181	0	3,620	京都山城	147	0	2,940	福井東	183	100	3,760
亀岡	174	0	3,480	京都八幡	114	0	2,280	福井北	190	0	3,800
亀岡中央	144	0	2,880	舞鶴	155	0	3,100	福井南	182	0	3,640
京丹後	193	100	3,960	舞鶴東	168	0	3,360	福井西	202	100	4,140
京都	188	0	3,760	宮津	144	0	2,880	福井水仙	286	0	5,720
京都伏見	214	0	4,280	園部	213	0	4,260	勝山	75	100	1,600
京都平安	220	0	4,400	宇治	183	0	3,660	丸岡	114	0	2,280
京都東	208	0	4,160	宇治鳳凰	130	0	2,600	三国	79	0	1,580
京都東山	186	0	3,720	びわ湖八幡	192	300	4,140	大野	189	0	3,780
京都北東	180	0	3,600	五個荘能登川	197	0	3,940	鯖江	151	0	3,020
京都イブニング	180	0	3,600	東近江	195	100	4,000	武生	103	100	2,160
京都城陽	167	0	3,340	彦根	169	200	3,580	武生府中	209	100	4,280
京都桂川	240	0	4,800	彦根南	155	0	3,100	敦賀	210	0	4,200
京都北	249	0	4,980	甲賀	216	0	4,320	敦賀西	188	0	3,760
京都南	246	300	5,220	湖南	190	0	3,800	若狭	167	0	3,340
京都モーニング	150	0	3,000	草津	349	0	6,980	あすか	293	1000	6,860
京都紫野	192	0	3,840	守山	200	200	4,200	五條	180	0	3,600
京都中	153	0	3,060	長浜	175	100	3,600	平城京	290	100	5,900
京都西	221	0	4,420	長浜東	196	200	4,120	橿原	504	0	10,080
京都乙訓	163	0	3,260	長浜北	142	0	2,840	奈良	247	0	4,940
京都洛中	226	600	5,120	近江八幡	221	0	4,420	奈良東	227	100	4,640
京都洛北	182	0	3,640	大津	191	0	3,820	奈良西	193	0	3,860
京都洛南	233	0	4,660	大津中央	177	0	3,540	奈良大宮	230	200	4,800
京都洛西	163	0	3,260	大津東	111	0	2,220	桜井	191	0	3,820
京都洛東	132	0	2,640	大津西	154	0	3,080	大和郡山	220	300	4,700
京都嵯峨野	169	100	3,480	栗東	205	0	4,100	やまとまほろば	180	0	3,600
京都さくら	167	0	3,340	高島	258	100	5,260	やまと西和	216	100	4,420
京都西北	169	200	3,580	野洲	195	100	4,000	大和高田	183	300	3,960
京都西南	79	0	1,580	八日市南	198	300	4,260	Eクラブ2650	216	200	4,520
京都紫竹	126	0	2,520	福井	185	0	3,700				



1・クラブ名	
2・プロジェクト名	
実施場所	
実施期間	開始日 年 月 日 ~ 予定終了日 年 月 日
事業の要旨	

3・事業内容についてお書き下さい。

4・プロジェクトは、どのように地元社会や国際社会のためになりますか? その地域社会で恩恵を受ける人は誰ですか?
また、何のために役立つもので、どういう成果が期待できますか?

5・プロジェクトに何名のロータリアンが参加しますか?

6・プロジェクトにおいてロータリアンは何をしますか。少なくとも2つの例をお書きください。

7・プロジェクトを実施することで、どのような長期的影響が期待されますか?

8・本活動がロータリーの提唱プロジェクトであることを、どのような方法で一般の人々に広報しますか?

9・協力団体が関与する場合、協力団体の名称及び役割を記述してください。

協力団体の名称	役割
---------	----

10・海外での事業の場合、その地域にロータリークラブがある場合、そのロータリークラブの名称及び協力内容を記述してください。

ロータリークラブの名称	協力内容
-------------	------

11・予算—プロジェクト全体の、全ての項目を含む詳細な明確化された予算を含めてください。

予算内訳	見積番号	数量	単価	金額
合 計				¥0

地区補助金申請書のご記入について

1. 事業の実施期間について

事業の開始は、ロータリー財団の承認が下りるまでできません。承認時期が不確定なため、事業の開始日は8月以降が望ましいです。もし7月に事業を開始する計画がある場合は、必ず事前に地区委員にご相談ください。

2. 事業の要旨について

記載例:「〇〇を対象に、△△を目的として□□を開催する。主な費用は〇〇費、△△費、□□費などです。」
100文字までで簡潔に記載をお願いします。

3. 事業内容について

この事業を行う理由や概要を簡潔に記載してください。公知の事実やウィキペディア等からの情報、ロータリーの理念、付度を促すような文章は不要です。

4. 恩恵を受ける対象者(受益者)について

補助金事業によって恩恵を受ける方々の人数や、どのような方々が対象かを記載してください。ただし、恩恵を受ける方の中にロータリアンを含めることはできません。

5. プロジェクトへのロータリアンの参加人数

この事業には何名のロータリアンが参加しますか?多くのロータリアンの参加が望まれます。

6. ロータリアンの役割

このプロジェクトにおいて、ロータリアンがどのような役割を果たすのか、少なくとも2つの具体例を挙げてください。補助金事業は、ロータリークラブが主導して計画・実施するものであり、単なる物品寄贈や他団体の事業補助費は認められていません。

7. 協力団体が関与する場合

協力団体が関与する場合、その団体名と役割を記載してください。特に青少年が関与する場合は、保護者や学校と責任の取り決めを行ってください。

ロータリー青少年保護の手引きを遵守する必要があります。

青少年の旅行【長距離の移動(県外移動)や宿泊を伴う活動】を実施する際は、地区危機管理ハンドブックに記載されている事項の遵守及び各種許可が必要になります。

青少年(未成年者含む)を海外に渡航させる事業については、上記各種許可及びロータリー財団からの質疑応答や追加資料の請求など申請受理から承認までの時間がかかることがあります。

この間、他のクラブの申請も全て承認が保留されてしまい他クラブに多大な迷惑をかけるために、青少年(未成年者含む)を海外に渡航させる事業については、地区の制約を設けさせていただいております。

8. 予算内訳書

見積書には通し番号を振って戴き、申請書の予算内訳と合うようなご配慮をお願いします。1枚の見積書で複数の予算内訳書の項目にわたる場合は、予算内訳書の各項目の番号を見積書の番号に合わせてください。

10. 資金計画について

1. P18記載の補助金申請額(ドル)と円換算金額を記入してください。
2. クラブの調達資金(円)を記入してください。
3. その他の資金がある場合、その金額(円)を記入してください。
4. 予算合計と資金計画合計は必ず一致するようにしてください。

※ドルから円への換算は、2025年3月のロータリーレートで行ってください。

12・資金計画 (9.の予算の合計額と資金合計額は同じであること)		水色セルにドル金額(数字のみ)を入力すると、 ↓横のセルに日本円が自動計算で表示されます↓	
1.補助金申請額		\$100	¥0
2.クラブ調達資金(1の20%以上の金額)			
3.その他の資金			
4.合計 (円)			¥0

2025年3月のロータリーレート=()円：1ドルで計算

13・利害の対立について

貴クラブ会員を含むロータリアンの経営する団体や企業から、事業に必要な物品やサービス等を購入する場合は、理由を選考理由報告書に記入の上、申請書と共に提出下さい。(*複数件ある場合は、複数枚ご用意願います)

ロータリアンより物品・サービスを購入する いいえ はい

14・プロジェクト連絡担当者(プロジェクト内容を把握されている方を記入してください)

プロジェクト補助金の不備を無くし管理に当たる2名のロータリアンを記載してください。

署名人のうち一人は、補助金管理セミナーの出席者とし、本申請書の内容がセミナー時の地区委員の説明に反していないか、ご確認ください。

代表連絡担当者名		クラブでの役職：	
日中連絡可能な時間			
携帯電話		FAX	
電子メール			
連絡担当者名		クラブでの役職：	
日中連絡可能な時間			
携帯電話		FAX	
電子メール			

15・以下についてご確認とご承諾をお願いします(口にチェックしてください)

- 2650地区に、クラブの参加資格認定覚書(MOU)を提出しました。
- 財団の承認が上記記載の事業開始日以降の場合、地区補助金事業と認められずクラブ事業とすることを了承します。
- 継続事業ではないですか(同一の事業に対する地区補助金活用は、延べ3回までです)
- 未成年者(IA含む)やRA等、青少年が関わる事業ですか → いいえ はい
↑上記で「はい」の場合、保護者や両親とクラブとの間で責任の所在を取り決めてください
- クラブ調達資金は、補助金申請額の20%以上になっていますか
- 予備費・雑費・事務費など、見積書の添付のない予算を記入していませんか
- 見積番号と別添見積書の番号は揃っていますか
- 別添見積書の宛先は、すべて貴クラブ宛となっていますか
- 利害の対立がある場合、情報開示していますか(13及び別紙に記入の事)

16・承認

本プロジェクトに関与する全ロータリー財団委員会に対し、プロジェクトの活動内容に責任を持ち、報告する義務があります。

申請者の署名は、提唱者がその責任を理解し、了承したことを確認することになります。

提唱者の署名は、その知る限りにおいて本申請書の全ての記載事項が真実であり、正確であることを確認することになります。

2024-25年度()ロータリークラブ会長エレクトとして、私はここに、当クラブがクラブ活動として本プログラムを実施することを決定したことを確認致します。尚、プロジェクト実施にあたり、覚書の遵守を誓約します。

氏名：

署名：

日付：

13. 利害の対立について

ロータリアンが補助金活動で直接的・間接的に利益を受けることはできません。やむを得ずロータリアンの企業から商品やサービスを購入する場合は、P25予算見積り依頼先選考理由報告書を添付してください。

14. 連絡担当者について

プロジェクトの内容を把握している連絡担当者の名前、日中に連絡が取れる時間帯、連絡先を2名分ご記入ください。

ロータリー財団の承認について

地区補助金は、2650地区が地区内の各クラブの申請をまとめ、1件としてロータリー財団本部へ申請します。財団本部へは、年度内に1回しか申請できません。

できるだけ早く、年度開始7月に事業を開始できるよう、2650地区では5月中旬の審査後、1週間以内に財団本部へ申請を行います。ただし、いずれかのクラブの申請に関して財団本部から質問が届いた場合、そのクラブが迅速に対応しないと、他のクラブの申請も全て保留されてしまいます。

このような事情から、財団本部の承認がいつ下りるのか、地区でも確定できない状況です。財団本部から承認が下りた後、3日以内に全てのクラブへ通知いたしますが、通知を待たずに事業を開始された場合、「授与と受諾の条件」に基づき、補助金の交付が認められないのでご注意ください。

奨学金申請用

クラブ名	ロータリークラブ
------	----------

プロジェクト連絡担当者 2名（内容を把握されている方を記入）

代表連絡担当者名		クラブでの役職	
日中連絡可能な時間			
電話		FAX	
メールアドレス			

連絡担当補佐		クラブでの役職	
日中連絡可能な時間			
電話		FAX	
メールアドレス			

推薦する奨学生について

(姓)	(名)	性別	男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/>
生年月日		年齢	才
現在の身分	<input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 大学生 <input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 社会人（勤務先： _____）		

※個人情報保護の観点から、奨学生の詳細情報が分かる資料の添付は一切禁止します。

提案する専攻過程の詳細

就学先となる教育機関の名称	
教育機関の場所（国、都市）	
教育機関のウェブサイト	
専攻課程	
専攻課程における公式言語	
留学の場合の開始予定日	
留学の場合の終了予定日	

○ここに提案された奨学金は、グローバル補助金の奨学金には適合しない奨学金ですか？
 はい いいえ

○奨学金受給予定金額とその必要性を説明してください。

受給予定金額		円
受給理由		

○奨学金事業行金計画

1.補助金申請額		ドル	円
2.クラブ調達資金(1の20%以上の金額)			円
3.その他の資金			円
4.授与予定金額合計			円

2025年3月のロータリーレート = (円) : 1ドルで計算

○奨学生の学業面と職業面での目標を記述し、

これらの目標を達成する上で奨学金がどのように役立つかを説明してください

成果の持続と測定可能性

○地域社会のニーズに長期的に取り組むために奨学生は学業で学んだことを、
どのように生かしていきますか。

承認

本プロジェクトに関与する全ロータリークラブは、地区ロータリー財団委員会に対し、プロジェクトの活動内容に責任を持ち、報告する義務があります。申請者の署名は、提唱者とその責任を理解し、了承したことを確認することになります。また提唱者の署名は、その知る限りにおいて、本申請者の全ての記載事項が真実であり、正確であることを確認することになります。

2024-25年度 () ロータリークラブ会長エレクトとして、私は、ここに
当クラブがクラブの活動として本プログラムを実施することを決定したことを確認致します。

氏名：

署名：

日付：

選考理由 報告書

事業名

--

見積り依頼した会員企業

名 称

--	--

見積り依頼内容

内 容

--	--

依頼選考理由 ※クラブ会員企業に、どうして見積り依頼したか?

--

見積り(予算金額) 別紙見積り(添付資料) を参照願います。

総 額 (税込)

円

--	--

確認署名

() ロータリークラブ会長エレクトとして、
私は本申請書の全ての記載事項が真実であり、
正確であることを確認いたします。

(2024-25年度) 会長エレクト

氏名

署名

日付

12. 地区補助金活動や予算の変更について

地区補助金は、ロータリー財団に承認された活動のみに使用する必要があります。承認後、やむを得ず活動内容やプロジェクト(寄贈物品の種類、寄贈先、予算、活動内容など)を変更する場合は、変更の大小にかかわらず、事前に地区財団補助金委員会へ連絡し、承認を受けてください。

なお地区補助金の返金は、認められていません。地区補助金の交付額は全額執行をお願い致します。

13. 地区補助金委員会の対応について

クラブの地区補助金事業は、構想段階から事業完了まで、様々な疑問や問題が発生する可能性があります。これらに対して、地区補助金委員会が対応しております。

※事業終了後の報告書については、資金管理委員会へお問い合わせください。

地区補助金に関するご質問は、次ページの各クラブ担当委員の一覧をご確認の上、メールにて委員会メンバーへお問い合わせください。

2024-25年度 地区補助金委員会メンバー

委員長	西枝 英幸	京都西	hideyuki@cohju.co.jp
副委員長	喜多 永治	奈良東	e.kita@alc-med.co.jp
	大橋 浩志	福井フェニックス	h-ohashi@na-system.co.jp
	山本 憲宏	八日市南	kenko_yamamoto@goo.jp
地区補助金 委員会委員	藤田 幹人	京都北	m_fujita@tmc-kyoto.co.jp
	福澤 幹也	福井あじさい	info@fukui-kobato.ed.jp
	堀内 眞治	奈良大宮	horiuti@plum.ocn.ne.jp
	井澤 茂	福井北	s-izawa@eiko-ind.co.jp
	木下 哲次	京都南	tetsuji@steps-inc.jp
	近東 宏佳	奈良	kondo2@kspkk.co.jp
	南 聡	京都モーニング	minami@mlo-98.jp
	中井 一雄	京都南	kazuo.nakai@hikarimotors.co.jp
	西居 基晴	大津	motoharu_nishii@matsukiya.net
	大谷 俊介	京都西	shunsuke.otani@gmail.com
	竹脇 義成	栗東	yosimitu-2010@nike.eonet.ne.jp
	山田 兼一郎	京都洛東	k-yamada@maunablue.jp
	吉川 弘晃	橿原	hiroakiyoshikawa_19@yahoo.co.jp

2025-26年度 地区補助金委員会 担当一覧

2024/10/15

クラブ名	担当委員
綾部	大谷 俊介
福知山	大谷 俊介
福知山西南	大谷 俊介
亀岡	藤田 幹人
亀岡中央	藤田 幹人
京丹後	西枝 英幸
京都	南 聡
京都伏見	木下 哲次
京都平安	南 聡
京都東	木下 哲次
京都東山	木下 哲次
京都北東	大谷 俊介
京都イブニング	大谷 俊介
京都城陽	大谷 俊介
京都桂川	大谷 俊介
京都北	南 聡
京都南	西枝 英幸
京都モーニング	藤田 幹人
京都紫野	木下 哲次
京都中	南 聡
京都西	木下 哲次
京都乙訓	藤田 幹人
京都洛中	南 聡
京都洛北	藤田 幹人
京都洛南	山田 兼一郎
京都洛西	藤田 幹人
京都洛東	藤田 幹人
京都嵯峨野	南 聡
京都さくら	西枝 英幸
京都西北	西枝 英幸
京都西南	南 聡
京都紫竹	木下 哲次
京都朱雀	山田 兼一郎
京都田辺	中井 一雄
京都山城	中井 一雄
京都八幡	中井 一雄
舞鶴	中井 一雄
舞鶴東	中井 一雄
宮津	藤田 幹人
園部	山田 兼一郎
宇治	中井 一雄
宇治鳳凰	中井 一雄

クラブ名	担当委員
福井	井澤 茂
福井あじさい	大橋 浩志
福井フェニックス	井澤 茂
福井東	井澤 茂
福井北	大橋 浩志
福井南	井澤 茂
福井西	井澤 茂
福井水仙	井澤 茂
勝山	福澤 幹也
丸岡	福澤 幹也
三国	福澤 幹也
大野	福澤 幹也
鯖江	福澤 幹也
武生	大橋 浩志
武生府中	福澤 幹也
敦賀	大橋 浩志
敦賀西	大橋 浩志
若狭	大橋 浩志

あすか	喜多 永治
五條	堀内 眞治
平城京	堀内 眞治
橿原	近東 宏佳
奈良	喜多 永治
奈良東	堀内 眞治
奈良西	堀内 眞治
奈良大宮	喜多 永治
桜井	喜多 永治
大和郡山	吉川 弘晃
やまとまほろば	近東 宏佳
やまと西和	近東 宏佳
大和高田	吉川 弘晃

クラブ名	担当委員
びわ湖八幡	西居 基晴
五個荘能登川	西居 基晴
東近江	西居 基晴
彦根	竹脇 義成
彦根南	竹脇 義成
湖南	竹脇 義成
草津	竹脇 義成
甲賀	竹脇 義成
守山	竹脇 義成
長浜	山本 憲宏
長浜東	山本 憲宏
長浜北	西居 基晴
近江八幡	山本 憲宏
大津	山本 憲宏
大津中央	西居 基晴
大津東	西居 基晴
大津西	西居 基晴
栗東	山本 憲宏
高島	山本 憲宏
野洲	山本 憲宏
八日市南	竹脇 義成

Eクラブ	吉川 弘晃
------	-------

14.地区補助金の最終報告書(地区財団資金管理委員会)

クラブは、事業終了後1カ月以内に「ロータリー財団地区補助金報告書」(以下、最終報告書という)を地区財団資金管理委員会に提出しなければなりません。活動が12カ月以内に完了しない場合は、中間報告書の提出が必要です。その後、次年度に事業が終了した時点で、2期通算の最終報告書を提出しなければなりません。

事業がやむを得ず中止となった場合でも、中止が決定した後1カ月以内に報告書を提出しなければなりません。

従って、地区補助金を申請したクラブはすべて、報告書を提出しなければなりません。

地区では「最終報告書」に基づき、プロジェクトの実施内容および金銭の収支状況等を審査し確認のうえ、ロータリー財団に報告致します。

従って、地区補助金を活用されたクラブの責任者の方は、審査がスムーズにパスするよう次の事項を順守し、「最終報告書」をご提出頂きますようお願い致します。

最終報告書及び中間報告書を期日までに提出しない場合、次年度の地区補助金の申請ができないこともありますので、提出期限を含む報告書要件を厳守して下さい。また、プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を順守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還しなければなりません。

【報告書作成の留意点】

- | | |
|-------|---|
| 報告書 | <ul style="list-style-type: none">プロジェクト終了後1カ月以内の提出期限に「最終報告書」を提出する。(ロータリー財団地区補助金報告書・財務報告書兼収支明細書・チェックリスト)提出期限とは、不備のない報告書(下書きや不備のある書類は不可)が地区財団資金管理委員会に受理されるべき期限です。「最終報告書」はクラブのプロジェクト実施責任者の署名と提出日を記入し、実施したプロジェクトの様子分かる週報・会報・新聞記事・記録写真等を添付する。プロジェクトの記録写真何枚かを、A4用紙1枚におさめて印刷し、添付頂いても結構です。 |
| 収支明細書 | <ul style="list-style-type: none">「プロジェクト収入総額」と「プロジェクト支出総額」が一致するよう記入する。収支明細書は「収入の部」と「支出の部」が一致するよう記入する。地区より振り込まれた補助金は総額を収入欄に、振込料は支出欄に区分する。補助金の入金後、速やかに申請時のクラブ負担金を拠出し、通帳に入金する。預金利息も収入金額として計上し、全てプロジェクト事業に使い切る。 |
| 通帳 | <ul style="list-style-type: none">預金通帳の口座名は、原則補助金専用口座名としますが、自ロータリークラブ名の口座でも可とします。個人口座名は不可です。通帳の表紙および入出金ページ(取引ページ)の写しを提出する。収支明細書の収入、支出欄と銀行口座の入出金記録が整合していること。補助金振込前の口座の残金ゼロ、事業完了後の口座の残金もゼロにする。中間報告書の場合も、通帳の写しを添付する。 |
| 領収書 | <ul style="list-style-type: none">収支明細書支出欄の各項目と領収書に、同一の整理番号をふる。領収書が取得できない場合はその理由と支出責任者によるA4の「支払証明書」を作成添付する。 |

- 領収書
- ・領収書をすべて原本であること、また、A4 サイズ以外の大きさの領収書はA4の白紙用紙に貼付する。
 - ・領収書には、日付が記されていること。
 - ・領収書の但し書には、支出内容がわかる明細が記されていること。
ただし、支出内容等が不明な場合は、必ず請求書または見積書を添付する。
 - ・領収書の発行者は、購入業者であること。
発行者が受益者や協力団体、共同提唱ロータリークラブ発行の領収書は原則不可。
 - ・領収書のあて先は、全てクラブ名であるべきだが、やむを得ず担当者個人のネット等を利用している場合等は、A4の「支払証明書」を作成・添付すること。
- その他
- ・領収書等の会計証憑書類が他言語の場合、和訳を添付する。また、外貨による領収書は当日のレートを証明する資料を添付し、邦貨で表示する。
 - ・補助金管理のため、報告書等の全書類はクラブで5年間保管する。
 - ・補助金の不正使用は許されません。

【収入の部】

行番	年月日	相手先名	内容	金額	領収書番号	備考
1			地区からの補助金			
2			クラブ自己資金			
3			その他の資金			
4						
5			預金口座受取利息			
プロジェクト収入総額 (A)						

【支出の部】

行番	年月日	相手先名	内容	金額	領収書番号	備考
1		地区	地区補助金の振込料			
2						
18						
支出額合計 (B)						
				(A)-(B)=0		

財務報告書 兼 収支明細書作成上の「チェック項目」

収入の部

- 1、地区からの補助金額は、振込まれた金額に振込料を加算して下さい。
- 2、クラブ自己資金は、申請時で20%以上ですか？
(人道的奉仕事業・職業研修・奨学金事業いずれも)
- 3、通帳の残高は「0円」に成っていますか？

支出の部

- 1、支出日は領収書の日付と一致していますか？
不台の場合は、その原因を備考欄にご記入下さい。
- 2、領収書は時系列(又は項目別の時系列)に番号を付けて、必ず原本をA4サイズ白紙にのり付けて提出して下さい。
領収書不備がある場合は、その理由と、支払責任者2名による「支払証明書」を添付して下さい。
3、地区補助金専用口座のコピーを添えて下さい。
(表紙・取引ペーシ)
- 4、外貨による支払いが支払日の邦貨換算にてご記入下さい。
(外貨換算率欄になるレート資料も添付して下さい。)

その他

- 1、事業に関係ある収入・支出のみ記入して下さい。
- 2、申請時の予算書に計上された項目に準拠するように記入して下さい。
- 3、支出金額が収入金額を上回る場合は、クラブ資金にて収支一致させて下さい。(クラブ負担となります。)

ロータリアンが記入して下さい。本書式を地区に提出して下さい。

ロータリー・クラブ _____ 名
プロジェクト名 _____

プロジェクト概要

1 プロジェクトを簡潔に説明して下さい。プロジェクト活動では、何が、いつ、どこで実施されましたか。また、その恩恵を受けた人々は誰ですか。

2 プロジェクトに何名のロータリアンが参加しましたか。 _____ 名

3 ロータリアンは何をしませんでしたか。少なくとも2つの例をお書き下さい。

4 本プロジェクトから、何名の人々(ロータリアン以外)が恩恵を受けましたか。 _____ 名

5 地域社会に対するどのような長期的影響が期待されますか。

6 協力団体が関与している場合、その団体の役割は何でしたか。

財務報告

7 収入		円
プロジェクト収入総額		円
8 支出		円
プロジェクト支出総額		円

9 本報告書に署名することで、私の知る限りにおいて、地区補助金の資金が管理委員会の指針に準拠し認められた項目のみ使用され、ここに記されたすべての情報が事実であり、かつ正確であることを認めます。補助金資金のすべての支出の領収書を地区に提出しました。

証明の署名 _____ 日付 _____
署名者の氏名(ローマ字表記)、
ロータリーでの役職 _____ President: _____

ロータリー財団地区補助金報告書

奨学金事業用

授与金額	授与実行日付
振込口座名	
受領者	
受領者が奨学生本人でない場合、その理由	

奨学金授与報告:

クラブ名:

ロータリークラブ

奨学生:

姓	名	性別	男性 <input type="checkbox"/>	女性 <input type="checkbox"/>
生年月日	年齢			才
現在の身分	□高校生 □大学生 □大学院生 □社会人(勤務先: _____)			

就学した教育機関:

名称	専攻課程
----	------

就学期間:

就学開始	就学終了
------	------

成果:

奨学生の学業面と職業面での目標は達成されたか。
又、これらの目標を達成する上で奨学金はどのように役立ったかを説明してください。

成果の持続:

奨学生は学業で学んだことをどのように生かしていますか。社会にどのように貢献しますか。記述して下さい。

奨学金資金内訳	① クラブ調達資金	円
	② その他の資金	円
	③ 地区補助金	円
	授与金額 (①+②+③)	円

奨学金の使途: 奨学生の支出明細報告と領収書を添付して下さい。(自由書式で作成してください)
下表の支出額内訳は大内訳記載として下さい。

授与金額	円
支出額	円
合計	円
差引残高	円

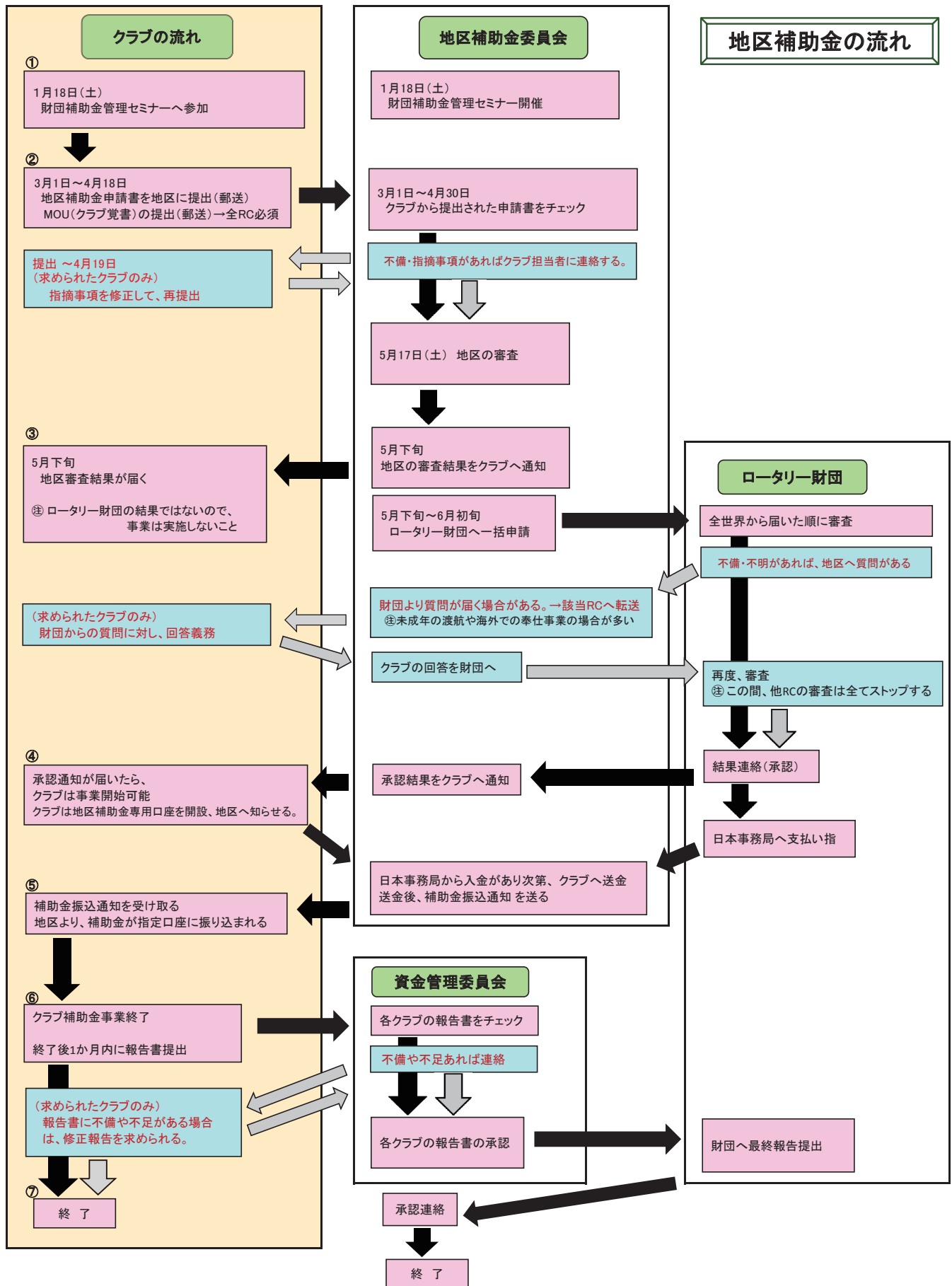
確認署名:

ロータリークラブ会長として、私は、本報告書のすべての記載事項が真実であり、正確であることを確認いたします。

氏名

署名

日付



2024-25年度

地区補助金運用状況

No.	クラブ名	プロジェクト名	プロジェクト概要	交付額 (ドル)
1	日本ロータリー Eクラブ 2650	京都平和コンサート	世界各地からの避難民と支援者、地域の学生や市民を対象に、平和を祈るコンサートを開催する。平和への理解を深め、避難民の今を共有し、支援のネットワークが形成されることを期待する。 会場費、付属設備利用料、動画撮影・編集日、広報ポスター・チラシ印刷費、出演者交通費、傷害保険料など。	\$5,782
2	京都紫野 RC	地域交流空間を地元につくりだすプロジェクト	地域住民を対象に、子供達と大人との交流、子育て世代と地域とのつながりを作り、孤立などを防ぐ一助とするため、地域の幼稚園から高校・大学までの団体が参加するふれあいステージを実施・運営する事業。 会場・ステージ設営費、運営費、ワークショップ開催費など。	\$4,270
3	五個荘能登川 RC	滋賀レイクスバスケットクリニック & Rotaryclub Cup	東近江市ミニバスケットボール少年団を対象に、子ども達に夢や希望を与え、今後の成長の糧になることを目的としてバスケットボール教室を開催する。 会場費、クリニック費、Tシャツ制作費など。	\$3,717
4	京都さくら RC	児童福祉施設の子供たちと、いちご狩りで食べて、公園で元気に遊ぶ！	京都市内の児童養護施設を対象に、遊びやいちご狩りをおして仲間との連携や約束事を守ることの大切さを学び、健康増進や情操を豊かにすることを期待していちご狩りを開催する。ロータリアンは児童の見守りと安全管理をする。 貸切バス代、昼食代、いちご狩り体験費用、傷害補償費用など。	\$3,964
5	福知山 RC	放課後児童クラブへの優良図書、DVDの贈呈	多くの児童が利用する児童クラブ15か所に図書及びDVDを寄贈し、小学生に読書習慣を身に付けて学校の図書館やオンライン図書の活用などに繋げることを目的とする事業。 ロータリアンは図書やDVDの仕訳、配布作業、広報をし、後日、児童へのアンケートと各児童クラブの指導員との懇談会を開催し、寄贈の効果を分析する。書籍・DVD購入費。	\$2,847
6	京都西 RC	手洗い場建設事業	カンボジア国の衛生環境が整っていない地域に手洗い場を設置し、手洗い習慣を啓蒙する。生活環境意識の向上、清潔に保つ意識の向上により、感染症リスクの低減、健康状態の改善を目指す。 この事業により同国地域住民300名程度の人が恩恵を受けることが期待される。 手洗い場建設費、啓発ポスター印刷費など。	\$4,315
7	京都伏見 RC	みんなで学ぶスポーツの輪 in 呉竹	地域内の支援学校において、子供達の障害の重さに関係なく楽しく運動ができ、心身の健康に役立つよう運動器具を設置し、ロータリアンと一緒に汗を流しコミュニケーションを図る。子供達の健康向上やコミュニケーションツールの一助となることを期待する事業。運動器具購入費、スポーツタオル購入費など。	\$3,667
8	大和郡山 RC	地域の子供たちと楽しく農業を知ろう	自然と食を体験できる農業公園へ地域の子供達を招待し、地産地消の取り組みや農業・加工・調理等を体験してもらう事により、未来のリーダー育成に欠かせない食への幅広い知識習得を行うことを目的とする事業。 貸切バス代、入園・体験料、食材調達費、傷害保険料など。	\$1,734
9	京都東山 RC	つづる、つなげる、ロータリーの物語を ～今、新たなページがはじまる～	地元を流れる琵琶湖疎水について、地元の子供達にその歴史などを学んでもらうためロータリアンが小学校へ出前事業を実施する。子供たちの乗船体験も行う。また、琵琶湖疎水認知向上に向けた「そすいさんぽ」の整備事業看板の設置に協力する。 看板製作・設置費、乗船料、疎水マップ製作費など。	\$3,510
10	京都モーニング RC	第3回京都モーニングロータリークラブ こども絵画コンクール	京都市内の小学生を対象に、絵画コンクールを開催し、多くの市民や観光客が訪れる地下街のホールに展示、子供たちに「夢を持つ事の大切さ」「様々な職業があることを知る機会」「目標に向かい歩むことの素晴らしさ」を発見してもらう。 募集チラシ・広告掲載費、会場費、会場設営費、表彰状・賞品購入費など。 (継続2)	\$2,914
11	高島 RC	「あかりで紡ぐライトアップ事業」 メタセコイア並木を魅力的に！	地域住民と協力して、国内外から多くの観光客が訪れる名所にライトアップを設置し、新たな魅力を生むことで地域の活性化に導き、持続可能なまちへと結びつけることを目的とした事業。 照明・電線等資材購入費、工事費など。	\$5,451
12	亀岡 RC	亀岡サッカーフェスティバル (U15)	市内中学のサッカー部と地域サッカークラブの中学生を対象に、練習・試合・交流の場としてサッカーフェスティバルを開催し、部活動が地域クラブへの移行に繋がる支援と、スポーツ振興による青少年の健全育成を目的とする。 サッカーボール購入費、競技場使用料、参加者保険代など。	\$2,370

No.	クラブ名	プロジェクト名	プロジェクト概要	交付額 (ドル)
13	綾部 RC	みんなの防災体験	綾部市の主催する総合防災訓練に防災展示のブースを設け、地域住民に防災機器の体験をしてもらい、地域住民の防災意識を高めることを目的とした事業。 ロータリアンは、イベントの企画立案及び展示への参加、広報等を行う。 防災機器購入費(ポータブル電源、アダプター、ケーブルなど一式)	\$2,506
14	長浜東 RC	～リープノートレイスに学ぶ～ 美しい自然と仲良く楽しもう!	地域の親子を対象に、自然を汚さず、環境に配慮して自然を楽しむための環境倫理プログラム『リープノートレイス』を学ぶイベントを湖北地域で開催する。自然環境を壊すことなく、将来にわたり全ての人が楽しむことのできる健全な自然環境を維持する大切さをイベントを通して学び、環境倫理を周知する一助となることを期待する。 講演・プログラム活動費、フィールドワーク施設使用料、調理実習材料および用品費、募集チラシ製作費、傷害保険料など。	\$3,237
15	やまと西和 RC	図書選定寄贈	地元の複数の町に平和をテーマにした図書を寄贈し、世界平和の実現に寄与する事を期待する事業。ロータリアンは候補書籍を選定し、図書にロータリーを周知するステッカーを貼り、寄贈先へ届ける。図書購入費。	\$1,354
16	彦根南 RC	彦根城を世界遺産に登録するための啓発活動	滋賀県において2番目となる世界遺産登録を目指し、彦根市民や滋賀県民の意識向上と啓発を図るため、全国的に有名な城郭研究の第一人者である奈良大学の千田嘉博教授の講演会を開催する。 彦根城が世界遺産登録されることにより、歴史的文化的発信地として、国内外からの来訪者の増加と地域の経済効果に寄与することを期待する。 ロータリアンは参加者募集や講演会の告知、会場設営などをする。 会場費、広報チラシ・ポスター等製作費、講師交通費・講演料など。	\$3,820
17	京都西南 RC	子どもたちの“つながり”を広げる「応援」プロジェクト	市内の美術大学教授や学生の指導のもと、地域の小学生に京都マラソン応援のためのグッズを制作してもらい、子どもたちには自由な発想で制作する過程で、アートの素晴らしさや完成した時の喜びを感じてもらい、指導する学生も将来教員を目指すにあたり、気づきや心構えを体得してもらうことを期待する。 募集チラシ制作費、資材購入費、会場費、講師スタッフ人件費など。(継続2)	\$1,920
18	長浜 RC	長浜ロータリークラブ開町450年 ～未来への継承～	市内小学生を対象に、長浜の歴史や城下町遺産について学び、大人になっても長浜のまちづくりに興味を持って継承してもらうことを期待して、講演会を開催する。 また、学校の授業のサポートとなるようなDVDを配布したり、子ども達の興味を惹くための兜も制作して市内小学校に回覧する。 兜制作費用、DVD制作費用、講演料、会場費、新聞広告費など。	\$3,944
19	福井 RC	福井ジュニアアスリート育成事業	福井で陸上スポーツに励む子ども達と保護者を招き、有名アスリートによる陸上教室や体づくりの一助となる食事教室を開催する。あわせて、福井で開催されるマラソン大会の応援旗を制作し、地元のイベントを盛り上げ地域活性化に寄与することで、参加する子供たちのボランティア意識を醸成する。 教室会場費、設備使用料、のぼり制作費、講師料、広報費など。	\$4,006
20	大津東 RC	視覚障害者とともに行うコンサート事業	視覚障害者を対象に、県下の音楽ホールにてコンサートを行える機会を提供し、長期的文化活動の励みになることを目的として、視覚障害者と健常者が協力してプロジェクトを立ち上げ音楽会を開催する。 劇場使用料、チラシ製作費、運営企画費など	\$2,601
21	京都イブニング RC	やまびこ支援プロジェクト	地元障害者施設のスタッフをクラブ例会に招いて卓球バレー(障害者に人気のスポーツ)についてのルール等を勉強して認識を高めた上で、施設の利用者とロータリアンによる卓球バレーの親善試合を行う。このプロジェクトを地域市民に広報することにより、障害者自立支援プログラムがより魅力的なものとなり、障害者に優しい街づくりの一助となることを期待する。 卓球台、卓球ラケット・ボールなど一式購入費。	\$1,032
22	京都乙訓 RC	防災かまどベンチ寄贈プロジェクト	地域の中学校6か所に、防災かまどベンチを寄贈する。ロータリアンは設置作業や利用者への使用方法の説明をする。防災かまどベンチ購入・運搬費。(継続2)	\$6,525
23	宮津 RC	宮津市立図書館へ幼児・児童のための 図書を寄贈する	地域内の宮津市立図書館に、幼児・児童向けの絵本や書籍229冊を寄贈する事業。ロータリアンは活用状況をモニタリングし、地域の活性化に貢献する。図書購入費。(継続3)	\$2,230
24	奈良大宮 RC	レスキューキッチンへの備えと避難所設営訓練	地域住民を対象に、奈良市消防局と避難場所指定とされる小学校の協力を得て、大地震を想定した避難所設営訓練を実施する。ロータリアンは当日、災害発生直後に活用できる災害用大型調理システム「レスキューキッチン」を使用し、炊き出しを行う。避難所に避難する地域住民、ロータリー、地元消防団などと連携しておくことで、いざという時の支援の幅がより大きなものとなることを期待する。 レスキューキッチン購入費、食材・食器購入費、広報・宣伝費、参加者ケガ補償保険料など。	\$4,956

No.	クラブ名	プロジェクト名	プロジェクト概要	交付額 (ドル)
25	京 都 南 RC	インドネシアにおける日本住血吸虫症感染症予防のための農業支援	インドネシア国スラウェシ島の村28か所を対象に、住血吸虫症感染拡大防止を目的として水牛からトラクターを使用する農耕に切り替える支援事業。ロータリアンは専門のオペレーターとともに現地で水田作業と住血吸虫治療薬の配布をする。トラクター購入・輸送費、農耕作業用長靴購入費。	\$5,017
26	京 都 朱 雀 RC	虐待は大人になって終わりじゃない	児童福祉関係に将来従事する若い世代の学生や、施設で従事する人を対象に、虐待の現状や経験者の考えを知る機会の提供と施設の援助へ繋げることを目的として、児童虐待をテーマにしたドキュメンタリー映画の上映と映画監督や関係者によるトークディスカッションを開催する。会場費、会場設備費、講演者宿泊・交通費など。	\$3,318
27	京 都 洛 西 RC	京都って素晴らしい！ ～郷上の魅力を体験しよう～	地域区内の中高生を対象に、身近にある有名寺社の重要文化財を見学したり、地元木材を使って玩具を製作して地域の支援学校に寄贈することで、子供たちに郷土愛を持ってもらうことを目的とした事業。貸切バス代、昼食代、拝観料、木材玩具制作キット購入費など。	\$2,643
28	宇 治 鳳 凰 RC	紫式部に想いをこめて宇治をうたう ～源氏物語宇治十帖の舞台、宇治を題材にした短歌コンクール～	宇治市民を対象に、源氏物語の舞台である宇治市の地域活性化、観光振興、市民の生涯教育を目的とした短歌コンクールを開催する。ロータリアンは市民向け短歌教室や勉強会を開催し、コンクール表彰式の企画運営も行う。広報ポスター・チラシ等印刷費、短歌教室会場費、講師・選者の審査経費、表彰式会場設営費など。	\$5,100
29	草 津 RC	第4回草津ロータリークラブ杯 英語スピーチコンテスト	グローバル化が進展するなかで、子どもの頃からグローバル思考を培うため、小・中学生を対象に英語スピーチコンテストを開催し、英語の語彙力・発音・表現力の向上を図る。将来、地域の子どもたちが英語でコミュニケーションをとり、世界で活躍する姿を期待する。会場費、会場設備使用料、表彰状・盾製作費、参加賞購入費、広報ポスター・チラシ製作費、参加者傷害保険費用など。	\$4,109
30	甲 賀 RC	甲賀市鉄道利用促進事業	市内を走る鉄道の3路線は、地域の社会経済活動に大きな役割を担っているが、利用者の減少によりいずれも厳しい経営状況にある。そこで、鉄道会社が実施するイベントにおいて「電車利用促進啓発事業」として講演イベントなどを開催する。地域市民が公共交通の必要性を再認識し、利用増進につなげることに市民利益に繋がることを期待する。広報ポスター・チラシ製作料、ラッピング電車賃借料、講演ステージ設置費など。	\$4,150
31	福 井 あ じ さ い RC	児童養護施設の子ども達とサッカーと どう狩りて心の交流	社会問題になっているネグレクトや身寄りのない児童を対象に、サッカー教室を通じてスポーツの楽しさを知ってもらったり、果物狩り体験を通して、大人やロータリアンが良く理解者であることを理解してもらおうことを目的とする。また、この問題を多くの市民に理解してもらおう広報活動を行う。貸切バス代、傷害保険料、農園入園料、会場設営費など。	\$4,191
32	福 井 東 RC	安藤優子さん 認知症介護を語る	認知症の当事者や家族、関係者、地元市民を対象に、認知症の介護経験のある有名アナウンサーによる講演会を開催する。いろいろな立場の人の理解を深めることにより、認知症になっても安心して暮らせる地域社会を目的とする。ロータリアンは講演会の広報、会場設営、運営を行う。講師派遣費、会場使用料、広報チラシ製作費など。	\$3,056
33	敦 賀 RC	敦賀市内公設保育施設への優良図書 (絵本等)の贈呈	市内の各保育園・幼稚園に絵本や図書を寄贈し、園児の心の安定(想像力、言語能力、感情表現、集中力)を保ち、園児の成長、読書の楽しさ・習慣化を期待する事業。図書購入費。	\$4,196
34	奈 良 東 RC	ラオス・ヴィエンチャン近郊小学校 貯水タンク設置事業	ラオス国ヴィエンチャン近郊小学校で頻繁に起こる断水による不衛生状況改善のため、断水時の貯水タンク及び流し台を設置、寄贈する事業。安定した水道供給の下、小学生や教職員の衛生状況が向上し、健康に学校生活を送ることができる。ロータリアンは現地で小学生に衛生に対する啓蒙活動を行う。貯水タンク・流し台等購入・運搬・設置費など。	\$6,566
35	京 都 RC	地元高校生への奨学金事業(2名)	地元高校生へ奨学金を支給する事業(2名) 継続5	\$1,093
36	京 都 東 RC	健康寿命延伸のため呼吸法・歩行運動法 指導健康教室の開催 並びに吉田山散策路案内板の寄贈	地域住民約300名を対象に、吉田山公園にて健康教室を開催する。正しい呼吸法とそれを生かした適切な歩行運動法を会得することにより、地域住民の健康寿命延伸が期待されるとともに、地域住民の交流の機会を提供することを目的とする。また、「吉田山健康散策路案内板」を設置し、散策による健康増進の一助とする。健康教室講師派遣費用、健康散策図製作・設置費、WEB図版製作費など。	\$3,634
37	京 都 北 RC	京都の文化・京菓子作りと茶道を体験しよう 子ども塾	地元の小学生を対象に、菓子職人とともに京菓子を作り、茶道の作法に基づいて頂く体験をしてもらう事業。京都の文化に触れ関心を持ってもらい、今も大切に受け継がれている伝統文化を次の世代に残すことを目的とする。貸切バス代、菓子作り体験会場費、茶道会館使用料、広報チラシデザイン・印刷費、参加者保険料など。	\$3,675

No.	クラブ名	プロジェクト名	プロジェクト概要	交付額 (ドル)
38	京都桂川 RC	京都桂川ロータリークラブ杯バラスポーツ大会(ポッチャを楽しむ会)	地域の障がい者団体や支援学校に通う方を対象に、パラリンピック競技である「ポッチャ」の競技会を主催する。年齢や性別、障害の程度に制限されずに誰でも参加して楽しめる競技を通じて、つながりの大切さと「ポッチャ」の啓蒙・普及に寄与する事業。同時に、障がい者就労支援事業所の授産製品を試供し、障がい者就労支援への理解につなげることを目指す。会場費、会場設営費、広報チラシ作成費、審判・手話通訳者利用費、保険料、授産製品購入など。(継続2)	\$2,015
39	京都嵯峨野 RC	子供達と過ごす秋の実りの収穫祭	プリースクールで学ぶ不登校児や職員を、みかん狩りとバーベキューに招待し、楽しいひと時を過ごしてもらおう。日常と違う経験や、日ごろコミュニケーションをとらない社会の人と触れ合うことで、周囲の大人との信頼関係を構築して、社会性、人間性の伸長につながり、生徒の社会的自立につながることを期待する。また、職員の方と不登校児の現状と社会復帰のためのサポートなどを話し合う。貸切バス代、農園利用料、屋内施設備品(タブレット、卓球台など)購入費。	\$6,236
40	京都田辺 RC	京田辺市からデジタル時代に活躍できる人材育成事業	地域唯一の京田辺市ICT教育推進モデル校である中学の学生を、今後のデジタル社会で活躍するために必要なコミュニケーション能力やプレゼン能力を向上させた、より高度なデジタル人材へ育成するため、プログラミング活動のプレゼン発表会の開催とプレゼンに使用する大型ディスプレイ等の寄贈を行う。ロータリアンは、発表会の企画・運営・会場設営、広報活動などを行う。大型ディスプレイ購入・設置費、広報チラシ製作費。	\$3,056
41	京都八幡 RC	八幡市防災啓発活動	八幡市民の防災意識の向上を目的に、過去の災害を振り返ることにより、今後の防災への知識と備えを整えるため、防災講演会を開催する。広報チラシ製作費、会場費、防災グッズ製作費など。	\$1,491
42	びわ湖八幡 RC	「野球しようぜ!」 ティーボールから世界へ	近江八幡市内の小学生を対象に、ティーボールを使って野球に親しむ機会を提供し、県内において激減している野球人口の増加と、滋賀県で開催される「国スポ・障スポ2025」の気運向上を目指し、ティーボール教室を開催する。ティーボールセット購入費、球場使用料、講師代など。	\$4,171
43	彦根 RC	能登の子供たちの笑顔を取り戻す!! 復興支援サッカー大会	能登半島地震で被災し、活動が制約されている地域のサッカー少年を招待し、彦根市の子どもたちと競技を通して交流することで、相互の親睦とメンタル面の回復の一助にするとともに、復興支援の意識啓発と将来的なネットワーク形成のきっかけづくりに寄与する事業。貸切バス代、宿泊・食事費用、記念品製作費。	\$3,613
44	湖南 RC	国スポ・障スポ ウェルカムイベント	2025年9月に滋賀県で開催される国民スポーツ大会及び障害者スポーツ大会において、当市で剣道、キンボール、障害者のバレーが予定されている。この大会を契機に市民の結束と観光振興や地域の活性化に資するため、大会開催1年前に市内で実施されるスポーツイベントにおいて、開催競技のPRを行うとともに、体験ブースを設営し、大会成功に向けた意識啓発を図る事業。体験ブース設営費、スポーツ用品購入費。	\$2,891
45	栗東 RC	笑顔かがやく「りっとう子」応援プロジェクト	日常的に家事や家族の世話をするヤングケアラーや引きこもりの子どもたちに元気と笑顔のメールを送るため、子ども食堂と学習支援教室を拠点に一流シェフが調理する食事の楽しみや仲間の交流を通して、心のリフレッシュと明日への英気を培う「みんなの笑顔かがやく」応援事業を実施する。食材購入費、講師謝礼、会場設営費、参加者保険料、啓発チラシ印刷費など。(継続3)	\$2,932
46	福井西 RC	里子と里親のためのふれあいクリスマス家族会開催プロジェクト	様々な理由で親と一緒に生活できない里子と里親を招いたクリスマス会を開催し、ロータリアンと食事を作ったり、音楽のワークショップやバルーンショーを楽しんでもらう事業。里親同士のつながりや、「里親制度」周知する機会となることを期待する。会場費、楽器運送費、演奏者出演料、食材購入費、クリスマスプレゼント購入費、広報チラシ制作費など。	\$4,563
47	福井フェニックス RC	怖い熱中症を子供たちに伝え一緒に考えるプロジェクト	近年、問題になっている熱中症や熱射病になる事を防ぐため、地域の小学校の多目的室に冷房設備を寄贈して子供たちの健康を守るとともに、熱中症や熱射病の怖さと対策を子ども達・教師に学んでもらう講習授業を開催する。ロータリアンは講習授業を撮影し、DVDを作成して配布する。冷房設備購入・設置工事費、DVD製作費。	\$5,348
48	福井水仙 RC	地域におけるこどもの居場所創り支援事業	学習支援居場所に頼る子ども達のために、学習教材、知育ゲーム、テレビなどを寄贈する。また、こどもが将来のキャリアを形成していくために必要な能力育成の為、ロータリアンや大学生による講話を実施する。その他、子ども食堂へ食材の提供とイベント支援をする。教材購入費、テレビ&ディスク購入費、イベント広報費、子ども食堂食材購入費、イベント保険代。	\$2,345
49	大野 RC	芝生化グリーンプロジェクト ～緑の園庭をはだして走り回ろう～	子ども園の庭を芝生化するプロジェクト。維持管理を専門業者に頼ること無く、子ども園と保護者、ロータリアンの手で芝生化することにより、子どもたちが元気に裸足で運動ができる環境を整備し、健全育成を地域の方々と自分たちの手で作り上げることができる。芝生苗購入費・肥料購入費・散水設備設置費、芝刈り機購入費など。	\$4,026

No.	クラブ名	プロジェクト名	プロジェクト概要	交付額 (ドル)
50	武生府中 RC	夢あるまちづくり絵画展Final	越前市内の保育園・幼稚園の園児や障害を持つ子ども達に、地元の伝統工芸・越前和紙を使用した絵(園児が描く「夢」)を作成してもらい、絵画展を開催。カレンダーも作成し、広く市民に越前和紙の素晴らしさをアピールする。手渡し和紙購入費、会場費、カレンダー製作費など。(継続2)	\$6,646
51	鯖江 RC	止まって! 横断歩道 歩行者優先プロジェクト	横断歩道を歩行中の死亡事故抑制のため、注意喚起灯を死亡事故発生場所の横断歩道に設置する事業。本来行政の仕事であるが、検証に時間が掛かり対応が遅いため、行政と調整の上でロータリークラブが主導となり、福井県内で初めて設置をする。 ロータリアンは、市内の横断歩道を歩行中の事故発生場所にて、停止率向上のための街頭活動を行うほか、管轄の警察署や行政に、横断歩道での取り締まりの強化と運転者への指導をするよう訴える。横断歩道注意喚起灯設置工事費、街頭活動用横断幕製作費。	\$2,416
52	敦賀西 RC	こども食堂で子ども達と食事つくりと 新メニュー開発	不登校の子どもや保護者が利用するこども食堂で食事作りを手伝ってくれる高校生を対象に、子ども食堂の献立の充実と高校生の生活力向上を目指した料理教室を開催する。後日、子ども食堂において高校生が講師補助として、こども達と一緒に調理をし、自信や生きる力を身に付ける手助けになることを期待する。また、子ども食堂で利用する備品を寄贈する。 ロータリアンは子ども達と一緒に料理作りを行い、子供と交流をする。 冷蔵庫購入費、食材購入費、料理教室講習講師謝礼など。	\$2,230
53	三国 RC	北陸新幹線開業 JR芦原温泉駅前賑わい プロジェクト	地域の子ども達と保護者を対象に、仮装行列でスタンプラリーに参加して貰い、地域資源発掘や街の魅力・歴史を学び知ってもらいながら、地域の活性化につなげる事業。 ロータリアンは、会場設営、受付や司会、交通整理、町の歴史の説明などをする。 地図デザイン・印刷費、会場設営装飾費、景品購入費、イベント保険代など。	\$3,035
54	武生 RC	子供と障がい者のためのコンサート ～ポリオのない世界を～	長年続く『武生国際音楽祭』の開催に合わせ、子ども達、障がい者、幼児と保護者を対象としたコンサートを開催し、日ごろ接する機会の少ない一流演奏家の音楽を楽しむ機会を提供する事業。 併せて、来場者にポリオ根絶についての啓発活動を行い、根絶のための理解促進を促す。 広報チラシ製作費、啓発チラシ・ポスター印刷費、Tシャツ購入費、関連動画放映ディスプレイ購入費など。	\$2,601
55	若狭 RC	地域の環境保全に取り組む団体への支援 事業	市民の憩いの場所である小浜公園と森林浴が楽しめる「あおいの森」の環境を守るため、有志で活動している地域住民団体へ清掃用具を寄贈し、ロータリアンも清掃活動に参加する。 草刈り機購入費、充電式チェーンソー・発電機購入費、選定用バリカン購入費など。	\$2,891
56	あすか RC	がんばれ野球少年!球春応援プロジェクト	地域の少年野球チームを対象とした野球教室を開催し、バットやボールなどの道具を寄贈して子供たちの成長を支援する事業。参加する子供たちの経験の場を増やすことができ、道具類の贈呈が経済的負担の増加するチームの財産となり、野球振興に繋がるとを期待する。 バット・ボール購入費、会場使用料、野球講師指導料。	\$4,563
57	榎原 RC	今こそ平和について考えよう (奈良の戦争遺跡を訪ねて)	小学校高学年を対象に、県内に残る戦争遺跡を巡り、戦争体験者の話を聞く事業。世界中で平和が脅かされている現在、平和について考えるきっかけとなり、将来的に地域社会や世界に貢献出来る一員へ成長することを期待する。 貸切バス代、参加者昼食代、講演会場費、広報チラシ製作費、記念品製作費、参加者保険料など。	\$4,130
58	奈良 RC	おいでよ!冒険の森!	生活が困難なひとり親家庭の親子を対象に、普段体験できない野外の遊び場でレクリエーションの専門家やロータリアン、大学生、RAC、IACなど様々な人と交流、協力する体験をすることで、親子の思い出をつくらせ、今後の生きる活力にしよう事業。 貸切バス代、施設使用料、広報チラシ制作費、野外プログラム体験費、参加者傷害保険料など。	\$4,604
59	奈良西 RC	災害発生時における避難所開設訓練	大規模災害に備え、社会福祉協議会・利用者とロータリアンが協力して避難所開設訓練を行い、避難所に必要な設備を組立・設置を体験し、災害に備える訓練を実施する。 簡易テント購入費、段ボールベッド購入費、段ボールパーテーション購入費。	\$4,233
60	桜井 RC	Love♡ふるさとプロジェクト	地域の子ども達を対象に、県商マルシェを開催し、子供たちが仮想通貨を使用して販売や購買の経験をする事で成長を期待する事業。ほかに、図書館への図書や寄贈や野球教室も開催する。 読書やスポーツなど様々な体験を通して地域に対する愛着と帰属意識を持ってもらうことを期待する。 テーブル・イス、黒板など備品購入費、施設使用料、図書購入費、野球グラウンド使用料、講師指導料など。	\$4,315
61	やまとまほろば RC	未完成カフェ+	小学生から高校生を対象に、桜井市立図書館外で仮想カフェを営業する仕事体験を実施する。体験を通じて、働くことの楽しさ・喜び・大切さや、周りの人と強調して仕事をし、相手を思いやる気持ち、ビジネスに必要な知識・技術などを学ぶことを期待する。 店舗電力のための発電機購入費、作業着・作務衣購入費、エプロン購入費など。	\$2,461

No.	クラブ名	プロジェクト名	プロジェクト概要	交付額 (ドル)
62	京 都 中 RC	全国車椅子駅伝京都チームのサポート及びパラスポーツの啓発	小学生と保護者を対象に、障がい者スポーツに関するシンポジウムを開催することで、社会の障がい者に対する理解と認識を深め、バリアフリー社会の拡大を期待する。 また、車椅子駅伝チームにチームジャンパーを寄贈する。 ジャンパーデザイン・購入費、講演会費。	\$3,551
63	京 都 城 陽 RC	中学生野球教室	地域の中学生を対象に、現役プロ野球選手による野球教室を開催する。プロ野球選手との交流は子ども達にとって非常に印象深いものになり、主催するロータリークラブの認知向上を図ることできる。 ロータリアンは、企画運営、広報、会場設営、受付、参加誘導、指導補助などを行う。 野球選手監督指導料・交通費、野球場使用料、参加記念品、傷害保険料。	\$2,732
64	京 都 洛 南 RC	第1回京都洛南ロータリーカップ ～かるた大会	地域の子供たちを対象に、伏見区の名所旧跡を表現した「かるた」を使用したかるた大会を開催する。自分たちの住む郷土に対する愛着を育み、将来の地域発展に寄与する人材育成を目的とする。障害のある子供も参加できるように、遠隔ロボットを使用してイベントへ参加してもらう。 大会告知ポスター・チラシ印刷代、かるた購入費、遠隔ロボットレンタル費用など。	\$3,208
65	京 都 紫 竹 RC	パラスポーツの世界を体験しよう	地元小学生やその教員に、車いすバスケットをはじめ複数のパラスポーツを体験する授業を実施、パラスリートと交流の場を設け、パラスポーツに対する理解と周知を深める事業。 車いすバスケット用車いす搬送費、講師謝礼・交通費。	\$3,456
66	京 都 山 城 RC	〈相楽小学校〉応援プロジェクト	開校150年を迎える相楽小学校の建替えにあたり、昨今の建築資材の高騰により、過去の生徒の賞状・トロフィー等の展示ショーケースが行政コストで賄えず、これらが行き場を失っている。この問題の解決と、地域の小学生との交流、共同学習を目的に、ロータリアンは「創造的な立体図形の作成」コンテストを開催し、優秀作品の展示ショーケースを寄贈する。 ハイケース、説明器セットなど。	\$1,445
67	東 近 江 RC	未来につなげる支援の『わ』	居場所のない子ども達や要支援の家庭の子ども達を対象に、地元のボランティア団体と高校と協力し、子ども食堂を開催する。ロータリアンは食材調達、袋詰め、食品配布など、出張食堂の支援と設備の取付を実施する。 食材費、備品購入費、収納家具購入・設置費、チラシ製作費など。	\$4,377
68	近 江 八 幡 RC	ヨシ原の「西の湖」で子供たちとカヌー体験	市内の小学生とブラジル人学校の子供たちを対象にカヌー体験教室を開催し、自然と歴史景観に包まれることで、自分の住む「まちの魅力」を発見してもらい、多くの仲間と一緒に活動することの楽しさを体験してもらう。 カヌーレンタル・回送代、インストラクター派遣費、参加者昼食・飲料代、広告制作費。	\$4,006
69	大 津 RC	響働で取り組む子どもの居場所づくり支援事業	不登校や家庭内の生活に困難を抱える子どもの居場所作りに取り組まれているNPO法人と連携を図り、市民を対象にフォーラムを開催する。また、複数のNPO関係者(子ども・保護者・職員)とロータリアンによる交流会を開催し、それぞれの協力関係が将来に渡り継続されることを期待する。 フォーラム会場費、看板製作費、交流会会場船代、食事代など。	\$2,147
70	大 津 中 央 RC	子ども達の未来の笑顔へチャレンジ	大津市内の片親の子どもと親を対象に、共同でオブジェを作りあげる事業を通じて親子の絆を深め、同じ境遇の友達と仲良くなることで笑顔あふれる未来を創造できることを目的とした事業。 ロータリアンは関係各所と調整し、事業内容を広報するとともに、当日のオブジェ製作を手伝う。 オブジェ土台施工費、タイル焼付費、案内印刷費など。	\$4,026
71	福 井 北 RC	トンガ王国で健康で文化的な生活を維持するために必要な老眼鏡とサンダル寄贈プロジェクト	トンガ王国は裸足で暮らす小学生が多く、それに伴う怪我や病気が多く発生する。このため安全・健康維持の為にサンダルを寄贈し、未来を担う子供たちが健康で安全に暮らせるように手助けする。また事務に携わるスタッフに老眼鏡を寄贈する。 ロータリアンは現地の小学生達とweb会議にて「健康と安全な生活をする為」の講習・講演を行う。 サンダル購入費、老眼鏡購入費、送料、講習会資料作成費、機材レンタル費。	\$3,737
72	丸 岡 RC	タイ国カンチャナブリ県「生き直しの学校」「バーンガオ高校」へのスタディーツアー	タイ国にある、親から捨てられた子ども達の自立した社会復帰を目指す更生施設および施設の子どもたちが通う中学・高校をロータリアンと地元青年会議所のメンバーが訪問し、交流する事業。心を病んだ子供たちに日本を知ってもらう機会とし、会議所のメンバーには国際交流・協力の在り方を学んでもらうことを目的とする。 現地通訳代、貸切バス代、食材購入費、サッカーボール購入費など。	\$2,952
73	五 條 RC	外国人技能実習生支援事業	五條市内で就労している外国人技能実習生を対象に、地域の歴史勉強会と果物狩り体験や昼食会を開催する。実習生同士の親睦と、ロータリアンや地元市民と交流することで相互理解を深め、安心して楽しく実習生活をおくっていただくことを目的とする。 貸切バス代、昼食費、柿狩り体験費。	\$1,515
74	平 城 京 RC	平城京交通安全啓発事業	申請取り下げ	

No.	クラブ名	プロジェクト名	プロジェクト概要	交付額 (ドル)
75	大 和 高 田 RC	旧高田川の五橋頭彰碑魅力アップと共に安全・安心な生活の為の危機管理情報提供	地域住民や子供たちを対象にスタンプラリーを開催し、地図に掲載された河川浸水地域や防犯の注意喚起、医療機関の情報を確認してもらい、有事の際の避難の一助となる事を目的とする。 スタンプラリーハンドブック制作費、スタンプ制作費、現地調査費、危機管理マップ製作費、スタンプラリー景品など。	\$2,560
76	京 都 洛 中 RC	今 私たちに出来ること	京都市民を対象に、能登半島地震被災地の支援と地震へ備える意識を持つことを目的とした講演会を開催する。講演会において被災地の無形文化財指定・御陣乗太鼓の披露や物産展も実施して、被災地能登半島への支援意識を高めることを期待する。 会場費、講演者出演料、新聞・チラシ広告費など。	\$4,068
77	京 都 平 安 RC	障害者スポーツ体験会	障害者と一緒には障害者スポーツ(フロアバレーボール)を体験し、健常者が普段の生活においてどのようなサポートをできるのかを考える機会とする。 プログラム印刷費、バレーボール購入費、審判人件費、記念品購入費、参加者昼食代など。	\$1,594
78	京 都 西 北 RC	雅楽はじめの一歩プロジェクト (または「雅楽事始め」)	地域内の小中高生と保護者を対象に、日本古来の古典芸能に関心を持つ人のすそ野を広げる目的とした雅楽演奏会を開催する。雅楽ファンを増やし演奏希望者を増やすことで、職人や古楽器の素材を確保する環境を整えんとしに寄与し、将来的に雅楽が継続・発展することの手助けとなることを期待する。 会場使用料、広報チラシ印刷費、演奏者出演料など。	\$3,944
79	八 日 市 南 RC	県内産木材を使った公共ベンチ設置プロジェクト	多くの市民が利用する、歴史的に高く評価される木造建築の「新八日市駅」の構内に、県内産木材をつかった公共ベンチを設置、駅舎の清掃をする事業。また、市民を対象に、地元・近江鉄道の歴史を学ぶフォーラムを開催する。 ベンチ製作費、フォーラム講師料。	\$2,255
80	野 洲 RC	子ども食堂さんとBBQ体験・食事会	市内で運営されている子ども食堂の参加者を対象に、バーベキューの体験と食事会を実施する。調理の準備、実習、食事、他者との交流を通じ、子ども達の食事マナーの向上や心身の安定、食材・食品の大切さなどを学ぶことを期待する。 食材購入費、施設使用料、テント設営など設備レンタル料、参加者損害保険料。	\$2,056
81	京 都 洛 東 RC	鴨川清掃活動と「親と子の料理教室(餃子ワークショップ)」	京都の景観、地域の景観を維持するために個人の認識や活動が必要であることの学びや、食材を大切に扱うことの意義を認識して日々の生活に生かしてもらうことを目的として、地域の親子を対象に鴨川清掃活動と料理教室を開催する。 料理教室会場費、食材調達費など。	\$1,239
計	80 クラブ			\$275,100

	2650	管理費		143
--	------	-----	--	-----

\$275,243

第5章 グローバル補助金

グローバル補助金は、ロータリーの重点分野に該当し、持続可能かつ測定可能な成果をもたらす大規模な国際的活動を支援します。クラブと地区は、グローバル補助金を通じて地域社会のニーズに対応する活動を行うことで、グローバルなパートナーシップを強化できます。グローバル補助金事業に相応しいかどうかは第3章「財団補助金の選び方」で確かめてください。

1. 活動の種類

グローバル補助金は、次のような活動に使用できます。また人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）の活動を組み合わせる活動も可能です。

- ・人道的プロジェクト：地域社会のニーズに取り組み、持続可能かつ測定可能な成果をもたらすプロジェクト。
- ・職業研修チーム（VTT）：専門職業に関する研修を提供するチームや、研修を受けるチームを海外に派遣するプロジェクト。
- ・奨学金：大学院レベルの留学。

2. 申請書の提出にあたってのヒント

しっかりとしたプロジェクト計画とグローバル補助金の申請書を仕上げるために、計画の早い段階から地元の専門家と相談しましょう。申請書が承認されるには、プロジェクト、奨学金、職業研修チームの活動で、以下の要件が明確に記載されていなければなりません。

- ・持続可能であり、補助金の資金が使い尽くされた後にも活動成果を長期的に持続させるための計画を含んでいること
- ・測定可能な目標を持っていること
- ・ロータリーの重点分野のいずれかに該当すること
- ・地域社会のニーズに応えること。人道的プロジェクトまたは職業研修チームを支援するためにグローバル補助金を申請するすべてのクラブと地区は、まず地域社会の調査を実施し、調査で学んだことを基にプロジェクトを立案しなければなりません。
- ・ロータリー会員と地域社会の人々の両方が積極的に参加すること
- ・補助金の「授与と受諾の条件」第8章資料に記載された要件を順守すること

地区リソースネットワークの利用

ロータリーの重点分野、グローバル補助金、プロジェクト計画などの分野に詳しい地元のロータリー会員が最も頼れるリソースとなるでしょう。既存のニーズやプロジェクトの計画に対して、補助金を利用できるかどうかという形で申請が始まればよいのですが、「グローバル補助金を申請してみたい」、「国際的奉仕プロジェクトをやりたい」という意欲はあるが、「何をしてよいかわからない」、「ニーズも相手もない」、というケースも多いと思います。

支援を求めているプロジェクトやクラブを探すには、

〈My ROTARY〉 → 〈情報&リソース〉 → ロータリーショーケースのプロジェクトが閲覧可能、世界のグローバル補助金事業の協同提唱者募集を国別で見つける事が出来ます。

又は、当地区グローバル補助金委員会へガバナー事務所を通じてご相談ください。地区内のクラブ皆様のお役に立てる様に、グローバル補助金委員会一同、事業提案をお待ちしております。

3. モニタリングと評価

プロジェクトのモニタリングと評価はグローバル補助金プロジェクトにおける重要な要素です。適切なモニタリングと報告を行うことによって、ロータリー補助金が地域社会にとって好ましい変化をもたらしたことを確認できます。

持続可能性

ロータリーにとって「持続可能性」とは、補助金プロジェクトの終了後も、現地の人々が自力でニーズに取り組めるよう支援し、長期的な解決策をもたらすことを意味しています。



地域社会のニーズと強みを調査する

地域社会のニーズを調査し、地元の人々の価値観や文化を考慮してどのような活動ができるか検討する。

恩恵を受ける人々に関与してもらう

プロジェクトの成果を長期的に保つため、現地でリーダー的役割を引き受けてくれる人を探す。



研修、教育、呼びかけを行う

人々が自力でニーズを満たし、知識やスキルを引き継いでいけるようにする。



現地で物資を調達する

可能な限り、設備や物資、テクノロジー機器は現地で調達する。



現地の資金源を確保する

地元の自治体、政府、病院、企業、その他の団体から資金を確保する。



モニタリングと評価を欠かさない

明確で測定可能なプロジェクト目標を立て、プロジェクトのデータを集める方法を決める。



(参照) グローバル補助金ガイド

4. 重点分野の基本方針

2023年4月より各重点分野の基本方針が新しくなりました。グローバル補助金を申請するグローバル補助金の申請は7つの重要分野の中で1つ以上の分野のプロジェクトでなければなりません。

- a) 平和構築と紛争予防
- b) 疾病予防と治療
- c) 水と衛生
- d) 母子の健康
- e) 基本的教育と識字率向上
- f) 地域社会の経済発展
- g) 環境

以下7つの重要分野の基本方針の全文は下記のリンクをご覧ください。
各重点分野の詳細については、下記QRにて最新情報が閲覧可能です。



マイロータリーでは、ログインした後→ロータリー補助金センター→右上のリソース→重点分野の基本方針を選択、各分野の最新情報が閲覧可能です。



a) 平和構築と紛争予防 (Peacebuilding and Conflict Prevention)

ロータリーは、地元や海外の地域社会における紛争転換を促す活動を通じた、平和構築と紛争予防に関連する研修、教育、実践を支援します。

この重点分野の目的と目標 ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような活動によって平和構築と紛争解決を助長するのを支援します。

1. 紛争を転換し、平和を築くための個人および地域社会の能力の向上。
2. 平和教育、平和のためのリーダーシップ、および争いの予防と解決に関する地域社会の人びとへの研修
3. 影響を受けやすい人びとの社会統合を支援する奉仕活動の実施
4. 天然資源を管理する最善の方法を特定するための対話および地域関係の改善
5. 平和構築と紛争解決に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。



b) 疾病予防と治療 (Disease Prevention and Treatment)

ロータリーは、疾病の原因と影響を減らすための活動を支援します。この分野のプロジェクトは、医療サービスへのアクセスの改善および拡充、医療機器の提供、または医療従事者の研修によって医療システムを強化します。

この重点分野の目的と目標 ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような活動によって疾病を予防し、治療するのを支援します。

1. 地元の医療従事者の能力向上。
2. 伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生と影響を減らすための、疾病予防・治療プログラムの推進。
3. 医療システムの強化。
4. 臨床治療および身体障がいのためのリハビリの提供。
5. 疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。



c) 水と衛生 (Water, Sanitation, and Hygiene)

ロータリーは、2030年までにすべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保するという国連の「持続可能な開発目標」の目標6に沿う支援です。ロータリーは、安全な飲み水と基本的な衛生設備を提供するための活動と研修を支援しています。また、水と衛生のプロジェクトの支援は、グローバル補助金 地域社会調査の結果フォームは、2022年8月質問が追加されています。事業タイプは以下のような支援です。

●水供給

水供給、貯水、浄水、水処理、および水源保護に焦点を置いたプロジェクトを含む、安全な飲み水へのアクセス改善。支援先の水源には、水道水、掘削井戸、保護された掘り抜き井戸、保護された泉、雨水、包装された水が含まれます。低所得者のための住宅や非公式居住区に住む人びとへ、改善された飲料水源を支援する事も支援内容として重要です。安全な飲料水を利用できるようにするために、塩素処理、ろ過、または太陽熱消毒による家庭用水処理と安全な水を提供する事業を支援します。

●衛生設備へのアクセス改善

衛生設備インフラや糞便汚泥の管理、処理、処分を通じて、人間の排泄物を収集、処理、処分支援する事業。手洗い、排せつ物の安全処理、安全な水の貯蔵、月経時の衛生など、健全な習慣を推進する教育の提供する支援事業。

●学校での水プロジェクト

女子生徒、男子生徒、職員の数を把握。水（生徒一人当たりのリットル量）、衛生（男子生徒50人当たりトイレ一つと小便器一つ、女子生徒25人当たりトイレ一つ、など）、衛生設備（石鹸を備えた手洗い場が即時に利用できることなど）に関する国の基準が満たされているかどうかを評価し、改善できる点を支援する。



d) 母子の健康 (Maternal and Child Health)

ロータリーは、母子の健康を改善し、新生児、5歳未満の子ども、母親、および出産年齢の女性の罹患率と死亡率を削減する、さらにより質の高い医療へのアクセスを改善することを目的としています。事業タイプは以下のような支援です。

●予防接種プロジェクト

予防接種は、母子医療の重要な部分であり、伝染病の発生を予防・管理するにはワクチンが極め

て重要です。グローバル補助金では、その国の法律に基づいた予防接種を支援します。

- 移動医療車と移動診療所

基本的な医療サービスを利用できるのは世界人口の半数以下です。新型コロナウイルスの流行、自然災害、紛争などの大規模な混乱は、医療従事者、医療施設、その他のサービスへのアクセスを低下させています。医療サービスを提供する移動診療所または医療設備を備えた車両により、こうした障壁のいくつかに取り組むことができます。

- 栄養プロジェクト

妊婦の栄養状態、および出産後に母親と乳幼児が摂取する栄養は、子どもの発達と成功に影響します。栄養プロジェクトは、栄養失調に対処し、栄養失調による母子の死亡または障がいの治療や軽減などを含む取組みの支援。

e) 基本的教育と識字率向上 (Basic Education and Literacy)

ロータリーは、すべての子どものための教育を改善し、子どもと成人の識字率を高めるための活動と研修を支援する。事業タイプは以下のような支援です。

- 成人の識字率の向上

学校と地域社会の図書館は、多くの場合、識字の推進と向上において切実に必要とされているリソースです。ただし、研修を受けた職員や正式なプログラムなしで図書館を提供しても、必ずしも長期的なインパクトにはつながりません。専門家や研修を受けたボランティアを図書館に配属し、図書館を購入する際には読み手の文化、言語、年齢を考慮に入れることが重要となります。

- 放課後プログラムまたは個別指導プログラム

個別指導プログラムは、特に資格のある個別学習指導員（チューター）がプログラムに起用されている場合、生徒の成績に大きなインパクトを与えることができます。補助金によるプログラムの主な目標は、学業成績の向上とする必要があります。

- 言語研修

その国の公用語で読み書きができないことにより、学び、コミュニケーションを図り、社会に出ることが難しくなります。言語研修は、移民や難民の多い地域社会に役立ちます。国の教育当局が義務づけている場合、言語プロジェクトを学校で実施することができます。

f) 地域社会の経済発展 (Community Economic Development)

ロータリーは、人々が生活と地域社会の経済にロータリーは、貧困地域や十分な支援が得られない地域で測定可能かつ長期的な経済発展を創出することで、人びとと地域社会が貧困を緩和していけるよう支援します。事業タイプは以下のような支援です。

- 貧困の課題がある地域社会への、金融サービス(マイクロクレジット、モバイル・バンキング、貯蓄、保険を含む)へのアクセスの提供

- 地域社会の経済発展に関連する研修（起業、地域社会でのリーダーシップ、職業スキル、金融知識など）の提供。地域経済に持続可能な変化をもたらすために、現地のリソース、人びと、スキル、専門知識を取り込み支援します。

- 小規模ビジネス、協同組合、または社会的企業に加え、貧しい地域社会のための収入創出活動（雇用を提供する地域全域の事業など）の開発支援

- 自給自足農家や小農家のための農業開発（能力向上、および市場と資本へのアクセス促進を含む）の促進

g) 環境 (Environment)

ロータリーは、天然資源の保全と保護を促進し、環境の持続可能性を高め、人と環境との調和を促す活動を支援します。事業タイプは以下のような支援です。

- 陸地、沿岸、海洋、淡水資源の保護と回復
 - ・ 森林破壊と生息環境悪化の防止、原生植物の植樹・植付、森林再生の促進と生息地の回復、侵入性動植物の除去などの取り組みを通じた、陸上生態系の保護と回復
 - ・ 在来動植物の保護と繁殖、侵入性動植物の除去、過剰漁業、汚染、海岸侵食、海洋酸性化への対策といった取り組みを通じた、沿岸、海洋、淡水生態系の保護と回復
- 天然資源の管理と保全を実行する地域社会と地方自治体の能力向上
 - ・ 天然資源と自然遺産を保存、保護、および持続可能な方法で利用できるようにするための保全と資源管理に関する地域社会の研修と教育
 - ・ 生態学的に健全で平和的で公平な解決を通じた、人間と野生生物の対立の緩和
- 農業生態学および持続可能な農業、漁業、水産養殖の実践の支援
 - ・ 再生農業、保全農業、管理された放牧、農林業、林間放牧、または樹木の混植を通じた、生態学的に存続可能な農業慣行の採用の増加
 - ・ 持続可能な漁業と生態学的に健全な水産養殖の支援
 - ・ 農業、土地、海洋、天然資源の管理の実践における伝統的知識と先住民族の知識利用の促進、活性化、保全
 - ・ 持続可能な農業、水産養殖、漁業の手法、地元の食料源のサポート、農業の多様性、食品廃棄物の削減、高品質の食料への公平なアクセスを通じた食糧安全保障の向上

5. 事業予算規模と第2650地区のDDF申請基準

グローバル補助金の最低予算は30,000ドルであり、国際財団活動資金（WF）の最高授与額は400,000ドルです。RIは、DDF寄贈に対して80%のWFを上乗せします。グローバル補助金申請のDDF以外のクラブ拠出や現金拠出に対するWF資金の上乗せは、廃止されております。詳しいRIのグローバル補助金事業の基準は、マイロータリーのグローバル補助金で確認して。以下は、当地区の今年度のグローバル補助金申請の基準です。

1) 第2650地区のDDF申請条件

クラブは資格認定（財団補助金管理セミナーおよび地区財団セミナーを受講し、クラブの覚書（MOU）を提出されており、地区グローバル補助金委員会からのグローバル補助金事業のアンケート提出済であれば、年度を通してDDFの申請することができます。

2) 第2650地区のDDF申請の際の資金調達条件

当地区DDF申請額の10%以上がクラブの現金拠出または他地区のDDFを使用する事を条件とさせていただきます。（例：25,000ドルのDDF申請であれば、2,500ドル以上をクラブの現金拠出または他地区のDDFを使用して資金調達をする必要があります。）

6. グローバル補助金の申請時期と必要書類

1) 第2650地区のDDF申請書類の審査時期

2024-25年度のグローバル補助金の人道的と職業研修事業のDDF活用申請の受付は随時行います。尚申請書の審査は、2ヶ月に1度の審査会のタイミングで行います。

【補足】当地区のDDF予算が不足した場合、一旦グローバル補助金事業の申請受付を中止する場合があります。

7月1日～8月31日に提出された活用申請は、9月1日以降の審査会で審査。

9月1日～10月31日に提出された活用申請は、11月1日以降の審査会で審査。

11月1日～12月31日に提出された活用申請は、1月1日以降の審査会で審査。

1月1日～2月28日に提出された活用申請は、3月1日以降の審査会で審査。

3月1日～4月30日に提出された活用申請は、5月1日以降の審査会で審査。

5月1日～6月30日に提出された活用申請は、7月1日以降の審査会で審査。

2) 2650地区のDDF申請必要書類 ①～③

① 第2650地区財団活動資金申請書（人道的奉仕/職業奉仕（VTT）をガバナー事務所へご申請ください。

② グローバル補助金のオンライン申請書のコピー（できれば和訳）和訳用テンプレート

<https://www.rotary.org/myrotary/ja/document/global-grant-application-template>



③ グローバル補助金 地域社会調査の結果フォーム（日本語）

<https://my.rotary.org/ja/document/global-grants-community-assessment-results>



必要に応じて、以下の④～⑦はRIの申請の際必要になる書類です。

④ 協力団体のMOU

<https://my.rotary.org/ja/document/cooperating-organization-memorandum-understanding>



⑤ 経費を裏付ける書類（見積書提出可能な場合）

⑥ 職業研修（VTT）の日程表（日本語）

<https://my.rotary.org/ja/document/global-grants-vocational-training-team-itinerary>



⑦ 職業研修チーム：メンバー申請書（日本語）

<https://my.rotary.org/ja/document/vocational-training-team-member-application>



7. グローバル補助金の申請手順

申請入力にあたっては、必ず「補助金センターのご利用ガイド」をダウンロードしてお手元にご用意ください。（参照） RI サイト：<https://my.rotary.org/ja/document/how-use-grant-center>）
MyROTARY ログイン後に、ご利用いただけます。「補助金センターのご利用ガイド」にサンプルの入力方法を紹介しております。

（参考）グローバル補助金申請入力（Global Grant Application）記載項目

- | | | |
|---------|--------------------|-----------|
| ステップ 1 | Basic Information | ：基本情報 |
| ステップ 2 | Committee Members | ：委員会メンバー |
| ステップ 3 | Project Overview | ：プロジェクト概要 |
| ステップ 4 | Area of Focus | ：重点分野 |
| ステップ 5 | Measuring Success | ：成果の測定 |
| ステップ 6 | Location and Dates | ：実施地と実施時期 |
| ステップ 7 | Participants | ：参加者 |
| ステップ 8 | Budget | ：予算 |
| ステップ 9 | Funding | ：調達資金 |
| ステップ 10 | Sustainability | ：持続可能性 |
| ステップ 11 | Review and Lock | ：見直しと確定 |
| ステップ 12 | Authorization | ：承認 |

8. グローバル補助金の支払

1) 地区のDDF活用申請書が承認された後、マイロータリーでの申請書をRIへ提出し、その後RIで審査が開始されます。グローバル補助金事業の申請書がRIにより承認された場合、双方の提唱者が法的同意書を承認、他の現金拠出額が受領された後、RIが事業に対しては支払いを行います。地区のDDF活用申請書の承認は、RIの申請を確約するものではありません。

2) RIの承認後の手続について

ロータリー財団から補助金の正式な承認通知は事業に登録されたメールアドレスに一斉配信されます。RIからの承認後、補助金の受領の為に以下の手続を完了する必要があります。手続が完了後、国際ロータリー公式為替レートに基づいて支払いが実行されます。プロジェクトを開始する為に、速やかに財団承認後の手続を行う事をお勧めします。不明な点は、地区のグローバル補助金委員会へお問い合わせ下さい。

（海外=実施国代表提唱クラブの手続）・・・補助金口座を実施国で開設する場合

1. グローバル補助金の銀行口座に関する情報を提出
2. グローバル補助金銀行口座の署名人となるロータリアン2名を指名
3. グローバル補助金の法的同意事項を承認

（日本=共同提唱クラブの手続）

1. 現金拠出金をロータリー日本財団に振り込み、寄付送金明細書に必要事項を記入のうえ提出（「ロータリー財団寄付送金明細書」参照）

(日本=援助国側代表提唱クラブの手続)

1. グローバル補助金の法的同意事項を承認

現職のクラブ会長（クラブが補助金の提唱者である場合）がオンラインで、申請書のグローバル補助金の法的同意事項を承認（補助金センターのご利用ガイド参照）

2. 現金拠出金をロータリー日本財団に振り込み、寄付送金明細書に必要事項を記入のうえ提出（「ロータリー財団寄付送金明細書」参照）

A. 銀行振込による寄付の流れ

①寄付送金明細書を記入する

寄付送金明細書に必要事項を記入し、国際ロータリー日本事務局経理部（kifu@rotary.org）へメールにてお送りください。

（メールが使えない場合は、FAX：03-5439-0405）でも可）

※寄付送金明細書は、エクセル形式のままお送りください。

※寄付送金明細書の入手方法

寄付送金明細書のダウンロードは、MyROTARYより可能です。

MyROTARYのトップ画面の右上「ご寄付」をクリック→「ご寄付」ページの最下部「寄付書式」の中の「ロータリー日本財団寄付送金書式（ロータリアン／クラブ用）」をクリックすると、ダウンロードが始まります。

（特記事項）グローバル補助金に現金拠出などには、グローバル補助金受付番号（GG × × × ×）を通信欄：および寄付分類に記入すること。

② 寄付金を指定の口座へ送金する

公益財団法人 ロータリー日本財団
寄付送金明細書(振込専用)

TEL:03-5439-5806

振込先:三井住友銀行 赤羽支店 普通預金 3978101 名義:公益財団法人ロータリー日本財団
送金明細書送付先: kifu@rotary.org エクセルデータのままメールに添付し、送金日までにお送りください

通信欄: ここに、グローバル補助金番号「GG2XXXXXXの現金拠出です」と記入します。

一括1万ドル以上の大口寄付について寄付者名を公表することがあります。希望されない場合は次の口に✓をお願いします。
 公表しないで下さい。(寄付者名) _____

* ご記入いただいた個人情報は、ロータリーのプライバシー方針に従い、内容についての連絡、領収証の発送、寄付の記録や推進等に使用させていただきます。
 * 自動計算で表示される箇所 ←この色がついている箇所は数式により自動計算されるため、入力不要です。合計額等が表示されますので、入力内容に誤りが無いかご確認ください。

着金日のRILレートが適用されます

送金情報	送金(予定)日	振込元 金融機関 支店名		送金額	RILレート	
					¥0	
	地区番号	クラブ番号	クラブ名	担当者名	TEL	
	寄付者名 (領収証名)	ローマ字	ID番号	寄付分類 ▼で選択	円金額 合計 ¥0	\$金額 (自動計算)
1						
2						
3						

ここに、グローバル補助金番号「GG2XXXXXX」を入力します。

B. オンラインでの寄付

MyROTARYにログイン後、下記ウェブページ内の「ご寄付」ボタンから手続画面へお進みください。

「ご寄付」: <https://www.rotary.org/ja/donate>

お手続が完了すると確認のメールが届きます。必ず確認し、保管してください。

- ・クレジットカードでの決済となります。
- ・税制上の優遇措置を受けるためには、手続画面の中で「国:日本」「通貨:円」となっていることをご確認ください。
- ・銀行振込でのご寄付と異なり、寄付明細は発行されません。手続の最後の画面を確認画面として印刷し保管ください。

代理寄付

役職登録済みのクラブ会長、幹事、事務局の方などは所属クラブ、またはクラブ会員の代理寄付ができます。My ROTARY にログイン後、上記手続画面で寄付分類を選択した後、「これはクラブまたは会員からの寄付です」を選び、詳細を入力してください。

9. グローバル補助金の報告要件

グローバル補助金事業が承認された後、クラブは直接RIの報告義務に従って報告を行う必要があります。

報告書は、クラブがオンラインで直接RIに提出します。

中間報告書は、補助金の最初の支給を受けてから12 カ月以内に提出し、その後も12 カ月毎に提出しなければなりません。

最終報告書は、補助金がすべて使用され、活動の目的が達成された後に提出します。

プロジェクト完了後2カ月以内に提出しなければなりません。報告書は以下を含めた詳細な説明を含む必要があります、プロジェクト完了後、現地地域社会がプロジェクトを継続していくため（持続可能性）の手段を備えた事が確認され次第、財団は補助金を終了とします。

1. プロジェクトが重点分野の目標をいかに助長したか
2. プロジェクトが、申請書に記載された個々の目標をいかに達成したか
3. プロジェクトの成果が、長期にわたっていかに持続されるか
4. 実施国、援助国双方の提唱者、協力団体がどのように参加したか
5. プロジェクトに要した費用の詳細な内訳とプロジェクト専用銀行口座の明細書

RID2650 地区財団活動資金申請書【人道的奉仕・職業研修（VTT）事業】
 (District Designated Fund : DDF)

申請日 年 月 日

プロジェクトの種類	人道的奉仕・職業研修 (VTT)
	グローバル申請 No. GG

重点分野

平和構築と紛争予防 疾病予防と治療 基本的教育と識字率向上
 母子の健康 水と衛生 地域社会の経済発展 環境

申請者情報 (派遣側代表提唱者)

クラブ名	ロータリークラブ
代表連絡担当者名 (役職)	(役職)
連絡先	電話: _____ メール: _____

プロジェクトの情報

プロジェクト名	
プロジェクト実施地	
実施国の代表提唱者	地区 _____ クラブ _____
実施期間	年 月 日 ~ (終了) 年 月 日
地域社会のニーズ (何に困っているか)	
プロジェクト概要 (ニーズをいかに満たすのか)	
ロータリアンの役割 (貴クラブ会員は何をするのか、資金調達以外の活動)	
成果の特長 (研修・地元の財源)	
成果の測定 (何を測定するか)	

プロジェクトの予算

支出項目	金額 (US\$)
合計 (US\$)	

プロジェクトの予算調達 (両国の代表提唱クラブには◎をつけて下さい)

クラブ/地区/その他	現金(US\$)	DDF(US\$)	WF(US\$)
実施国			
援助国			
合計 (US\$)			
総合計 (US\$)			

*援助国は拠出金額のうち、少なくとも15%以上を拠出しなければなりません。(VTTの場合は除く)

添付書類

グローバル補助金のオンライン申請書のコピー (和訳要)
 (和訳用テンプレート) <https://www.rotary.org/myrotary/ja/document/global-grant-application-template>

上記の事業実施にあたり、右記のとおり DDF 活用申請を致します。 【金額】 _____ US\$

代表連絡担当者以外の、本プロジェクト担当委員（2名）

氏名	クラブ役職	連絡先電話番号
氏名	クラブ役職	連絡先電話番号

地区/クラブの承認

() ロータリークラブ

クラブ会長名	署名
クラブ会長エレクト名	署名

注意: DDF 活用が許可された後に、当申請書の内容に変更があった場合、すみやかに地区に連絡をお願いします。承認後でも DDF 使用内容に変更がある場合、地区の判断により DDF 使用は無効となる場合があります。新たな申請が必要になる場合もあります。

RID2650 2022-23年度 グローバル補助金事業状況

グローバル補助金番号 2238853						
重点分野	種別 奨学金	事業予算	RID2650 DDF使用額	実施国	実施国代表	援助クラブ
疾病予防と治療	状況 Paid	77,068ドル	42,816ドル	米国	La Jolla Sunrise RC (D5340)	京都南RC
金下峻也さんが予定する米国 University of California San Diegoへの留学に対する、奨学金支援事業						

グローバル補助金番号 2346264						
重点分野	種別 奨学金	事業予算	RID2650 DDF使用額	実施国	実施国代表	援助クラブ
疾病予防と治療	状況 Paid	66,147ドル	36,749ドル	米国	Dallas Uptown RC (D5810)	京都洛北RC
武田将司さんが予定する米国 UT southwestern medical center への留学に対する、奨学金支援事業						

グローバル補助金番号 2348228						
重点分野	種別 奨学金	事業予算	RID2650 DDF使用額	実施国	実施国代表	援助クラブ
基本的教育と 識字率向上	状況 Paid	34,270ドル	19,039ドル	英国	Cardiff Bay RC (D1150)	桜井RC
石原早季子さんが予定する英国 Cardiff University への留学に対する、奨学金支援事業						

グローバル補助金番号 2238024						
重点分野	種別 人道的	事業予算	RID2650 DDF使用額	実施国	実施国代表	援助クラブ
環境	状況 Paid	42,800ドル	5,000ドル	台湾	斗六北區 RC (D3470)	京都洛東RC
台湾 雲林県斗六市の生態学的な自然環境の回復を目的とする事業。 地域住民に向けて、水資源を大切に節約することの教育や、研修・ワークショップの実施を通じて効果的な生態保護活動を行う						

計	3分野	4件	220,285 ドル	103,604 ドル	3カ国	4クラブ
---	-----	----	---------------	---------------	-----	------

RID2650 2023-24年度 グローバル補助金事業状況

グローバル補助金番号 2351372						
重点分野	種別	事業予算	RID2650 DDF使用額	実施国	実施国代表	援助クラブ
	奨学金					
母子の健康	状況	45,760ドル	25,423ドル	英国	Radlett RC (D1130)	京都南RC
	Paid					
西田梨乃さんが予定する 英国 London School of Hygiene & Tropical Medicineへの留学に対する奨学金支援事業						

グローバル補助金番号 2460968						
重点分野	種別	事業予算	RID2650 DDF使用額	実施国	実施国代表	援助クラブ
	奨学金					
疾病予防と治療	状況	73,800ドル	41,000ドル	カナダ	Toronto RC (D7070)	京都洛北RC
	Paid					
中村健治さんが予定するカナダ University Health Networkへの留学に対する奨学金支援事業						

グローバル補助金番号 2461590						
重点分野	種別	事業予算	RID2650 DDF使用額	実施国	実施国代表	援助クラブ
	奨学金					
水と衛生	状況	72,000ドル	40,000ドル	オーストラリア	Canberra Sunrise RC (D9705)	京都南RC
	Paid					
中山友梨香さんが予定するオーストラリア国 Australian National Universityへの留学に対する奨学金支援事業						

グローバル補助金番号 2344007						
重点分野	種別	事業予算	RID2650 DDF使用額	実施国	実施国代表	援助クラブ
	人道的					
水と衛生	状況	40,876ドル	16,000ドル	ベトナム	3350地区と5000地区 事業に協力	第2650地区 やまとまほろぼRC
	Paid					
3350地区 (Danan RC)と5000地区 (Lahaina Sunset, Maui RC)が実施するVTT(職業研修)事業に、当地区が中心財源となり援助する。 ベトナム、ヒエップドゥック県の高校の寄宿舎における水と衛生の改善事業 約80名の学生が生活する寄宿舎のトイレ整備と、衛生的な生活が出来るように備品の入替、改修を行う事業						

グローバル補助金番号 2348940						
重点分野	種別	事業予算	RID2650 DDF使用額	実施国	実施国代表	援助クラブ
	人道的					
環境	状況	143,608ドル	12,000ドル	コンボ共和国	2485地区と1150地区 事業に協力	第2650地区 京都南RC 桜井RC
	承認					
2485地区 (Peja RC)と1150地区 (Cardiff Bay RC)が実施する事業に、当地区が中心財源となり援助する。 コンボ、ペイジャ病院での環境を配慮した再生可能エネルギーへの支援事業。病院で使用する原油燃料の洗濯機により排出される排煙や土壌汚染を改善するために、太陽エネルギーを用いた再生可能な燃料システムに置き換える事業						

計	4分野	1件	376,044 ドル	134,423 ドル	5カ国	4クラブ
---	-----	----	---------------	---------------	-----	------

第6章 ロータリー財団奨学金

奨学金としては地区補助金（District Grants：DG）とグローバル補助金（Global Grants：GG）を利用する2つに分かれます。地区補助金のみ奨学金は、第4章 地区補助金をご覧ください。この章ではグローバル補助金による奨学金についてご説明します

1. グローバル補助金による奨学金

専攻分野とキャリア目標がグローバル補助金の重点分野（参照：第5章4項 重点分野の基本方針）のいずれかに該当している、大学院レベルの留学者を支援できる。1～4年間の授業料、部屋代と食費、支援期間中の諸費用を賄うことが可能である。

- グローバル補助金に関する一般事項については、第5章 グローバル補助金を参照のこと。
- グローバル奨学生の募集要項

国際ロータリー第2650地区

2026-27年度ロータリー財団グローバル補助金奨学生

募 集 要 項

国際ロータリー第2650地区ロータリー財団委員会

【問い合わせ先】ガバナー事務所：oota@rid2650.gr.jp

国際ロータリー第2650地区（京都府・福井県・滋賀県・奈良県）は、当地区の募集要項に従い、2026-27年度ロータリー財団グローバル補助金奨学生候補の募集を行います。

国際ロータリー第2650地区ロータリー財団グローバル補助金奨学金制度の主要な目的は、7つの重点分野（1. 平和構築と紛争予防、2. 疾病予防と治療、3. 水と衛生、4. 母子の健康、5. 基本的教育と識字率向上、6. 地域社会の経済発展、7. 環境）のいずれかに該当する分野で研究・活動する方を奨学金で支援し、将来的に持続的かつ測定可能な成果を生むことです。

※ 国際ロータリーのホームページ「<http://www.rotary.org>」では、国際ロータリーおよびロータリー財団に関する情報をご覧ください。

奨学金の期間 1～2年間

支給額 本人のエコノミー往復航空券代、授業料、教材費、寮費または下宿代、食費等に対して、米貨30,000ドル以上を提供する。（合格者の人数、留学期間、留学国などを考慮し、当地区の担当部門が金額を決定）

募集人員 若干名

応募資格

- 1) 7つの重点分野のいずれかに該当する分野で研究・活動する事を目標とし、大学院レベルの教育目標もこれに関連すること
- 2) 学歴、職歴、活動歴が7つの重点分野に関わっていること
- 3) 海外の大学院レベルの教育プログラムで学ぶこと（大学協定校等への派遣留学・交換留学は不可）
- 4) 2026年4月までに大学課程を修了している者、または修了することが見込まれること

- 5) 2026年7月1日から2027年6月30日の期間内にスタートする新学期から留学を開始すること
- 6) 留学先がロータリーの存在する国であること
- 7) 入学許可状／招請状、または学費支援の保証を必要とする条件付き入学許可状を提出できること
- 8) 応募時に、ロータリー第2650地区内に居住（※居住とは実際に生活している事を意味します。）していること。または、同地区内に所在する大学・大学院に在学、あるいは、職場に在職していること。但し、応募時において日本国外に留学または就職している場合は応募出来ません。
- 9) 日本国籍あるいは永住権を有すること
- 10) 受入国の言語に堪能であること、留学先のプログラムが求める語学力要件を満たすことを証する資料を提出できること
- 11) 優秀な学業成績を持つと共に、親善使節としての素質をもっていること
- 12) 指導力、独創力に富み、順応性、思慮分別を持ち、目的に対し誠実であること
- 13) 留学国の国情、国民性に関心と理解を持ち、日本の歴史、地理、文化、時事問題に通じていること
- 14) ロータリアンおよびロータリー関係組織職員ではないこと
- 15) ロータリアンの尊属、直系卑属、その配偶者ではないこと
- 16) 奨学金の授与前に留学を開始していないこと
- 17) 他の奨学金を受けていないこと。

奨学金授与の条件

- 1) 奨学金の授与にあたって、ロータリー財団の掲げる諸条件に同意すること
- 2) 第2650地区および受入地区が実施するオリエンテーションに出席すること
- 3) 奨学期間の開始前と終了後に、支援ロータリークラブでスピーチを行うこと
- 4) 奨学期間中、受入地区ではロータリーに積極的に関わり、クラブのスピーチ依頼や社会奉仕活動、人道的奉仕活動に取り組むこと
- 5) 留学中は全過程において優秀な成績を維持し、奨学金プログラムの親善と学業の両面に等しく重点をおくこと
- 6) 留学中は、奨学金の支出記録をとり、定期的に支援ロータリークラブへ報告すること
(奨学生は、6ヵ月毎に中間報告を、留学終了時に最終報告を提出しなければなりません)
- 7) 各種報告の提出や、留学先の支援ロータリークラブの担当者や会長への手続き依頼など、最終手続きの完了まで主体的に責任を持って関わること
- 8) 奨学期間終了後は速やかに帰国し、第2650地区学友会（フェローズ2650）に入会し、学友として支援クラブや地区の諸活動に可能な限り積極的に参加し、ロータリーと長期にわたる関係を築くこと
- 9) 学業成績不良、不良行為の立証、報告の不提出、ロータリー財団の承諾を得ずに学業課程の変更、中途退学、留学国の語学に対する知識の不足、“親善使節”としての任務不行使、その他奨学金の条件を充たせなくなる様な事態が発生した際には、奨学金の返還を求める場合がある
- 10) 奨学期間終了後、連絡先（住所・電話・Email等）に変更が生じた際は、迅速にガバナー事務所及び第2650地区学友会へ連絡すること
- 11) 奨学金の交付は、生涯ひとり1回限りとする

応募の期間・方法

応募の受付期間は、2025年7月1日～2025年10月15日です。

以下の提出書類を国際ロータリー第2650地区のガバナー事務所 担当：太田宛にメール添付にて

ご提出ください。(提出締切：2025年10月15日必着。※持参・郵送禁止)

【提出先メールアドレス】 oota@rid2650.gr.jp

一次選考(当地区選考)提出書類

- 1) RI 第2650地区 グローバル補助金奨学金応募申込書 ※履歴書
 - 2) RID2650 地区財団活動資金申請書【グローバル補助金】
 - 3) GG-SCH Candidate Eligibility Pre-Check form (和文・英文の両方準備)
- 以上、1)～3)の書式は、ガバナー事務所よりお取り寄せ下さい。※メールにて依頼

【資料取寄せ時の注意点】

メール依頼の際、 ●現在のご自身の立場 ●現在研究/仕事されている内容(簡潔に)
●ご自身が該当すると思われた重点分野 ●志望留学先の国、学校/機関名(予定でも)
●留学先での専攻/研究分野 ●予定留学期間 をメール本文中にご記載ください。

その他、下記4-1)～4-7)をご準備下さい。

- 4-1) 海外の大学院レベルの教育機関からの入学許可状(語学条件付き許可状は不可)、招聘状または受入予定を記する文書
- 4-2) 指導教員/上司による推薦書(自由書式、推薦者の署名入り、和文・英文の両方準備)
※4-1)の入手が応募締切日までに間に合わない場合に限り、暫定的な代替措置として、4-2)推薦書での応募を受け付けます。ただし、4-1)の準備ができ次第、速やかにご提出ください
※4-1)の最終提出期限は2026年3月31日です(期限までに提出できない方は応募できません)
- 5) 語学力証明書(留学先の国や地域の言語・コピー可)
*英語圏: TOEFL、TOEIC、IELTS等の成績表
*英語圏以外: 該当する外国語能力評価の標準となっている語学力テストの成績表(取得日より1年内のものが望ましい)申請時に語学力テストの結果が手元にない場合には、その旨を記載した文書を同封すれば申請を受け付けます
- 6) 経費見積書/計画書(自由書式)
- 7) 最終教育機関の成績表(和文または英文)※現役学生の場合は、入手でき次第、提出の事上記1)～7)をメール添付にて、担当者宛てにご送付ください

選考方法

- ・当地区財団奨学金委員会による一次選考(書類・面接審査): 2025年11月中に開催予定
※面接方式・日時は、各応募者に直接メールで連絡します
※面接は日本語で行います。筆記試験はありません
- ・国際ロータリー財団による書類審査(事前審査): 随時実施

一次選考合格から派遣までの流れ(予定)

当委員会は、一次選考の合格者について「留学先研究機関への入学の確定」を条件にグローバル奨学生候補者として当地区内の各ロータリークラブへ推薦します。奨学生候補者を支援しようとするロータリークラブ(派遣国側)との面接を経て、支援が決定次第、共同で留学先地域のロータリークラブ(受入国側)への支援依頼に取り組んでいただきます。こうして「派遣国側支援クラブ」「受入国側支援クラブ」が確定すると、国際ロータリー・ロータリー財団へのオンライン申請手続を行なうことができま

す。申請後、ロータリー財団の最終審査に合格すると、奨学金の交付が確定します。
最終合格者は留学開始までに、地区主催のオリエンテーションやロータリークラブの会合に参加し、国際ロータリーに関する理解を深めることが求められます。

注意

- ・ ロータリー財団の承認前に支払った費用については、奨学金の対象になりません。
- ・ 国際ロータリーのホームページより『**ロータリー財団 グローバル補助金 授与と受諾の条件**』および『**グローバル補助金 奨学金の補足資料**』をご確認ください。
- ・ 留学先機関の入学許可を得ていること、第 2650 地区内の派遣国支援クラブが決まること、留学先の受入国支援クラブが決まること、これら 3 つの条件を満たさなければ、ロータリー財団への申請と最終審査を受けることはできません。特に留学生の集中する地域（ロンドン、ボストンなど）については世界中から希望者が集まりますので、受入クラブが決まらない場合があります。
- ・ 奨学金額は、一次選考終了後に合格者の人数、留学期間、留学先地域などを考慮し決定いたします。最低金額は米貨 30,000 ドルです。
- ・ 一次選考までの問い合わせや書類提出は、国際ロータリー第 2650 地区ガバナー事務所宛にお願いいたします。当地区では、窓口を国際ロータリー第 2650 地区ガバナー事務所（財団奨学金・平和フェロシップ委員会）に一本化しています。各ロータリークラブへの直接の問い合わせはしないでください。
- ・ 問い合わせや質問への返信について、財団奨学金委員が対応させていただく場合があります。この場合、応募者のメールアドレスや電話番号など個人情報を一部共有させていただきますことをご了承ください。

補足：「地区」とは、国際ロータリーの管理の便宜上結びつけられた、一定の地理的な市域内にあるロータリークラブのグループです。2024 年 7 月時点で、200 以上の国と地域に 520 地区があります。日本は 34 地区に分かれています。国際ロータリー第 2650 地区は、京都府・福井県・滋賀県・奈良県の 4 府県にある 95 クラブ、総会員 4,700 名（2024 年 7 月期首）で構成されています。

国際ロータリー第 2650 地区 ガバナー事務所

〒600-8216 京都市下京区東塩小路町 614 番地 関電不動産京都ビル 5 階 520

問い合わせ：AM10:00～PM16:30（土・日・祝日休）

※問い合わせはメールにてお願いします。

●グローバル奨学金の応募申込と申請

次頁以降の応募申込書と RID2650 地区財団活動資金申請書【グローバル奨学金】をご利用ください。（指定用紙は第 2650 地区ガバナー事務所へご請求ください。）

国際ロータリー第2650地区
グローバル補助金奨学金 応募申込書

年 月 日提出

ふりがな				年 月 日生	(写真貼付) 写真をスキャンで 取り込み、この枠 内に貼り付けてく ださい
氏名				才 (性別：男・女)	
現住所 (居住地)	〒 -				
実家					
TEL		携帯			
FAX		E-mail			
学歴	高等学校				
	大学				
	大学院				
勤務先	名称				
	住所				
奨学金 種類	種類	グローバル補助金			
	専門分野 (該当分野を ○で囲んでく ださい)	平和構築と紛争予防 ・ 疾病予防と治療 ・ 水と衛生 ・ 母子の健康 基本的教育と識字率向上 ・ 地域社会の経済発展 ・ 環境			
志望する 教育機関	国名	都市名	使用言語	教育機関名	
			語		
留学経験 教育機関			語		年 月
				年 月～	年 月
			語		年 月
				年 月～	年 月
家族 状況	氏 名		続 柄	職 業 (勤務先・通学先)	
				同居 別居	

●グローバル補助金のことを、どこで知りましたか？できるだけ詳細に記述ください。

(枠内に収まるように簡潔に記入および、
印刷した際に文章途切れがないか、確認をお願いします)

●ボランティア経験はありますか？ ない／ある いずれかに☑としてください。

- ない
 ある ↓詳細を記してください↓

(枠内に収まるように簡潔に記入および、
印刷した際に文章途切れがないか、確認をお願いします)

●ご自身の立場が、以下のいずれかに該当しませんか。該当しない場合はチェックボックスに☑としてください。

1. 現ロータリアン
2. クラブ、地区、その他のロータリー組織、国際ロータリーの職員
3. 1・2の配偶者、直系卑属(血縁、養子縁組、再婚による子または孫)、直系卑属の配偶者、直系尊属(血縁による親または祖父母)、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関、組織、団体の職員
4. 退会から3年を経過していない元ロータリアンおよび、その親族関係にある人

該当しません → 書類審査通過者には、別途誓約書をご提出いただきます。

上記の通り、ロータリー財団奨学金プログラムに申込みます。

申込者氏名

推薦クラブ

ロータリークラブ

会長署名

【奨学生候補者の方へ】
推薦クラブと会長署名欄は、
空白のまま結構です。

RID2650 地区財団活動資金申請書【奨学金】
(District Designated Fund : DDF)

【候補者の方へ】黄色マーカー部は空白のままです

申請日	年	月	日
------------	---	---	---

プロジェクトの種類	グローバル奨学生	グローバル申請書No.	GG
------------------	----------	--------------------	----

6 重点分野	<input type="checkbox"/> 平和構築と紛争予防 <input type="checkbox"/> 疾病予防と治療 <input type="checkbox"/> 水と衛生 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 母子の健康 <input type="checkbox"/> 基礎的教育と識字率向上 <input type="checkbox"/> 地域社会の経済発展			
---------------	---	--	--	--

申請者情報 (派遣側代表提唱者)

クラブ名	ロータリークラブ		
代表連絡担当者名 (役職)	(役職)		
連絡先	電話:	メール:	

プロジェクト名	Scholarship for (<u>氏名【ローマ字】</u>) : (<u>氏名【漢字】</u>) さんに対する奨学金
プロジェクトの概要	

奨学生情報

奨学生氏名								
留学先	国名		教育機関					
入学許可証	あり ・ なし		(入手予定日)					
受入側代表提唱者	地区		クラブ					
留学期間	(開始)	年	月	日	～ (終了)	年	月	日

6 重 点 分 野	最終学歴・職歴・活動歴	
	派遣先における履修課程	
	将来のキャリアプラン	

添付書類	1. グローバル補助金のオンライン申請書のコピー (和訳要) 2. 予算の見積書または経費計画書を添付下さい (自由書式)
-------------	--

プロジェクトの予算

支出項目	金額 (US\$)
合 計 (US\$)	

添付書類

RID2650 グローバル補助金奨学金 申請必要書類一式 (募集要項に記載)

プロジェクトの予算調達 (両国の代表提唱クラブには◎をつけて下さい)

クラブ / 地区 / その他	現金(US\$)	DDF(US\$)	WF 予定額(US\$)
受入側			
派遣側	RID 2650 DDF		
合 計 (US\$)			
総 合 計 (US\$)			

上記の事業実施にあたり、右記のとおり DDF 活用申請を致します。 【金額】 _____ US\$

代表連絡担当者以外の、本プロジェクト担当委員 (2名)

氏 名	クラブ役職	連絡先電話番号
氏 名	クラブ役職	連絡先電話番号

クラブの承認

()	ロータリークラブ
ク ラ ブ 会 長 名	署名
ク ラ ブ 会 長 エ レ ク ト 名	署名

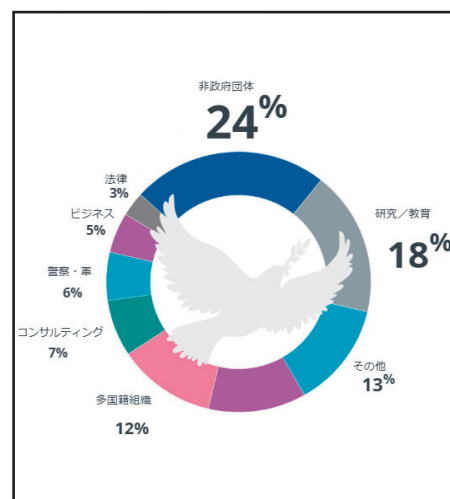
注意：DDF 活用が許可された後に、当申請書の内容に変更があった場合、すみやかに地区に連絡をお願いします。承認後でも DDF 使用内容に変更がある場合、地区の判断により DDF 使用は無効となる場合があります、新たな申請が必要になる場合もあります。

第7章 ロータリー平和フェローシップ

ロータリー平和フェローシップは、ロータリー財団より提供される奨学金です。ロータリー平和センターでの質の高い学術研究と実地研究（インターンシップ）を通じて、未来の平和構築者を育成するというロータリーの使命を支えるために設けられました。奨学金の受領者となるロータリー平和フェローは、それぞれの地域社会とグローバル社会における平和構築と紛争予防分野のリーダーとなるためのスキルを培います。

このフェローシップは、国際関係、平和構築と紛争予防の分野におけるキャリアを志し、すでにこれらの分野で経験を積み、社会奉仕や人道的国際奉仕への熱意を示すとともに、平和のために尽くす意欲のある人を対象としています。候補者は、申請前にこの目的を十分に考慮してください。

ロータリーでは、障害のある方やその他の多様な背景を持った方からの申請を奨励しています。必要に応じて、障害のある方々のための適切な手配を行います。



ロータリー平和センター卒業者の進路

1. 2つのプログラムの違い

フェローシップには、**修士号取得プログラム**と**専門能力開発修了証プログラム**の2種類があります。

	修士号取得プログラム	専門能力開発修了証プログラム
目的	将来のリーダーを育成	今日のリーダーを強化
期間	15～24カ月 (提携大学により異なる)	1年間 (働く専門職従事者を対象とした 1年間の混合型学習)
ロータリー平和センターの数	5	2
提携大学	デューク大学／ノースカロライナ大学 国際基督教大学 (ICU) ブラッドフォード大学 クイーンズランド大学 ウプサラ大学	マケレレ大学 バーチェシエヒル大学
フェローシップの受領者数	最高50人 (各平和センター 10人まで)	最高80人
実施研修	2～3カ月間の実施研修	11週間にわたる現地でのコース (実地研究を含む) ほか

2. 申請資格と選考基準

1) 修士号取得プログラム

申請者は学業において優れた成績を残し、関連分野の学士号および平和と開発の分野における職歴を有していることが望まれます。さらに、平和と紛争解決に対する熱意を実証し、多くの文献とリサーチに取り組みディスカッションに参加する能力、および多国籍の同期生との共同活動に積極的に参加する能力が必要とされます。

候補者はまた、平和構築の実績があり、将来的な成長の可能性を有し、フェローシップへの参加から関連分野でインパクトをもたらせるリーダーである必要があります。

- 英語に堪能であること
- 学士号を取得していること
- 個人的活動や社会奉仕活動を通して、または学問上、職務上の実績を通して、国際理解と平和への専心を実証していること
- リーダーシップスキルを実証していること
- 平和あるいは開発の分野において少なくとも3年間のフルタイムの職歴を有していること

※ 留意点:ロータリー平和フェローシップで博士課程に通うことはできません。

その他制約事項については、RIウェブサイトにてご確認ください。

2) 専門能力開発修了証プログラム

申請者は、平和と開発の分野におけるリーダーシップを実証し、関連分野において少なくとも5年の職歴を有していることが望まれます。

候補者は、このプログラムが提供される地域で平和と開発を推進することを目的とする社会変革イニシアチブのアイデアを携えてプログラムに参加する必要があります。また、フェローシップでの経験とそこで築くネットワークが平和構築をいかに促進し、自身もたらすインパクトを高めることになるかについて、明確なビジョンを備えているべきです。

このプログラムは現役の職業人を対象としており、11週間の現地での参加が必要となります。

- 英語に堪能であること
- 学士号を保有していること
- 平和あるいは開発の分野において少なくとも5年のフルタイムの職歴を有していること
- 個人的活動や社会奉仕活動を通して、または学問上、職務上の実績を通して、国際理解と平和への専心を実証していること
- リーダーシップのスキルを実証していること
- 平和推進における自身の計画がロータリーの使命とどう一致するかを説明できること
- (マケレレ大学を希望する申請者) アフリカの出身である、アフリカでの勤務経験がある、またはアフリカの地域社会で活動したことがある、またはアフリカ大陸外でのアフリカ関連のイニシアチブに取り組んだ経験があること
- (バーチェシェヒル大学を希望する申請者) 中東または北アフリカの出身である、その地域で働いたことがある、またはほかの地域で中東または北アフリカに関連するコミュニティまたはイニシアチブで活動した経験があること、またはこの地域での平和構築アプローチについて学ぶことに対して非常に強い関心を示していること。

3) 資格に関する制約

ロータリー平和フェローシップで博士課程に通うことはできません。また、以下の人はフェローシップの対象外となります。

- ロータリー正会員、名誉会員
- ロータリークラブ／地区／国際ロータリー／そのほかのロータリー関連組織の職員
- 上記2点に該当する人(故人名誉会員を除く)の配偶者、両親と祖父母、子どもおよび孫(血縁と養子の両方)とその配偶者

- クラブを退会してから36カ月未満の元会員およびその親族(上記に該当する親族)候補者は以前の学位プログラム(学士号または大学院学位)の修了から、希望するフェローシップ開始日までの間に、少なくとも3年の関連分野での職務経験を有していなければなりません。さらに、ロータリー平和フェローシップまたはグローバル補助金奨学金プログラムの中で3年間の期間が空いている必要があります。

■ロータリー平和フェローシップの申請方法

2025-26年度の申請書は、2024年2月に利用可能となります。

申請資格の確認

申請前に、[rotary.org/peace-fellowships](https://www.rotary.org/peace-fellowships)で申請資格を確認してください。

■申請についての問い合わせ先

国際ロータリー第 2650 地区 財団奨学金・平和フェローシップ委員会

【問い合わせ先】ガバナー事務所:oota@rid2650.gr.jp

リソースと参考資料の入手

- ▼ロータリー平和フェローシップの申請 (日本語版)
RIウェブサイト「ロータリー平和フェローシップの申請」
<https://my.rotary.org/ja/peace-fellowship-application>
- ▼ロータリー財団平和奨学金に関するリソース & 参考資料
 - 1) ロータリー平和フェローシップ申請に関する説明 (英語)
 - 2) 効果的な申請書を書くためのヒント
 - 3) フェローシップガイド (修士課程)
 - 4) フェローシップガイド (専門修了証)
 - 5) ロータリー平和フェローシップのパンフレット
 - 6) ロータリー平和センター情報を紹介したビデオ
 - 7) ロータリー 平和センター平和の願いはきっとかなう
 - 8) ロータリー平和フェローシップの詳細
<https://www.rotary.org/ja/our-programs/peace-fellowships>

●日本のICU ロータリー平和センターのウェブサイトもご覧ください。

ロータリー平和センタープログラム: 紹介動画をご覧ください。ロータリー平和センタープログラムの内容をご理解いただくことができます。 <http://rotary-peace.jp/>

●ロータリー平和センターに関する情報提供ウェビナーに登録

<https://my.rotary.org/ja/learning-reference/webinars/upcoming>

(ご注意) 平和づくりに貢献できる人材を育てたい… そんな願いから、ロータリーは、ロータリー平和センターで学ぶための奨学金(フェローシップ)を提供しています。ロータリー平和センターで学ぶ学生は平和フェローと呼ばれ、研修、研究、実践を経て、平和と開発の分野で活躍する人材となります。卒業生の多くは、各国政府、NGO、国連や世界銀行などの国際機関に就職、または法律関係や教育分野でキャリアを築いています。

1. 地区への提出（覚書・申込・申請・報告用）書類

- ① 下記 1)～5) の書類は別途、全クラブへお送りします。
- 1) クラブの参加資格認定：覚書（MOU）
 - 2) ロータリー財団地区補助金申請書
 - 3) ロータリー財団地区補助金報告書
 - 4) ロータリー財団地区補助金申請書（奨学金申請用）
 - 5) ロータリー財団地区補助金報告書（奨学金事業用）
- ② 下記 6)～8) の書類は、グローバル補助金を申請される際に、連絡頂ければお送りします。
- 6) 地区財団活動資金申請書（グローバル人道的奉仕／職業研修（VTT）用）
 - 7) 地区財団活動資金申請書（グローバル奨学金用）
 - 8) ロータリー財団グローバル補助金応募申込書（奨学金用）
- ③ その他（グローバル補助金による個人・クラブ負担（寄付）の送金明細）
- 9) ロータリー財団寄付送金明細書（ロータリアン／クラブ用）

2. RIの資料（添付資料）

地区補助金 授与と受諾の条件（2024年7月版）	…………… P. 67 ～ 75
グローバル補助金 授与と受諾の条件（2024年7月版）	…………… P. 76 ～ 89
RACによる補助金の利用	…………… P. 90 ～ 94
災害救援補助金 授与と受諾条件	…………… P. 95 ～ 102

3. 財団の用語集（英略語）

本冊子「財団補助金申請ハンドブック」に使われている略語の説明です。 …… P. 103

メモ：

ロータリー財団 地区補助金 授与と受諾の条件

地区補助金は、地元や世界各地の地域社会のニーズに取り組むための、比較的規模の小さい、短期的な活動を支援する。これらの活動は、ロータリー会員が、人びとの健康状態を改善し、質の高い教育を提供し、環境保護に取り組み、貧困をなくすことを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるよう支援するというロータリー財団の使命に沿うものである。地区補助金でどの活動を支援するかは、地区が決定する。

ロータリー財団は、内容をより明確にし、方針の変更を反映させるために、この授与と受諾の条件をいつでも修正することができる。2024年7月の変更には以下が含まれる:

- 新世代交換プログラムが廃止されたため、受領資格のある活動のリストから「新世代交換」が削除される(セクション1、「受領資格のある活動」を参照のこと)。

このほかの最新情報や資料([グローバル補助金の授与と受諾の方針](#)を含む)は、rotary.org/ja/grantsを参照のこと。または、[補助金担当職員](#)に質問する。

1. 受領資格のある活動

地区補助金の受領資格がある活動:

- A. ロータリー財団の使命に沿っていること。
- B. 以下を含むこと。
 1. 地元または海外での奉仕プロジェクト、および関連する旅行
 2. 奨学金(教育のレベルは問わない)
 3. 職業研修チーム(特定分野について教える、または学ぶ専門職従事者のグループ)、および関連する旅行
 4. 奨学生と職業研修チームのオリエンテーション
 5. 補助金管理セミナー
 6. クラブと地区によるプロジェクトの協同提唱者探しを援助するため、ロータリーのプロジェクトフェアへのロータリー会員の参加、および往復の旅行
 7. ロータリーのクラブがある国およびクラブがない地域、ならびに法律によって認められ、ロータリー財団の方針に従っている地域におけるプロジェクトと活動
 8. [ロータリー青少年交換](#)、[RYLA](#)、[ロータリー友情交換](#)、[ローターアクト](#)、[インターアクトプログラム](#)。
 9. 地域社会調査
 10. 建築と改築
 11. 融資プログラムを運営する、登記され、少なくとも3年間運営されている小口融資機関と協力して実施する小

口融資(マイクロクレジット)活動

12. 地雷に対する認識向上キャンペーンと、地雷への注意喚起を呼びかける標識

- C. ロータリー会員が積極的に参加すること。
- D. 米国および補助金から資金提供される活動が実施される国の法律を遵守し、害を与えないこと(米国財務省外国資産管理局[OFAC]による制裁対象国での活動の提唱や旅行を計画しているプロジェクトは、追加情報の提供が求められる場合がある)。
- E. 参加する未成年の安全と健康を守り、国際ロータリーの青少年保護方針を遵守すること。
- F. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。補助金が承認された後に使用計画の変更が必要となった場合、補助金センターの地区補助金の報告のセクションから要請する必要がある。
- G. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
- H. ロータリー財団章典の第 30.040 節「プログラム参加者の利害の対立に関する方針」、およびセクション 10「補助金における利害の対立に関する方針」に概説されている方針を遵守すること。
- I. ロータリー章典の第 34.040.6 項ならびに 34.040.11 項に記載される通り、ロータリーという名称、その他のロータリー標章、徽章およびグラフィックの使用に関するロータリーの方針を遵守すること。
- J. ロータリー財団章典の第 40.010.2 項に基づき、またロータリーのブランドリソースセンターにあるロータリーブランドのガイドラインに従い、補助金提唱者とロータリー財団を明確に示す標識・表示をプロジェクト実施地、またはその近接位置に表示すること。
- K. ロータリー章典の第 26.080 節に記述された、プライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。

2. 受領資格のない活動および支出

地区補助金を受領する活動では、以下を行ってはならない：

- A. 特定のグループ(種類を問わない)を差別するもの。
- B. 特定の政治的あるいは宗教的観点を推進する。
- C. 完全に宗教を目的とした催し物を行うこと。
- D. 特定の人、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援を行うこと。
- E. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座を開設すること。
- F. ロータリー財団または国際ロータリーに、補助金資金を上回る財務上の責任を生じさせること。
- G. ファンドレイジング(募金)活動
- H. ワクチンの出所となる国ならびにワクチンの受領国の政府や規制当局からの事前の承認なく、国境を越えてワクチンを輸送すること。
- I. 無報酬で働くことを誰かに要求すること(プロジェクトは労働者の権利と公正な賃金慣行を守るよう努力すべきである。利益を得る人びとがプロジェクトでボランティア活動をする必要がある場合、これらの人びとの明確な同意が必要である)。
- J. 当該国の法的な労働年齢未満の人、または法律で年齢が定められていない場合は 16 歳未満の人による労働を要求すること。

また、地区補助金の資金は、以下のために使用できない：

- K. 補助金が承認される前に発生した費用、または進行中もしくは既に完了した活動
- L. ローターリー財団、ポリオプラス、またはほかの財団補助金への寄付
- M. 土地や建物の購入
- N. 武器または弾薬
- O. 軍事援助
- P. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽イベント、プロジェクトでの式典などのロータリー行事に関連する経費
- Q. 広報的な取り組み(プロジェクトの完了に不可欠な場合を除く)
- R. 1,000 米ドルを超える、プロジェクトの標識
- S. 他団体の運営費、管理費、間接的なプログラム経費
- T. 特定の人物や協力団体への使途無指定の現金寄付
- U. 新型コロナウイルスのワクチン
- V. ポリオワクチンのみを投与する予防接種
- W. 全国予防接種日(NID)に参加するための旅費
- X. 妊娠中絶、または性決定のみを目的とする施術
- Y. ローターリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学
- Z. 18 歳未満の人の海外渡航費(保護者同伴の場合またはロータリー青少年交換プログラムに参加している場合を除く)
- AA. 融資保証制度
- BB. ローターリー地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、会員が所有者となる物品
- CC. 地雷の探知および除去、または地雷を除去するための機材の購入

3. 申請要件

- A. 補助金の実施年度の 5 月 15 日までに、補助金センターを通じてオンラインで申請する。
- B. 各年度、1 地区につき 1 回のみ申請書を提出する。
- C. 申請には詳細な使用計画を含める。各項目には、何を行うのか、補助金資金を何の支払いに充てるのか、受益者は誰かを明記する必要がある。
- D. 地区は、補助金の実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員会委員長を含む補助金委員会を設置する。これら 3 名の委員会委員は、地区補助金の申請において承認手続きを行い、申請書を提出する責務を担う。
- E. 補助金を申請する地区は参加資格認定を受ける。
- F. 補助金の全関係者は、国際ロータリーとロータリー財団に対する義務を果たしていること。
- G. 一度に有することのできる未終了の補助金は、10 口までとする(地区が代表提唱者となっているグローバル補助

金を含む)。

- H. すべてのプロジェクトの名称が、ロゴ、徽章、グラフィックの使用に関するロータリーの方針に準拠していることを確認する(セクション 1「受領資格のある活動」を参照)。
- I. 補助金増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支払いを開始する前に行う。補助金の支給後に変更はできない。
- J. 臨時費の計画を立てる。地区は、年度中に発生しうる臨時費のために、地区補助金の 20%までを充てることができるが、承認された後に補助金に追加するすべてのプロジェクトと活動は、資金を使用する前に財団からの承認を受ける必要がある。使用計画に臨時用の資金を含め、最終報告書に臨時費の内訳を記載する。
- K. 管理運営費を含める。地区は、補助金の 3%までを、補助金に関連した管理運営費(銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など)に充てることができる。

4. 協力団体

- A. 協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金を受領する活動への支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。奨学生が通う大学は、協力団体とはみなされない。
- B. 協力団体は、財団の報告と監査の全要件を遵守し、領収書や必要な購入証明書を提出する必要がある。
- C. 協力団体に提供された資金の全額は特定のプロジェクト費用として使用され、地区がこれらの費用の明細を記録する必要がある。

5. 旅行方針

- A. 補助金資金が支払われる旅行者は全員、各自で旅行の手配を行うべきである。国際ロータリー・トラベルサービス (RITS®)からサポートを受けることができる。
- B. 地区補助金により、海外渡航に関連する以下の予算経費を賄うことができる。
 - 1. エコノミークラスの航空券
 - 2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
 - 3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
 - 4. 通常の妥当な荷物預け料金
 - 5. 旅行保険
- C. 地区補助金は、以下の経費を賄わない：
 - 1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連経費
 - 2. 任意の途中降機を含め、個人の旅行の手配の変更により生じた違約金や手数料
 - 3. 荷物の超過料金、または旅行者の荷物やその他の個人的持ち物の輸送料
 - 4. 中止となった、または参加者が出席できなかった対面式の行事・会議の関連経費の払い戻し
 - 5. 強制隔離の関連経費
- D. 補助金の提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する必要がある。また、要請に応じて財団にこの情報を提出するための準備をしておく。

- E. 旅行者は、以下の責任を有する。
1. 旅費の増加を避けるため、旅行手配を迅速に行う
 2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する
 3. 海外旅行のための健康条件を満たす
 4. 国際ロータリーによる特定国の旅行制限を遵守する(以下 G を参照)
 5. 旅行保険に加入する
 6. 個人の旅行はすべて自ら手配し、自己負担する
 7. 必要な旅行書類を取得すること、かつ入国に関する新型コロナウイルスの全要件およびその他の規制を遵守することを確認するために、IATA トラベルセンターからの情報を確認する。
- F. 医療従事者が補助金資金による活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低 500,000 米ドルの職業賠償責任保険(別称、過失脱漏保険または E&O 保険)に加入するよう期待されている。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人である。
- G. 国際ロータリーは、旅行禁止国リストを作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面の懸念から、財団はこれらの国への旅行に資金を提供しない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。これらの旅行制限や避難命令に従わなかった場合、財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金を財団に返還することを要請する。旅行禁止国リストに掲載されている国への旅行が補助金プロジェクトに含まれる場合、その国への旅費がプロジェクト予算に含まれていなくても、財団は資金を提供することはできない。

6. 補助金の資金源

- A. ロータリー財団は、地区財団活動資金(DDF)の配分のみから地区補助金を提供する。
- B. 地区は、シェア配分の最高 50%を毎年一口の補助金に充てることができる。

7. 支払い

- A. 補助金資金は、補助金申請書に記載された地区または地区財団の銀行口座のみに支払われる。
- B. 地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払われない。
- C. 補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。
- D. 資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の 5 月 31 日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

8. 報告要件

- A. 補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する。
- B. 報告書は、補助金センターを通じて提出し、不備のない報告書のみ受理される。
- C. 財団は、期日を過ぎて未提出の財団補助金報告書がある提唱者からの新規の補助金申請書を承認しない。
- D. 財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、または、支払い

を(一部または全額)保留することができる。

- E. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の用途について地区内クラブに報告する必要がある。
- F. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される法律に従い、少なくとも 5 年間、補助金の用途に関連する全領収書のコピーと銀行取引明細書を保管する必要がある。
- G. 補助金プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を遵守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還する必要がある、最高 5 年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。
- H. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後 12 カ月以内、または地区からすべてのプロジェクトへ配分が完了してから 2 カ月以内に、財団に提出する必要がある。アルゼンチンとブラジルの地区に支払われた補助金については、報告とともに、すべての経費について領収書を提出しなければならない。
- I. ブラジルの地区に支払われた補助金については、最終報告書とともに寄付証明書を提出する必要がある。
- J. 地区補助金の資金を利用した活動はすべて、地区がクラブまたは受益者に支給してから 24 カ月以内に、完了する必要がある。
- K. すべての補助金活動が完了した後に 1,000 米ドルを超える補助金資金が残った場合、受領資格のある追加の活動のための資金利用を財団が承認する必要がある。承認された通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還する必要がある、この資金は地区の DDF に加算される。
- L. すべての補助金活動が完了した後に 1,000 米ドル以下の補助金資金が残った場合、地区補助金の使用が認められている活動にその資金を利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、地区補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。
- M. 1,000 米ドル以下の補助金資金が財団に返還された場合、その資金は国際財団活動資金(WF)に充当される。
- N. 以下の国は、返還資金について独自に以下を義務づけている：
 - 1. アルゼンチン:10 アルゼンチンペソを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
 - 2. ブラジル:100 ブラジルリアルを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
 - 3. インド:未使用の補助金資金はすべて返還する必要がある。

9. 取り消された補助金

- A. 補助金が承認されたが、支払いがまだ行われていない場合、全資金が地区の DDF に加算される。
- B. 補助金が承認され、支払い済みである場合、補助金資金はすべて財団に返還しなければならない、この資金は地区の DDF に加算される。
- C. 補助金資金から生じた利子は財団に送金する必要がある。

10. 補助金における利害の対立に関する方針

- A. ロータリー財団の補助金の高潔性を保証するため、関与するすべての人は、実際の利害対立、および対立があると認識される状況を避けることが義務付けられている。
- B. 利害の対立は、ある補助金に対し、決定を下す、または決定に影響を与える立場にある人物が、補助金によって、本人、その家族、そのビジネスパートナー、またはそれらの人物が有償・無償を問わず、役員や指導的立場を担っている組織が、恩恵を得る可能性のある場合に生じる。
- C. 実際の利害対立、または対立があると認識される状況はすべて、申請手続きにおいてロータリーの補助金担当職

員に開示する必要がある。利害の対立が存在するかどうか確信がもてない場合は、開示すべきである。

- D. 個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、ロータリーの補助金担当職員または管理委員会が決定する。補助金において利害の対立が存在する、または存在したと結論が下された場合、補助金担当職員は、補助金プロセスの高潔性を守るため、適切な措置を管理委員会に推奨する。このような措置には、当該会員の補助金委員会からの除外、補助金申請の却下、承認された補助金の取り消し、または特定の会員、クラブ、地区、または協力団体によるロータリー補助金参加の一時停止などが含まれる。
- E. 財団補助金の受領者または受益者となることができない人には、以下が含まれる。
 - 1. 現ロータリアン
 - 2. クラブ、地区、その他のロータリー組織(ロータリー章典 1.040 節に規定されている通り)、国際ロータリーの職員
 - 3. これらのすべての人の配偶者・直系卑属(血縁、養子縁組、再婚による子または孫)・直系卑属の配偶者・直系尊属(血縁による親または祖父母)、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員
 - 4. 元ロータリアンおよび上記の元ロータリアンと親族関係にある人(本人または親族の退会から 3 年間適用)
- F. 補助金資金を受ける活動を担当するクラブまたは地区の選考委員会の委員であるロータリー会員は、ロータリー補助金の影響を受ける可能性のある個人または団体との個人的、家族上、事業上の関係について、完全に透明性を保つ必要がある。これには、奨学金候補者、協力団体、業者、その他補助金によって利益を得る人びとまたは団体(ただし、これらに限られない)との関係が含まれる。委員は、実際の利害対立または対立があると認識される場合、選考が始まる前に委員長に知らせる必要があり、また、補助金申請時にも開示する必要がある。
- G. ロータリー地区、クラブ、会員が、補助金資金を受ける活動と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行う必要がある。資金が、会員、会員が所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉会員、または財団補助金の受領資格がない上記に記載された人びとに支払われるような業務をロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じる。
- H. 協力する非政府組織、商品または業務の提供者、保険会社、運送会社、教育機関を含む業者または支払先と利害関係がないことを確認するために、すべての補助金取引を見直す必要がある。利害対立のある業者であっても、公正な市場価格で最高の製品または業務を提供し、そのことが見積書や公正、透明、徹底した入札手続を経ているオファーによって証明される場合には、その業者を利用することができる。
- I. 利害の対立に関するロータリーの方針に関する詳細は、ロータリー財団章典の第 30.040 節を参照のこと。

11. インドに関する特記事項

- A. 他のすべての授与と受諾の条件に加え、インドの法律と FCRA を遵守するため、インド国内のクラブと地区に支払われる全額または一部の補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従う必要がある。
- B. FCRA に関する一般的な情報は、fcraonline.nic.in を参照のこと。FCRA の登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4 書式と財務報告書をインド内務省(ニューデリー)に期限通りに提出する責務を負うものとする。
- C. すべての補助金の支払いは、インドルピーの資金を受領するために特別に開設された銀行口座またはクラブが管理する FCRA 口座に送金される。以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。インド国内からの拠出金から発生した十分な資金があると職員が判断するか、提唱者が銀行口座が FCRA の下に登録されていることを記した書類を提供する必要がある。そのほかの状況において支払いは待機状態となり、(インド国内から)追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、FCRA の下に登録された銀行口座で受け取る

資金が地元の資金と混同されないようにする必要がある。補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。

- D. 毎年3月31日までにインドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から支払われた補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の5月31日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から2カ月以内が提出期日となる。すべての中間報告書は、セクション8(報告要件)に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
1. 中間報告をオンラインで補助金センターから提出する。
 2. 中間報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
 3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと)をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局)であるかを明記しなければならない。
 4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする(複写の場合は、銀行のマネジャー/公認会計士が証明し署名した正謄本)。
 5. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
- E. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本(複写の場合は、銀行のマネジャー/公認会計士が証明し署名したもの)、ならびに、3月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。
- F. 最終報告書は、セクション8(報告要件)に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
1. 最終報告をオンラインで補助金センターから提出する。
 2. 最終報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
 3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと)をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局)であるかを明記しなければならない。
 4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする(複写の場合は、銀行のマネジャー/公認会計士が証明し署名した正謄本)。
 5. 銀行調整の明細書を提出する(複数の補助金があつたFCRA口座に振り込まれた場合)。
 6. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
 7. 「原本はすべて8年間保管し、インドのロータリー財団または南アジア事務局から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を補助金センターにアップロードする。
 8. 未使用の補助金資金はすべて、資金の支払いを行った組織(インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局)に返還する。
 9. プロジェクトから利益を得る人びとに関する情報(写真、新聞の切り抜き、感謝状を含む)を保管する(インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から要請される可能性があるため)。

12. フィリピンに関する特記事項

- A. ほかの授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区またはクラブに支払われた補助金は、フィリピンの規制を遵守するためにより多くの実証を必要とする。
- B. フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法 68(Securities Regulation Code 68)に改正通りに記載されている。これを遵守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得する必要がある：
 - 1. 市長室、公印が押されていること
 - 2. 社会福祉・開発局(Department of Social Welfare and Development)長、公印が押されていること
 - 3. 保健局(Department of Health)長、公印が押されていること
 - 4. バランガイ議長室、公印が押されていること
 - 5. 民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの
- C. 各プロジェクトについて、証明書の原本 5 通を、下記に送付すること:Phil.Consulting Center Inc., c/o Erika Mae Bautista, 2D Penthouse, Salamin Building, 197 Salcedo Street, Legaspi Village, Makati City 1229, Philippines.
- D. 証明書の見本テンプレートを、南太平洋・フィリピン事務局を通じて入手することができる。
- E. 7 月から 5 月までに配分される補助金の証明書は、同じ会計年度の 6 月 30 日までに受理されるべきである。6 月に支払われる場合は、7 月 31 日までに受理されるべきである。

ロータリー財団 グローバル補助金 授与と受諾の条件

グローバル補助金は、ロータリーの重点分野（「平和構築と紛争予防」「疾病予防と治療」「水と衛生」「母子の健康」「基本的教育と識字率向上」「地域社会の経済発展」「環境」）において持続可能、測定可能な成果をもたらす大規模な国際的活動に資金を提供する。グローバル補助金は、人道的奉仕活動、大学院レベルの奨学金、職業研修チーム（専門職業に関係する研修を提供するチームや研修を受けるチームを海外に派遣）に活用できる。

ロータリー財団は、内容をより明確にし、方針の変更を反映させるために、この授与と受諾の条件をいつでも修正することができる。2024年7月の変更には以下が含まれる：

- 新世代交換プログラムが廃止されたため、受領資格のない活動のリストから「新世代交換」が削除される（セクション2「受領資格のない活動および支出」を参照）。
- グローバル補助金奨学金は、対面での学業または研究のみに使用できることを明確にする（セクション2「受領資格のない活動および支出」ならびにセクション3「申請要件」を参照）。
- 実施国側と援助国側の両方の提唱者が補助金報告のコンプライアンスに責任を負うことを明確にする（セクション8「報告要件」を参照）。

このほかの最新情報や資料（[地区補助金の授与と受諾の方針](#)を含む）は、rotary.org/ja/grants を参照のこと。または、補助金担当職員に質問する。

1. 受領資格のある活動

グローバル補助金の受領資格がある活動：

- A. ロータリー財団の使命に沿っていること。
- B. ロータリーの重点分野の一つ以上に関連していること。これらの活動には、人道的プロジェクト、1～4 学年のフルタイムの大学院レベルでの教科履修または研究のための留学用奨学金、専門的な研修を提供したり受けたりすることで地域社会のニーズに取り組む職業研修チームが含まれる。
- C. 地域社会調査の結果に基づいており、実施地の地域社会と協力して立案されたものであること。
- D. 持続可能であること。補助金を使い尽くされた後も、実施地の地域社会が引き続きニーズに取り組んでいけるようにする必要がある。
- E. 測定可能であること。提唱者は、「[グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について](#)」から評価基準を選ばなければならない。また、独自の評価基準を追加できる。
- F. ロータリー会員が積極的に参加すること。

- G. ロータリーのクラブが存在する国や地域にある地域社会を支援するものであること(H 項にある例外を参照のこと)。
- H. 活動が実施される国の一つのクラブまたは地区(実施国側代表提唱者)と、実施国以外の一つのクラブまたは地区(援助国側代表提唱者)により提唱されること。ただし、ロータリーのクラブが存在しないが RI 理事会が積極的に拡大を検討している国での活動については、例外を適用できる場合がある。
- I. 米国および補助金から資金提供される活動が実施される国の法律を遵守し、害を与えないこと(米国財務省外国資産管理局[OFAC]による制裁対象国での活動の提唱や旅行を計画しているプロジェクトは、追加情報の提供が求められる場合がある)。
- J. 参加する未成年の安全と健康を守り、国際ロータリーの青少年保護方針を遵守すること。
- K. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。
- L. 活動実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
- M. ロータリー財団章典の第 30.040 節「プログラム参加者の利害の対立に関する方針」、およびセクション 10「補助金における利害の対立に関する方針」に概説されている方針を遵守すること。
- N. ロータリー章典の第 34.040.6 項ならびに 34.040.11 項に記載される通り、ロータリーという名称、その他のロータリー標章、徽章およびグラフィックの使用に関するロータリーの方針を遵守すること。
- O. ロータリー財団章典の第 40.010.2 項に基づき、またロータリーのブランドリソースセンターにあるロータリーブランドのガイドラインに従い、補助金提唱者とロータリー財団を明確に示す標識・表示をプロジェクト実施地、またはその近接位置に表示すること。
- P. ロータリー章典の第 26.080 節に記述された、プライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。
- Q. 次のインフラストラクチャーの建設を含めることができる: トイレ棟および衛生システム、連絡道路、ダム、橋、倉庫、フェンスとセキュリティシステム、水・灌漑システム、温室。地下水を利用するプロジェクトの場合、水文地質学的調査を実施する必要がある。調査の費用は、補助金予算で賄うことができる。
- R. 人道的プロジェクトの一環として、現地で研修を提供したり、プロジェクトを実施したりする 2 名までの海外旅費を含めることができる。ただし、それらを行うスキルを有する人を現地ではすぐに準備できないことを実施国側提唱者が確認した場合に限る。
- S. 地雷の存在を認識させるためのキャンペーンや、地雷を警告する標識の設置も含めることができる。

2. 受領資格のない活動および支出

グローバル補助金を受領する活動では、以下を行ってはならない:

- A. 特定のグループ(種類を問わない)を差別するもの。
- B. 特定の政治的あるいは宗教的観点を推進する。
- C. 完全に宗教を目的とした催し物を行う。
- D. 特定の人物、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援を行うこと。
- E. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座を開設すること(ただし、セクション 10 に記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる)。
- F. ロータリー財団または国際ロータリーに、補助金資金を上回る財務上の責任を生じさせること。
- G. ファンドレイジング(募金)活動
- H. ワクチンの出所となる国ならびにワクチンの受領国のしかるべき政府や規制当局からの事前の承認なく、国境を

越えてワクチンを輸送すること。

- I. 無報酬で働くことを誰かに要求すること(補助金資金を利用する活動は労働者の権利と公正な賃金慣行を守るよう努力すべきである。利益を得る人びとがボランティア活動をする必要がある場合、これらの人びとの明確な同意が必要である)。
- J. 当該国の法的な労働年齢未満の人、または法律で年齢が定められていない場合は 16 歳未満の人による労働を要求すること。

また、グローバル補助金の資金は、以下のために使用できない:

- K. 補助金が承認される前に発生した費用、または進行中もしくは既に完了した活動
- L. ロータリー財団、ポリオプラス、またはほかの財団補助金への寄付
- M. 土地や建物の購入
- N. 武器または弾薬
- O. 軍事援助
- P. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽イベント、プロジェクトでの式典などのロータリー行事に関連する経費
- Q. 広報的な取り組み(活動の完了に不可欠な場合を除く)
- R. 1,000 米ドルを超える、プロジェクトの標識
- S. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費(協力団体でのプロジェクト管理費を除く)(セクション 3 の項目 J を参照のこと)。
- T. 人物や協力団体への使途無指定の現金寄付。
- U. 新型コロナウイルスのワクチン
- V. ポリオワクチンのみを投与する予防接種
- W. 全国予防接種日(NID)に参加するための旅費
- X. 妊娠中絶、または性決定のみを目的とする施術
- Y. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学
- Z. ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクトプログラム。
- AA. 18 歳未満の人の海外渡航費(保護者同伴の場合を除く)
- BB. 人が居住、仕事、または収入を生む活動に従事する建造物の建築、またはそのような建造物の増築。例えば、建物(学校、住宅、低廉シェルター、または病院)、コンテナハウス、移動住宅など(プロジェクトの実施にあたってそのような建造物の建設が必要な場合、その建設費用は補助金以外の資金で賄わなければならない)。
- CC. 一部建設済み(外側部分のみ建てられた建造物を含む)であるが入居または運営されたことのない建造物の完成
- DD. 人道的プロジェクトのための協力団体の職員による海外旅行
- EE. ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動
- FF. 主に研究・調査またはデータ収集に焦点を当てた人道的プロジェクト

- GG. 経費が旅費のみである人道的プロジェクト
- HH. 大学の学士課程での勉学
- II. オンラインの学業または研究プログラム
- JJ. 一つの補助金の下で行われる、互いに関連していない複数の活動
- KK. ロータリー地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、会員が所有者となる物品
- LL. 地雷の探知および除去、または地雷を除去するための機材の購入

3. 申請要件

- A. 補助金センターを通じてオンラインで申請する。申請書は、ロータリー年度を通じて随時受理され、利用可能な資金の状況に基づいて承認される。
- B. 実施国と援助国の代表提唱者は、それぞれ、3名のロータリー会員から成る補助金委員会を設置する必要がある。この委員会の委員は、代表提唱クラブの会員(クラブ提唱の場合)または代表提唱地区の会員(地区提唱の場合)とする。RI財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の理事会メンバーと有給職員は、この委員会の委員を務めることはできない。
- C. 補助金活動にかかわる代表提唱地区は、参加資格認定を受けていなければならない。
- D. クラブが提唱者となって補助金を申請する場合、代表提唱クラブが参加資格認定を受けていることを地区ロータリー財団委員長が確認する必要がある。
- E. グローバル補助金を申請するローターアクトクラブは、過去にグローバル補助金活動でロータリークラブまたは地区と協力した経験がある必要がある。地区は、補助金へのローターアクトの過去の参加について確認する責任がある。一方の補助金提唱者がローターアクトクラブである場合、もう一方の提唱者はロータリークラブまたは地区である必要がある。
- F. 補助金の全関係者は、国際ロータリーとロータリー財団に対する義務を果たしていること。
- G. すべてのプロジェクトの名称が、ロゴ、徽章、グラフィックの使用に関するロータリーの方針に準拠していることを確認する(セクション1「受領資格のある活動」を参照)。
- H. 代表提唱クラブまたは地区が一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までとする。
- I. 臨時費の計画を立てる。提唱クラブまたは地区は、物価上昇や為替変動に対応するため、全予算額の10%までを臨時費に配分することができる。
- J. 管理運営費を含める。予算の10%までを、プロジェクト管理費(協力団体において、そのプロジェクトのマネージャー費用、諸経費、運営管理諸経費が発生する場合はそれも含む)に充てることができる。
- K. 成果を測定する。予算の10%までを、成果を測定するための経費に充てることができる。
- L. 会員以外で、奨学金、職業研修チームへの参加、人道的プロジェクトの実施のための旅行を目的として補助金を受領する人には、以下が求められる。
 - 1. 出発前にオリエンテーションに参加する(オンラインのオリエンテーション、または会場に集まって参加するオリエンテーションのいずれか)。
 - 2. 提唱者に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加する(クラブや地区の会合における講演・プレゼンテーション、奉仕プロジェクトへの参加など)。
- M. 奨学生と職業研修チームメンバーは、補助金全体の申請の補足資料として個人の参加申請書を提出する。奨学生

ならびに職業研修チームの申請者が、経費の利用または旅行の手配の前に、財団による申請書の承認が必要であることを理解していることを確認すべきである。

N. 奨学金の候補者に関する指針：

1. 補助金の申請時に、フルタイムかつ対面での大学院課程への大学からの入学許可状、または対面での大学院レベルの研究を行うための招請状を提出しなければならない。学費支援の保証を必要とする条件付きの入学許可状も認められる。
2. 申請者は、自国外で学業を行わなければならない。オンラインでの学業は受領資格を満たさない。
3. 8月、9月、10月のいずれかの月に留学を開始する申請者は、6月30日までに申請する必要がある。
4. 奨学生の学業期間は、留学中のどの時点に開始しても構わないが、資金が提供される期間は1学業年以上となる。

O. 職業研修チームに関する指針：

1. 職業研修チームは、ロータリー会員である1名のチームリーダーを含め、少なくとも3名のボランティアから成る。各メンバーは、重点分野において各自少なくとも2年の職務経験を有し、チームリーダーはロータリーに関する一般知識と国際経験、指導力、重点分野における専門知識を備えている必要がある。会員以外の方がチームリーダーを務めることもできるが、その場合、提唱者が補助金申請書にその必要性を明確に示さなければならない。
2. ロータリー会員とその家族が職業研修チームに参加する場合は、そのチームが研修を(受けるのではなく)提供する側であり、家族が資格要件を満たしていなければならない。
3. 1口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これらのチームは、代表提唱者2者が同じであり、チームの旅行開始日から1年以内に次のチームの旅行が開始される必要がある。
4. すべてのチームメンバーが、旅行の前にロータリー財団から承認を得ている必要がある。チーム構成の変更はすべて、ロータリー財団に報告し、その承認を得る必要がある。

P. 奨学生、職業研修チーム、ボランティアによる旅行を含む申請は、旅行開始の90日前までに提出しなければならない。

Q. 申請書の作成開始後12カ月以内に申請書が提出されなかった場合、この申請は取り消しとなる。

R. 提出後6カ月以内に申請書が完全なものとならず、承認されなかった場合、この申請は取り消しとなる。

S. グローバル補助金の申請書を対象とした審査：

1. 50,000米ドルまでの国際財団活動資金(WF)を要請するグローバル補助金申請(いわゆるレベル1の申請書)は事務総長が審査し、必要であれば当てはまる重点分野の専門家が分析する。
2. 国際財団活動資金(WF)から50,001~200,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額を活用した申請の調達資金合計が100,001~400,000米ドルである場合(いわゆるレベル2の申請書)は、事務総長が審査し、重点分野の専門家が分析し、ロータリー財団専門家グループ(Cadre)によるプロジェクトの中間視察を受ける。
3. 国際財団活動資金(WF)から200,001~400,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額を活用した申請の調達資金合計が400,001米ドル以上である場合(いわゆるレベル3の申請書)は、事務総長と管理委員会が審査し、重点分野の専門家が分析し、専門家グループ(Cadre)によるプロジェクトの事前視察、監査および/または中間視察を受ける。管理委員会は、以下の通り、グローバル補助金の申請書を審査する：

3月1日まで6月

6月1日まで9月/10月

10月1日まで1月

12月1日まで4月

4. 重点分野の専門家は、専門家グループ(Cadre)委員長と協力して、要件を免除したり、追加したりできる。
5. 職業研修チーム(VTT)または奨学金のみから成る補助金プロジェクトは、専門家グループ(Cadre)による審査の要件を免除される。

4. 協力団体

- A. 協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金を受領する活動への支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。奨学生が通う大学は、協力団体とはみなされない。
- B. 協力団体は、財団の報告と監査の全要件を遵守し、必要な領収書や購入証明書を提出する必要がある。
- C. 提唱者は、補助金申請書とともに、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体の署名の入った「覚書(MOU)」を提出する必要がある。申請書には以下を含めるべきである。
 1. ロータリー会員が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。
 2. 協力団体が信頼と定評のある団体であり、適用される全法律に従っていることを確認する、代表提唱者による承認。
 3. 各関係者の責務を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。
 4. 補助金に関連する活動についてロータリー財団による財務調査に協力することへの、協力団体による同意。

5. 旅行方針

- A. 補助金資金が支払われる旅行者は全員、各自で旅行の手配を行うべきである。国際ロータリー・トラベルサービス(RITS®)からサポートを受けることができる。
- B. グローバル補助金により、海外渡航に関連する以下の予算経費を賄うことができる。
 1. エコノミークラスの航空券
 2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
 3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
 4. 通常の妥当な荷物預け料金
 5. 旅行保険
- C. グローバル補助金は、以下の経費を賄わない：
 1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連経費
 2. 任意の途中降機を含め、個人の旅行の手配の変更により生じた違約金や手数料

3. 荷物の超過料金、または旅行者の荷物やその他の個人的持ち物の輸送料
 4. 中止となった、または参加者が出席できなかった対面式の行事・会議の関連経費の払い戻し
 5. 強制隔離の関連経費
- D. 補助金の提唱者は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する必要がある。また、要請に応じて財団にこの情報を提出するための準備をしておく。
- E. 旅行者は、以下の責任を有する。
1. 旅費の増加を避けるため、旅行手配を迅速に行う。遅延によって補助金が取り消しとなる可能性がある。
 2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する(ただし、変更について財団から承認を得た場合を除く)。
 3. 海外旅行のための健康条件を満たす
 4. 国際ロータリーによる特定国の旅行制限を遵守する(以下 G を参照)
 5. 旅行保険に加入する。
 6. 個人的な旅行はすべて自ら手配し、自己負担する。補助金受領者は、補助金活動後に最長 4 週間まで個人的な旅行をすることができるが、その後は帰国することが求められている。
 7. 必要な旅行書類を取得すること、かつ入国に関する新型コロナウイルスの全要件およびその他の規制を遵守することを確認するために、IATA トラベルセンターからの情報を確認する。
- F. 医療従事者が補助金資金による活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低 500,000 米ドルの職業賠償責任保険(別称、過失脱漏保険または E&O 保険)に加入するよう期待されている。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人である。
- G. 国際ロータリーは、旅行禁止国リストを作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面の懸念から、財団はこれらの国への旅行に資金を提供しない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。これらの旅行制限や避難要請に従わなかった場合、財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金を財団に返還することを要請する。活動の実施とその成功が旅行禁止国リストに掲載されている国への旅行で左右される場合、その国への旅費が予算に含まれていなくても、ロータリー財団はこのようなプロジェクトに補助金を提供することはできない。

6. 補助金の資金源

- A. グローバル補助金の最低予算は 30,000 米ドルであり、国際財団活動資金(WF)の最高授与額は 400,000 米ドルである。
- B. 補助金提唱者は、地区財団活動資金(DDF)、現金、冠名指定寄付と恒久基金からプログラム授与金として使用可能な額を組み合わせることでグローバル補助金に充てることができる。
- C. 財団は、すべての DDF 寄贈に対し、その 80%相当分の WF を上乗せする。
- D. WF の授与額に下限はない。
- E. 提唱者はまた、WF からの上乗せなく、現金、DDF、および冠名指定寄付と冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額の組み合わせを使用することで、グローバル補助金の最低予算 30,000 米ドルを調達する選択肢もある。
- F. ロータリー会員および会員以外の方は、グローバル補助金に現金を拠出できるが、それに対する財団からの上乗せはない。

- G. 拠出金は、協力団体、プロジェクトの業者、もしくはその補助金の受益者から寄せられたものであってはならない。
- H. ロータリー財団に直接送金される現金拠出には、それがロータリー会員からであっても、会員以外からであっても、管理運営費に充てるための5%の上乗せを含める必要がある。
- I. 資金は、決して補助金を受領する活動から利益を受ける人から徴収すべきではない。
- J. 人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、寄付の少なくとも15%が、プロジェクト実施国以外から寄せられたものである必要がある。これらのプロジェクトの実施地側提唱者も、補助金への資金供給に寄与することが奨励される。
- K. 年次基金への現金寄付を、グローバル補助金に適用することはできない。
- L. 補助金のための拠出金は、承認された後で変更することはできない。
- M. ポール・ハリス・フェローの認証は、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみに与えられるものであり、プロジェクトに直接送られた寄付には与えられない。
- N. 補助金が承認される前に財団に寄付を送金するべきではない。申請書が承認されなかった場合、それらの寄付は年次基金(シェア)に回されることになる。寄付が年次基金に回された後には、これを再配分することはできない。
- O. グローバル補助金への拠出金/寄付はすべて、取消しのできないロータリー財団への寄付とみなされ、返金されない。
- P. ロータリーの奨学金以外から資金を得ている奨学生は、その資金を使用することができるが、補助金の最低予算30,000米ドルの要件を満たすために、その資金を含めることはできない。
- Q. ロータリー財団は、米国内で就学するためのグローバル補助金奨学金(授業料、書籍代、必要備品代、手数料を除く部分)に源泉徴収税を適用することが義務付けられている(日本、カナダ、ドイツからの留学生で、協力財団を通じて資金が提供される場合は、この法規は適用されない)。源泉徴収分は、奨学金の支払から差し引かれる。

7. 支払い

- A. 補助金提唱者が補助金センターに銀行口座の情報を入力し、提唱者拠出金がロータリー財団に送られ、支払の全条件が満たされるまでは、補助金資金は支給されない。
- B. 補助金資金は補助金センターに記入された口座に支払われる。
- C. 地区提唱の活動のための補助金資金は、地区または地区財団の銀行口座のみに支払われる。クラブ提唱の活動のための補助金資金は、クラブまたはクラブ財団の銀行口座のみに支払われる。
- D. 補助金資金は、経費またはサービスが発生する前に、業者、協力団体や受益団体に支払われることはない。
- E. 経費の支払いを受ける団体は、この支払いを受ける前に、ロータリーの補助金提唱者に、請求書または領収書の原本のコピーを提供する必要がある。
- F. 署名の権限がある口座の署名人は、提唱クラブまたは提唱地区の会員である必要がある。
- G. 補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。
- H. WF からの上乗せが50,001ドル~400,000米ドルの補助金、あるいは冠名指定寄付または冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額が含まれる資金総額が100,001米ドル以上の補助金(レベル2および3)は、使用計画に沿って分割で支払われる。2回目以降の支払いは、補助金提唱者が提出した中間報告書が不備なく受理され、財団専門家チームによる中間現地視察が終了した後に支払われる。
- H. 補助金に関連したすべての資金のやりとりは、その時点の国際ロータリー為替レートを使用して記録する。また、補助金に関連したすべての資金のやりとりの公式な連絡は、米ドルを用いて行う。

- I. 財団に送金される現金拠出について、補助金承認時から為替レートが10%を超えて変動した場合、提唱者は10%を超える差額を拠出する必要はない。
- J. ロータリー財団は補助金承認時に10%を超える為替差益を補助金提唱者に配分しない。
- K. 財団に送金されたグローバル補助金への現金拠出はすべて、手続きや管理運営のコストに充てるため、5%を上乗せして送金する必要がある。ポール・ハリス・フェローの認証ポイントはこの5%を含む全拠出額に対して適用され、税制上の優遇措置を受けるための領収証にもこの5%を含む全額が記載される。プロジェクト専用の銀行口座に直接送金する現金には5%を上乗せする必要はないが、その場合はポール・ハリス・フェローの認証ポイントの対象とならず、税制上の優遇措置のための領収証は財団から発行されない。
- L. ロータリー財団に寄せられたすべての寄付のうち、補助金のために誓約された額を超える分、または補助金の支払い後に補助金に送金された分は、WFに追加される。
- M. 申請書の承認後6カ月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる(セクション9「取り消された補助金」を参照)。

8. 報告要件

- A. 補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する。
- B. 中間報告書と最終報告書は、補助金センターを通じて提出し、不備のない報告書のみ受理される。
- C. 実施国側と援助国側の双方の提唱者が、グローバル補助金の報告書を記入、承認、提出することが義務づけられている。
- D. 補助金が承認された後に追加するすべての活動は、資金を使用する前に財団からの承認を受ける必要がある。提唱クラブ/地区は、これらの支出についても、それを報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金する必要がある。
- E. 財団は、期日を過ぎて未提出の財団補助金の報告書がある提唱者からの新規の補助金申請書を承認しない。
- F. 財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、または、支払いを(一部または全額)保留することができる。
- G. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告する必要がある。
- H. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される法律に従い、少なくとも5年間、補助金の使途に関連する全領収書のコピーと銀行取引明細書を保管する必要がある。
- I. 補助金を受領する活動の実施と資金使用に関する財団の方針と指針を遵守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還する必要があり、最高5年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。
- J. 最初の補助金支払いから12カ月以内に最初の中間報告書を提出する必要があり、その後の中間報告書は、前回報告書の受理日から12カ月が期限となる。
- K. 最終報告書は、活動の完了後2カ月以内に提出する必要がある。
- L. 支払い後12カ月以内に補助金を受領した活動が実施されなかった場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。
- M. すべての補助金活動が完了した後に1,000米ドルを超える補助金資金が残った場合、追加の関連経費の利用を財団が承認する必要がある。承認された通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還する必要があり、その資金は下記の通りに充当される。
 - 1. 補助金全額が返還された場合、国際財団活動資金(WF)、DDF、冠名指定寄付と冠名基金からプログラム授

与金として使用可能な額、企業の社会的責任(CSR)の資金は、それぞれ元の資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金(シェア)に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WFへ充当される。

2. 補助金の一部が返還された場合、そのすべてがWFへ充当される。
- N. 補助金を受領した活動が完了した後に1,000米ドル以下の補助金資金が残った場合、グローバル補助金の使用が認められている活動にその資金を利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、グローバル補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。
- O. 1,000米ドル以下の補助金資金が財団に返還された場合、その資金は国際財団活動資金(WF)に充当される。
- P. 以下の国は、返還資金について独自に以下を義務づけている：
1. アルゼンチン:10アルゼンチンペソを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
 2. ブラジル:100ブラジルレアルを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
 3. インド:未使用の補助金資金はすべて返還する必要がある。
- Q. 下記の詳細を含んだものが、不備のない報告書として受理される。
1. 活動は、選択した重点分野の目標をいかに推進したか。
 2. 活動が、申請書に記載された個々の目標をいかに達成したか、成果の測定に使用した評価基準や収集したデータを含む。
 3. 成果が長年にわたっていかに持続されるか。
 4. 実施国、援助国双方の提唱者、および補助金に関与した協力団体がどのように活動に参加したか。
 5. 費用の詳細な内訳と銀行口座の明細書。さらに、財団は領収書を提出するよう提唱者に要請する場合がある。奨学生と職業研修チームは、75米ドル以上の経費について、提唱者に領収書を提出する必要がある。アルゼンチンとブラジルのクラブまたは地区に支払われた補助金については、報告とともに、すべての経費について領収書を提出する必要がある。
- R. ブラジルのクラブまたは地区に支払われた補助金については、最終報告書とともに寄付証明書を提出する必要がある。
- S. すべての報告要件が満たされた場合、財団は補助金を終了する。

9. 取り消された補助金

- A. 補助金が承認されていない場合、その補助金のために受理された現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金(シェア)に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WFへ充当される。
- B. 補助金が承認されたが、支払いがまだ行われていない場合、国際財団活動資金(WF)、DDF、冠名指定寄付と冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額、企業の社会的責任(CSR)の資金は、それぞれ元の資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金(シェア)に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WFへ充当される。
- C. 補助金が全額支払われたが、全資金が返還された場合、国際財団活動資金(WF)、DDF、冠名指定寄付と冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額、冠名指定寄付、企業の社会的責任(CSR)の資金は、それぞれ元の資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金(シェア)に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WFへ充当される。
- D. 補助金が全額支払われたが、資金の一部が返還された場合、それらの資金はすべてWFへ充当される。

- E. 補助金資金から生じた利子は財団に送金する必要がある。

10. 補助金における利害の対立に関する方針

- A. ロータリー財団の補助金の高潔性を保証するため、関与するすべての人は、実際の利害対立、および対立があると認識される状況を避けることが義務付けられている。
- B. 利害の対立は、ある補助金に対し、決定を下す、または決定に影響を与える立場にある人物が、補助金によって、本人、その家族、そのビジネスパートナー、またはそれらの人物が有償・無償を問わず、役員や指導的立場を担っている組織が、恩恵を得る可能性のある場合に生じる。
- C. 実際の利害対立、または対立があると認識される状況はすべて、申請手続きにおいてロータリーの補助金担当職員に開示する必要がある。利害の対立が存在するかどうか確信がもてない場合は、開示すべきである。
- D. ロータリー会員は、自身が利害の対立を有するいかなるグローバル補助金においても、補助金委員会のメンバーとなることはできない。
- E. グローバル補助金の資金調達は、その補助金と関連する利害の対立を有する寄付者（人びとまたは組織）からの寄付（冠名指定寄付、CSR 寄付、等）によって行ってはならない。
- F. 個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、ロータリーの補助金担当職員または管理委員会が決定する。補助金において利害の対立が存在する、または存在したと結論が下された場合、補助金担当職員は、補助金プロセスの高潔性を守るため、適切な措置を管理委員会に推奨する。このような措置には、当該会員の補助金委員会からの除外、補助金申請の却下、承認された補助金の取り消し、または特定の会員、クラブ、地区、または協力団体によるロータリー補助金参加の一時停止などが含まれる。
- G. 財団補助金の受領者または受益者となることができない人には、以下が含まれる。
 - 1. 現ロータリアン
 - 2. クラブ、地区、その他のロータリー組織（ロータリー章典 1.040 節に規定されている通り）、国際ロータリーの職員
 - 3. これらのすべての人の配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員
 - 4. 元ロータリアンおよび上記の元ロータリアンと親族関係にある人（本人または親族の退会から 3 年間適用）
- H. 補助金資金を受ける活動を担当するクラブまたは地区の選考委員会の委員であるロータリー会員は、ロータリー補助金の影響を受ける可能性のある個人または団体との個人的、家族上、事業上の関係について、完全に透明性を保つ必要がある。これには、奨学金候補者、協力団体、業者、その他補助金によって利益を得る人びとまたは団体（ただし、これらに限られない）との関係が含まれる。委員は、実際の利害対立または対立があると認識される場合、選考が始まる前に委員長に知らせる必要があり、また、補助金申請時にも開示する必要がある。
- I. ロータリー地区、クラブ、会員が、補助金資金を受ける活動と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行う必要がある。資金が、会員、会員が所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉会員、または財団補助金の受領資格がない上記に記載された人びとに支払われるような業務をロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じる。
- J. 協力する非政府組織、商品または業務の提供者、保険会社、運送会社、教育機関を含む業者または支払先と利害関係がないことを確認するために、すべての補助金取引を見直す必要がある。利害対立のある業者であっても、公正な市場価格で最高の製品または業務を提供し、そのことが見積書や公正、透明、徹底した入札手続を経ているオファーによって証明される場合には、その業者を利用することができる。

- K. 利害の対立に関するロータリーの方針に関する詳細は、ロータリー財団章典の第 30.040 節を参照のこと。

11. 小口融資(マイクロクレジット)

- A. ロータリー財団は、小規模・中規模の事業、家族事業、地域の起業家を支援するため、小口融資(マイクロクレジット)の利用に取り組んでいる。
- B. グローバル補助金を申請するクラブと地区は、持続可能な発展のためのプロジェクトを実施する方法として、融資プログラムを運営する、登記され、少なくとも 3 年間運営されている小口融資機関(MFI)と協力する必要がある。
- C. 小口融資の活動の監督と管理は、提唱クラブまたは提唱地区によって行われる必要がある。
- D. 小口融資プロジェクトは、ロータリーのプロジェクトであることが明確に識別できるものである必要がある。
- E. 小口融資に充てる融資元金は、少なくとも 18 カ月間に少なくとも 2 回融資する必要がある(理想的な融資サイクルは 12 カ月)。
- F. 財団は、融資元金予算の総額が少なくとも 2 回融資および回収され、その他のプロジェクト活動がすべて完了した時点で、小口融資の補助金プロジェクトが完了したとみなす。
- G. 融資を受けた人に課せられる年利は、(a)実施国の全国平均より 10 ポイント低い数値、または(b)年利 36%、のいずれか低いほうでなければならない。
- H. ロータリー財団補助金資金からの小口融資の元金から発生した利子と手数料収入は、プロジェクトを直接支援するための管理運営費として使用できる。残金は、融資元金に追加すべきである。回収した利子と手数料は、本補助金プロジェクトに含まれない小口融資機関の管理運営費として使用することはできない。
- I. 補助金資金は、小口融資機関の会計システムにおいて別個に記録される必要がある。
- J. 財団資金による小口融資プログラムは、融資元金の管理にとどまらず、受益者の研修を含める必要がある。
- K. 小口融資プロジェクトを支援するためにグローバル補助金を利用しようとするクラブと地区は、補助金の申請書に添えて、グローバル補助金 小口融資プロジェクトに関する補足書式を提出する必要がある。
- L. すべての小口融資プロジェクトは、ロータリー財団専門家グループ(Cadre)のメンバーによる中間視察を受ける。
- M. 補助金の提唱者は、各グローバル補助金報告書とともにグローバル補助金 小口融資プロジェクト報告書の補足書式を提出する必要がある。
- N. 補助金の最終報告書には、基準データ、プロジェクト終了時のデータ、出口計画の説明を含める必要がある。
- O. 小口融資プロジェクトが早期に終了した場合、提唱者は、補助金資金を財団に返還する必要がある。
- P. 財団が補助金を終了する際に、小口融資機関が当該地域社会での小口融資のために資金を使用していない場合、その小口融資機関は融資元金と未使用の利子をロータリー財団に返還する必要がある。
- Q. ロータリー財団は、融資保証システムのための資金を提供しない(つまり、小口融資機関がほかのファンドから行う融資の担保として財団の資金を使用することはできない)。

12. インドに関する特記事項

- A. 他のすべての授与と受諾の条件に加え、インドの法律と FCRA を遵守するため、インド国内のクラブと地区に支払われる全額または一部の補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従う必要がある。
- B. FCRA に関する一般的な情報は、fcrionline.nic.in を参照のこと。FCRA の登録を受けたクラブまたは地区

は、FC-4 書式と財務報告書をインド内務省(ニューデリー)に期限通りに提出する責務を負うものとする。

- C. すべての補助金の支払いは、インドルピーの資金を受領するために特別に開設された銀行口座またはクラブが管理する FCRA 口座に送金される。以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。インド国内からの拠出金から発生した十分な資金があると職員が判断するか、提唱者が銀行口座が FCRA の下に登録されていることを記した書類を提供する必要がある。そのほかの状況において支払いは待機状態となり、(インド国内から)追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、FCRA の下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにする必要がある。補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。
- D. 毎年 3 月 31 日までにインドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から支払われた補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の 5 月 31 日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から 2 カ月以内が提出期日となる。すべての中間報告書は、セクション 8(報告要件)に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
1. 中間報告をオンラインで補助金センターから提出する。
 2. 中間報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
 3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと)をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局)であるかを明記しなければならない。
 4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする(複写の場合は、銀行のマネジャー/公認会計士が証明し署名した正謄本)。
 5. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
- E. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本(複写の場合は、銀行のマネジャー/公認会計士が証明し署名したもの)、ならびに、3 月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。
- F. 最終報告書は、セクション 8(報告要件)に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
1. 最終報告をオンラインで補助金センターから提出する。
 2. 最終報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
 3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと)をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局)であるかを明記しなければならない。
 4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする(複写の場合は、銀行のマネジャー/公認会計士が証明し署名した正謄本)。
 5. 銀行調整の明細書を提出する(複数の補助金があつた FCRA 口座に振り込まれた場合)。
 6. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
 7. 「原本はすべて 8 年間保管し、インドのロータリー財団または南アジア事務局から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を補助金センターにアップロードする。

8. 未使用の補助金資金はすべて、資金の支払いを行った組織(インドのロータリー財団または南アジア事務局)に返還する。
9. プロジェクトから利益を得る人びとに関する情報(写真、新聞の切り抜き、感謝状を含む)を保管する(インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から要請される可能性があるため)。

13. フィリピンに関する特記事項

- A. ほかの授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区またはクラブに支払われた補助金は、フィリピンの規制を遵守するためにより多くの実証を必要とする。
- B. フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法 68(Securities Regulation Code 68)に改正通りに記載されている。これを遵守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得する必要がある：
 1. 市長室、公印が押されていること
 2. 社会福祉・開発局(Department of Social Welfare and Development)長、公印が押されていること
 3. 保健局(Department of Health)長、公印が押されていること
 4. バランガイ議長室、公印が押されていること
 5. 民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの
- C. 各プロジェクトについて、証明書の原本 5 通を、下記に送付すること:Phil.Consulting Center Inc., c/o Erika Mae Bautista, 2D Penthouse, Salamin Building, 197 Salcedo Street, Legaspi Village, Makati City 1229, Philippines.
- D. 証明書の見本テンプレートを、南太平洋・フィリピン事務局を通じて入手することができる。
- E. 7 月から 5 月までに配分される補助金の証明書は、同じ会計年度の 6 月 30 日までに受理されるべきである。6 月に支払われる場合は、7 月 31 日までに受理されるべきである。

ローターアクターによるロータリー補助金の利用

よくある質問

一般

Q：ローターアクトクラブはどのようにロータリー補助金を利用できますか。

A：2022年1月より、ロータリー財団の地区補助金を申請する地区は、使用計画にローターアクトクラブの活動を含めることができます。また2022年7月より、ローターアクトクラブもグローバル補助金を申請でき、地元または海外での奉仕活動を支援できます。

Q：ローターアクトクラブがロータリー補助金を利用できるようにするために、ロータリークラブと地区でどのような準備ができますか。

A：ロータリークラブと地区は以下を行うことができます：

- ローターアクトクラブがグローバル補助金申請の資格を得られるよう、補助金管理セミナーを修了することをローターアクターに勧める
- ローターアクターを地区委員会／小委員会に任命する
- 補助金プロジェクトでローターアクトクラブと協力する
- グローバル補助金プロジェクトにおけるローターアクトクラブの参加を記録する手続きを定める
- ローターアクターにファンドレイジング（資金調達）活動を手伝ってもらう
- ローターアクトの参加を増やすために、地区財団活動資金（DDF）の配分方法を変えることを検討する
- プロジェクトフェアへの参加をローターアクトクラブに奨励する
- 最新の会員情報をロータリーに報告するよう、地区内のローターアクトクラブに伝える

Q：ロータリー補助金を利用できるよう、ローターアクトクラブでどのような準備ができますか。

A：ローターアクトクラブと会員は以下を行うことができます：

- ロータリーの補助金について学ぶ

- 補助金管理セミナーに参加し、グローバル補助金申請の資格を得られるよう地区リーダーと協力する
- 地域社会調査の実施を手伝う
- 地区補助金またはグローバル補助金によるプロジェクトの実施に積極的に関わる
- 補助金プロジェクトのためのファンドレイジング（資金調達）活動の実施においてロータリークラブと協力する
- 補助金プロジェクトの広報やアドボカシー活動に参加する
- 補助金プロジェクトにおいて技術的、文化的、学問的な専門知識を提供する
- クラブの最新の会員情報をロータリーに報告する

Q：ローターアクトクラブは災害救援補助金を申請できますか。

A：いいえ。災害救援補助金は地区に授与されるものです。ただし、災害救援活動を実施するローターアクトクラブに対し、地区がこの補助金の資金を支給することができます。

Q：ローターアクトクラブは大規模プログラム補助金を申請できますか。

A：はい。大規模プログラム補助金の詳細は[こちらをご覧ください](#)。

Q：ローターアクターは、補助金を活用した研修に参加できますか。

A：はい。ローターアクターは、補助金を活用した研修（職業研修チームなど）に参加できます。ただし、利害の対立に関するロータリーの方針を遵守するため、ローターアクターが受益者となる補助金の場合、その会員が所属するローターアクトクラブが提唱者となることはできません。

Q：ローターアクターは、地区補助金またはグローバル補助金による奨学金を受領できますか。

A：はい。ロータリー財団管理委員会は、ローターアクターが地区補助金／グローバル補助金による奨学金の受領者になれることに同意しました。ただし、利害の対立に関するロータリーの方針を遵守するため、ローターアクターが受益者となる補助金の場合、その会員が所属するローターアクトクラブが提唱者となることはできません。

Q：ローターアクターは、職業研修チームのメンバーとなることができますか。

A：はい。ローターアクターは、職業研修チームの一員として研修を受けたり、研修を提供したりできます。グローバル補助金を利用して研修を提供するチームへの参加を希望するローターアクターは、関連する重点分野において少なくとも2年の職歴を有している必要があります。

Q：My ROTARYにある寄付関連レポートに、ローターアクターからの寄付も含まれますか。

A： はい。寄付関連のレポートにローターアクターからの寄付が含まれることにより、寄付者の認証やクラブの寄付額の確認がしやすくなります。これらのレポートはMy ROTARYから入手でき、ローターアクターも自分の寄付履歴を閲覧できるようになります。また、クラブ、地区、地域の役員は、所属するローターアクターのレポートを閲覧できるようになります。寄付データを含むレポートは、ロータリーのプライバシーの方針に従い、ロータリーの公式業務を目的としてのみ閲覧できます。財団の寄付関連レポートに関するご質問はannualfund@rotary.orgまでお寄せください。

グローバル補助金

Q：ローターアクトクラブがグローバル補助金を申請するには、過去にグローバル補助金に参加した経験が必要とされますか。

A： はい。ローターアクトクラブがグローバル補助金の提唱者となるには、過去にグローバル補助金でロータリークラブまたは地区と協力した経験が必要となります。

Q：グローバル補助金を申請するローターアクトクラブに必要とされる「グローバル補助金への参加経験」とは、どのような活動を指すのですか。

A： 下記の活動が「グローバル補助金への参加経験」として認められます：

- グローバル補助金の準備において地域社会調査を実施した
- グローバル補助金のための資金調達を行った
- グローバル補助金プロジェクトの広報活動に参加した
- グローバル補助金プロジェクトの実施に積極的に参加した
- グローバル補助金プロジェクトにおいて技術的サポートを提供した
- グローバル補助金プロジェクトの成果の測定と評価に協力した

Q：グローバル補助金を申請するローターアクトクラブの参加経験を確認するために、グローバル補助金へのローターアクトクラブの参加はどのように記録されるのですか。

A： グローバル補助金へのローターアクトクラブの参加は、地区が記録することになります。地区ロータリー財団委員長が申請書の承認を行う際に、この要件をクラブが満たしているかどうかを委員長が確認します。ロータリー財団でこの情報を記録することはありません。

Q：二つのローターアクトクラブが（一方が実施国側提唱者、もう一方が援助国側提唱者となって）グローバル補助金を提唱できますか。

A：いいえ。一方の提唱者がローターアクトクラブであれば、もう一方の提唱者はロータリークラブまたは地区である必要があります。

Q：ローターアクトクラブがグローバル補助金を申請する場合、誰が申請書の承認を行いますか。

A：ローターアクトクラブ会長がクラブを代表して申請書を承認します。

Q：ローターアクトクラブも補助金センターからグローバル補助金の申請を行うのですか。

A：2022年7月から、ローターアクトクラブも補助金センターからグローバル補助金を申請できるようになります。それよりも前に計画と申請書の準備を始めたい場合には、グローバル補助金申請書のテンプレートを利用できます。

参加資格認定

Q：ローターアクトクラブは、地区補助金資金を利用するために参加資格認定が必要とされますか。

A：ロータリー財団は、地区補助金についてはローターアクトクラブに参加資格認定を義務づけていません。ただし、ロータリークラブとローターアクトクラブに対して地区がこの要件を適用している場合もあります。

Q：ローターアクトクラブは、グローバル補助金を利用するために参加資格認定が必要とされますか。

A：はい。ローターアクトクラブは、グローバル補助金への利用にあたって参加資格の認定が必要となります。

Q：ローターアクトクラブは、どのように参加資格の認定を受けることができますか。

A：地区リーダーに連絡し、会員が地区の補助金管理セミナーまたはラーニングセンターにあるオンラインの補助金管理セミナーに参加するための手配を行う必要があります。これに加え、地区リーダーから「クラブの覚書」を入手し、その内容を読んでこれに同意する必要があります。

Q：ローターアクトクラブの参加資格認定の状況を誰が記録しますか。グローバル補助金を申請する際に、認定を受けたことをローターアクトクラブが証明する必要がありますか。

A：ローターアクトクラブの参加資格認定の状況を記録する責任は地区にあります。地区リーダーは、補助金申請の一環として、ローターアクトクラブが認定を受けていることの確認を補助金センターから行います。

Q：ローターアクトクラブの補助金参加資格の認定について、どこでより詳しく知ることができますか。

A：My ROTARYの参加資格の認定をご覧ください。不明な点がある場合は、stewardshipdepartment@rotary.orgまでお問い合わせください。

地区のリーダーシップ

Q：小委員会にローターアクターを任命することが地区に義務づけられていますか。

A：いいえ。ただし、そうすることが奨励されています。ローターアクターに就任資格のない地区役職は、ガバナー、ガバナー補佐、地区ローターアクト委員長のみです。

Q：地区補助金委員会にローターアクターを含めることが地区に義務づけられていますか。

A：いいえ。ただし、そうすることが奨励されています。ローターアクターは、地区委員会において貴重な貢献をすることができます。

ロータリー災害救援補助金 授与と受諾の条件

災害救援補助金は、過去 6 カ月間に自然災害により被災した地域での救援および復興活動を支援する。ロータリー財団からの 25,000 米ドルまでの補助金が、被災地域にある地区にのみ授与される。資金は、水や食料、医薬品、衣服といった基本的な物資を提供するために使用できる。地区が補助金を申請し、資金を管理し、資金がどのように使用されたかを説明する報告書を提出する。地区内のクラブは、補助金活動の実施に参加できる。

ロータリー財団は、内容をより明確にし、方針の変更を反映させるために、この授与と受諾の条件をいつでも修正することができる。このほかの最新情報と資料は、rotary.org/ja/grants を参照のこと。または、[補助金担当職員](#)に質問する。

1. 受領資格のある活動

災害救援補助金の受領資格がある活動：

- A. ロータリー財団の使命に沿っていること。
- B. 水や食料、医薬品、衣服といった基本的な物資の提供を含むことができる。
- C. ロータリー会員が積極的に参加すること。
- D. 米国および補助金を実施される国の法律を遵守し、害を与えないこと。(米国財務省外国資産管理局[OFAC]による制裁対象国でのプロジェクトを計画している提唱者は、追加情報の提供が求められる場合がある)。
- E. 参加する未成年の安全と健康を守り、国際ロータリーの[青少年保護方針](#)を遵守すること。
- F. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。補助金が承認された後に使用計画の変更が必要となった場合、ロータリー補助金担当職員に要請する必要がある。
- G. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
- H. [ロータリー財団章典](#)の第 30.040 節「プログラム参加者の利害の対立に関する方針」、およびセクション 8「補助金における利害の対立に関する方針」に概説されている方針を遵守すること。
- I. [ロータリー章典](#)の第 34.040.6 項ならびに 34.040.11 項に記載される通り、ロータリーという名称、その他のロータリー標章、徽章およびグラフィックの使用に関するロータリーの方針を遵守すること。
- J. [ロータリー財団章典](#)の第 40.010.2 項に基づき、またロータリーの[ブランドリソースセンター](#)にあるロータリーブランドのガイドラインに従い、補助金提唱者とロータリー財団を明確に示す[標識・表示](#)をプロジェクト実施地、またはその近接位置に表示すること。
- K. [ロータリー章典](#)の第 26.080 節に記述された、プライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。

2. 受領資格のない活動および支出

災害救援補助金を受領する活動では、以下を行ってはならない：

- A. 特定のグループ(種類を問わない)を差別するもの。
- B. 特定の政治的あるいは宗教的観点を推進すること。
- C. 完全に宗教を目的とした催し物を行うこと。
- D. 特定の人、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援を行うこと。
- E. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座を開設すること。
- F. ロータリー財団または国際ロータリーに、補助金資金を上回る財務上の責任を生じさせること。
- G. ファンドレイジング(募金)活動
- H. ワクチンの出所となる国ならびにワクチンの受領国の政府や規制当局からの事前の承認なく、国境を越えてワクチンを輸送すること。
- I. 無報酬で働くことを誰かに要求すること(プロジェクトは労働者の権利と公正な賃金慣行を守るよう努力すべきである。利益を得る人びとがプロジェクトでボランティア活動をする必要がある場合、これらの人びとの明確な同意が必要である)。
- J. 当該国の法的な労働年齢未満の人、または法律で年齢が定められていない場合は 16 歳未満の人による労働を要求すること。

また、災害救援補助金の資金は、以下のために使用できない：

- K. 補助金が承認される前に発生した費用、または進行中もしくは既に完了した活動
- L. ロータリー財団、ポリオプラス、またはほかの財団補助金への寄付
- M. 土地や建物の購入
- N. 武器または弾薬
- O. 軍事援助
- P. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽イベント、プロジェクトでの式典などのロータリー行事に関連する経費
- Q. 広報的な取り組み(プロジェクトの完了に不可欠な場合を除く)
- R. 1,000 米ドルを超える、プロジェクトの標識
- S. 他団体の運営費、管理費、間接的なプログラム経費
- T. 特定の人物や協力団体への使途無指定の現金寄付
- U. 新型コロナウイルスのワクチン
- V. ポリオワクチンのみを投与する予防接種
- W. 全国予防接種日(NID)に参加するための旅費
- X. 妊娠中絶、または性決定のみを目的とする施術
- Y. 18 歳未満の人の海外渡航費(保護者同伴の場合またはロータリー青少年交換プログラムに参加している場合を除く)

Z. 融資保証制度

AA. ローターリー地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、会員が所有者となる物品

BB. 地雷の探知および除去、または地雷を除去するための機材の購入

3. 申請要件

- A. 地区は、地区ガバナーと地区ロータリー財団委員長を含む、少なくとも 3 名のロータリー会員から成る補助金委員会を設置する。この委員会は、被災地のニーズを特定し、資金をこれらのニーズへの対応に最大限に活用する方法を決定する責務を担う。この委員会は、補助金資金の管理とプロジェクトの実施の監督も行う。
- B. 地区ガバナーと地区ロータリー財団委員長は、災害救援補助金の申請において承認手続きを行い、補助金センターから申請書を提出する責務を担う。
- C. 直接被災した地区のみが、災害救援補助金の資金を受領できる。
- D. 地区は、災害救援補助金を申請するにあたり、参加資格認定を得ている必要がある。
- E. 地区は、以前の災害救援補助金の報告書を規定通りに提出済みである場合に限り、追加の補助金を申請できる。
- F. 申請には詳細な使用計画を含める。
- G. 提出後 6 カ月以内に申請書が完全なものとならず、承認されなかった場合、この申請は取り消しとなる。
- H. 補助金の全関係者は、国際ロータリーとロータリー財団に対する義務を果たしていること。
- I. すべてのプロジェクトの名称が、ロゴ、徽章、グラフィックの使用に関するロータリーの方針に準拠していることを確認する(セクション 1「受領資格のある活動」を参照)。
- J. 臨時費の計画を立てる。地区は、発生しうる臨時費のために、災害救援補助金の 20%までを充てることができるが、承認された後に補助金に追加するすべてのプロジェクトと活動は、資金を使用する前に財団からの承認を受ける必要がある。使用計画に臨時用の資金を含め、最終報告書に臨時費の内訳を記載する。
- K. 管理運営費を含める。地区は、補助金の 3%までを、補助金に関連した管理運営費(銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など)に充てることができる。
- L. 医療従事者が補助金資金による活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低 500,000 米ドルの職業賠償責任保険(別称、過失脱漏保険または E&O 保険)に加入するよう期待されている。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人である。

4. 協力団体

- A. 協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他のプロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。
- B. 協力団体は、財団の報告と監査の全要件を遵守し、領収書や必要な購入証明書を提出する必要がある。
- C. 協力団体に提供された資金の全額は特定のプロジェクト費用として使用され、地区がこれらの費用の明細を記録する必要がある。

5. 補助金の資金源

- A. 災害救援補助金は、ロータリー災害救援基金への寄付によって賄われる。
- B. 本補助金の最高授与額は 25,000 米ドルとする。

6. 支払い

- A. 補助金は、地区が管理する災害救援専用の銀行口座、または地区が管理する他の補助金口座のみに支払われる。個々のクラブに支払われることはない。
- B. 銀行口座は、いかなる取引にも少なくとも 2 名の署名人を必要とすること。
- C. 補助金資金は、災害救援補助金を申請し、財団から資金を受領する地区のみが管理する。地区は、業者に直接支払いを行う。
- D. 補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。
- E. 補助金は以下の条件が満たされた場合に支払われる。
 - 1. 財団が補助金申請書を受取り、承認する
 - 2. 財団が記入漏れのない受取人情報書式を受取りする
- F. 補助金資金は、補助金申請書に記載された地区または地区財団の銀行口座のみに支払われる。
- G. 申請書の承認後 6 カ月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる。

7. 報告要件

- A. 補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する必要がある。
- B. 報告書には以下を記載しなければならない。
 - 1. プロジェクトの詳細な説明
 - 2. 関与するクラブのリスト
 - 3. プロジェクト実施に関与したすべての協力団体の名称
 - 4. プロジェクトの受益者数
 - 5. プロジェクトへのロータリー会員の参加方法
 - 6. 支出一覧
 - 7. 支出一覧に関連する銀行取引明細書
 - 8. 支出一覧と適切に相互参照できる領収書(財団に明示的に要求された場合)
- C. 地区が支払いを受けてから 6 カ月以内に報告書を提出しなければならない。
- D. 財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、または、支払いを(一部または全額)保留することができる。
- E. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告する必要がある。
- F. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される法律に従い、補助金の支出に関連する全領収書のコピーと銀行

取引明細書を保管する必要がある。

- G. 補助金プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を遵守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還する必要がある、最高 5 年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。
- H. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後 6 カ月以内、または地区からすべてのプロジェクトへ配分が完了してから 2 カ月以内に、財団に提出する必要がある。アルゼンチンとブラジルに支払われた補助金については、報告とともに、すべての経費について領収書を提出しなければならない。
- I. すべての補助金活動が完了した後に 1,000 米ドルを超える補助金資金が残った場合、受領資格のある追加の活動のための資金利用を財団が承認する必要がある。承認された通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還する必要がある。
- J. すべての補助金活動が完了した後に 1,000 米ドル以下の補助金資金が残った場合、災害救援補助金の使用が認められている活動にその資金を利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、災害救援補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。
- K. 1,000 米ドル以下の補助金資金が財団に返還された場合、その資金は国際財団活動資金(WF)に充当される。
- L. 以下の国は、返還資金について独自に以下を義務づけている：
 - 1. アルゼンチン:10 アルゼンチンペソを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
 - 2. ブラジル:100 ブラジルリアルを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
 - 3. インド:未使用の補助金資金は返還する必要がある。

8. 補助金における利害の対立に関する方針

- A. ロータリー財団の補助金の高潔性を保証するため、関与するすべての人は、実際の利害対立、および対立があると認識される状況を避けることが義務付けられている。
- B. 利害の対立は、ある補助金に対し、決定を下す、または決定に影響を与える立場にある人物が、補助金によって、本人、その家族、そのビジネスパートナー、またはそれらの人物が有償・無償を問わず、役員や指導的立場を担っている組織が、恩恵を得る可能性のある場合に生じる。
- C. 実際の利害対立、または対立があると認識される状況はすべて、申請手続きにおいてロータリーの補助金担当職員に開示する必要がある。利害の対立が存在するかどうか確信がもてない場合は、開示すべきです。
- D. 個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、ロータリーの補助金担当職員または管理委員会が決定する。補助金において利害の対立が存在する、または存在したと結論が下された場合、補助金担当職員は、補助金プロセスの高潔性を守るため、適切な措置を管理委員会に推奨する。このような措置には、当該会員の補助金委員会からの除外、補助金申請の却下、承認された補助金の取り消し、または特定の会員、クラブ、地区、または協力団体によるロータリー補助金参加の一時停止などが含まれる。
- E. 財団補助金の受領者または受益者となることができない人には、以下が含まれる。
 - 1. 現ロータリアン
 - 2. クラブ、地区、その他のロータリー組織(ロータリー章典 1.040 節に規定されている通り)、国際ロータリーの職員
 - 3. これらのすべての人の配偶者・直系卑属(血縁、養子縁組、再婚による子または孫)・直系卑属の配偶者・直系尊属(血縁による親または祖父母)、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員
 - 4. 元ロータリアンおよび上記の元ロータリアンと親族関係にある人(本人または親族の退会から 3 年間適用)

- F. 補助金資金を受ける活動を担当するクラブまたは地区の選考委員会の委員であるロータリー会員は、ロータリー補助金の影響を受ける可能性のある個人または団体との個人的、家族上、事業上の関係について、完全に透明性を保つ必要がある。これには、奨学金候補者、協力団体、業者、その他補助金によって利益を得る人びとまたは団体(ただし、これらに限られない)との関係が含まれる。委員は、実際の利害対立または対立があると認識される場合、選考が始まる前に委員長に知らせる必要があり、また、補助金申請時にも開示する必要がある。
- G. ロータリー地区、クラブ、会員が、補助金資金を受ける活動と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行う必要がある。資金が、会員、会員が所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉会員、または財団補助金の受領資格がない上記に記載された人びとに支払われるような業務をロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じる。
- H. 協力する非政府組織、商品または業務の提供者、保険会社、運送会社、教育機関を含む業者または支払先と利害関係がないことを確認するために、すべての補助金取引を見直す必要がある。利害対立のある業者であっても、公正な市場価格で最高の製品または業務を提供し、そのことが見積書や公正、透明、徹底した入札手続を経ているオファーによって証明される場合には、その業者を利用することができる。
- I. 利害の対立に関するロータリーの方針に関する詳細は、ロータリー財団章典の第 30.040 節を参照のこと。

9. インドに関する特記事項

- A. 他のすべての授与と受諾の条件に加え、インドの法律と FCRA(および 2020 年 FCRA 改正)を遵守するため、インド国内の地区に支払われる全額または一部の補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従う必要がある。
- B. FCRA に関する一般的な情報は、fcraonline.nic.in を参照のこと。FCRA の登録を受けた地区は、FC-4 書式と財務報告書をインド内務省(ニューデリー)に期限通りに提出する責務を負うものとする。
- C. すべての補助金の支払いは、インドルピーの資金を受領するために特別に開設された銀行口座または地区が管理する FCRA 口座に送金される。以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。インド国内からの拠出金から発生した十分な資金があると職員が判断するか、提唱者が銀行口座が FCRA の下に登録されていることを記した書類を提供する必要がある。そのほかの状況において支払いは待機状態となり、(インド国内から)追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、FCRA の下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにする必要がある。補助金資金は、支払いの全条件が満たされるまでは支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。
- D. 毎年 3 月 31 日までにインドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から支払われた補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の 5 月 31 日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から 2 カ月以内が提出期日となる。すべての中間報告書は、セクション 7(報告要件)に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
 - 1. 中間報告をオンラインで補助金センターから提出する。
 - 2. 中間報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
 - 3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと)をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局)であるかを明記しなければならない。
 - 4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする(複写の場合は、銀行のマネジャー/公認会計士が証明し署

名した正謄本)。

5. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
- E. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本(複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名したもの)、ならびに、3月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。
- F. 最終報告書は、セクション7(報告要件)に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
1. 最終報告をオンラインで補助金センターから提出する。
 2. 最終報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
 3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと)をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局)であるかを明記しなければならない。
 4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする(複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本)。
 5. 銀行調整の明細書を提出する(複数の補助金が一つのFCRA口座に振り込まれた場合)。
 6. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
 7. 「原本はすべて8年間保管し、インドのロータリー財団または南アジア事務局から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を補助金センターにアップロードする。
 8. 未使用の補助金資金は、資金の支払いを行った組織(インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局)に返還する。
 9. プロジェクトから利益を得る人びとに関する情報(写真、新聞の切り抜き、感謝状を含む)を保管する(インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から要請される可能性があるため)。

10. フィリピンに関する特記事項

- A. ほかの授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区またはクラブに支払われた補助金は、フィリピンの規制を遵守するためにより多くの実証を必要とする。
- B. フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法68(Securities Regulation Code 68)に改正通りに記載されている。これを遵守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得する必要がある：
1. 市長室、公印が押されていること
 2. 社会福祉・開発局(Department of Social Welfare and Development)長、公印が押されていること
 3. 保健局(Department of Health)長、公印が押されていること
 4. バランガイ議長室、公印が押されていること
 5. 民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの
- C. 各プロジェクトについて、証明書の原本5通を、下記に送付すること:Phil.Consulting Center Inc., c/o

Erika Mae Bautista, 2D Penthouse, Salamin Building, 197 Salcedo Street, Legaspi Village, Makati City 1229, Philippines.

- D. 証明書の見本テンプレートを、南太平洋・フィリピン事務局を通じて入手することができる。
- E. 7月から5月までに配分される補助金の証明書は、同じ会計年度の6月30日までに受理されるべきである。6月に支払われる場合は、7月31日までに受理されるべきである。

3. 財団の用語集（英略語）

英略語

D	DDF	District Designated Fund	地区財団活動資金
	DG	District Grants	地区補助金
	DRFC	District Rotary Foundation Committee	地区ロータリー財団委員会
G	GG	Global Grants	グローバル補助金
M	MOU	Memorandum of Understanding	覚書
R	RI	Rotary International	国際ロータリー
	RRFC	Regional Rotary Foundation Coordinator	ロータリー財団地域コーディネーター
T	TRF	The Rotary Foundation	国際ロータリーのロータリー財団
V	VTT	Vocational Training Team	職業研修チーム
W	WF	World Fund	国際財団活動資金

その他

A	Area of Focus	重点分野
	Annual Fund	年次基金
C	Cooperating Organizations	協力団体
	Community Assessment	地域調査
F	Financing	資金調達
G	Global Grant Committee	グローバル補助金委員会
H	Host Counselor	受入側カウンセラー
	(Primary) Host Partner	実施国(代表)提唱者
I	(Primary) International Partner	援助国側(代表)提唱者
M	Measureable Outcomes	測定可能な成果
	(Project) Monitoring and Evaluation	(プロジェクトの)モニタリングと評価
P	Partners	協同提唱者
R	Reporting	報告
S	Sustainable Impact	継続する成果